

茨城縣の農家副業 續篇



始



326-350

25



茨城縣の農家副業續篇

大正
6. 7. 4
寄贈

會
寄贈本

凡 例

- 一、曩に本會は、縣下に於ける農家副業の改良に資し、併せて之が獎勵に盡さんため、主要なる其の副業の種類に就き、特に調査輯録して茨城縣の農家副業と題し、之を上梓して當業者の參考に供したり。而も其の收むる所十數種に過ぎず。其の後他の種類を調査し、輯めて茲に一篇を成す。尙他日を期して爾餘の種目に亘らむとす。
- 一、本調査は、前回の繼續事業たりしを以て、其の方法凡て前回と一轍にして、豫め生産地の農會に託して之が基本調査をなし、更に本會より委員を派遣し、實地に踏査せしめたるものとす。
- 一、本書の編纂上、或は種目の順序其の當を得ざるものあり、又文章の体裁一樣ならざる点あり。讀者をして不便を感せしむる所蓋し多からん。これ一は調査上時期の關係に因り、一は委員より提出の原稿をそのまゝ輯蒐したるに依る。
- 一、本書の編輯は、専ら委員技手渡邊源五郎氏をして、之を擔當せしめられたれども、本會委員たる技師恒田嘉文、同竹林保太郎、技手兼書記小幡源之介、書記植田菊之助の諸氏、本調査に關係して盡力せらる。

大正五年十二月十六日

茨城縣の農家副業續篇目次

第一章	久慈郡上小川村の夏蠶	一
第二章	鹿島郡沼前村の養鶏	一〇
第三章	東茨城郡大塲村の養豚	二二
第四章	猿島郡沓掛村の茶	三三
第五章	久慈郡佐原村の茶	四二
第六章	久慈郡上小川村の蒟蒻	五九
第七章	久慈郡高倉村の凍蒟蒻	六九
第八章	行方郡延方村の藁細工	八二
第九章	鹿島郡輕野村の藁細工	九九
第十章	西茨城郡大池田村の木炭	一一一
第十一章	那珂郡薩郷村の紙	一一九
第十二章	東茨城郡澤山村の布引大根	一三五

茨城縣の農家副業 續編

第一章 久慈郡上小川村の夏蠶

(渡邊委員調査)

本縣農業物の第三位を占むる養蠶は、累年進歩發達し、最近の調査によれば、春蠶に在りては、二百七十二萬餘圓、秋蠶に在りては、百六十六萬餘圓の生産額を示すに反し、夏蠶は僅に五萬四千七百六十九圓の少額に止まれり。而も年々其の産額を減するの傾向あり。然るに久慈郡珂二郡の分水嶺たる尺丈山の麓は散在せる地方に於ては、春秋蠶を凌ぎて夏蠶の隆盛を見る。蓋し風土の然らしむ所なり。同地方の盤澤には到る所山中高助の桑影を見ざるはなく、其の幹の周圍數尺の老桑樹所々に散在し、歴々として古き蠶業の郷たることを證せり。而して久慈郡上小川村に属するの山郷最も其の適地とす。茲に同地方に於ける夏蚕の概況を調査し、之と同様なる風土に於ける地方の資に供せんとす。

一、調査地の位置及風土

本村は尺丈山と灘臺山との間に展開せる山郷にして、水戸鐵道の終点たる太田町を距つる北方約八里に在り、東西三里二十丁、南北一里十二丁、面積三方里餘。村内また峻峻なる山岳重疊し、其の間無數の溪谷を成す。一條の急流北より走りて村の中央部を環流し南方に注ぐ久慈川是なり。此の川の流域にて稍平坦なる地は、即ち各部落の中心点をなせり。其の他の部落は四圍の谷々澤々によりて散在せり。行政上頃藤大澤枋原の三大字に區劃す水戸市より大子町に通ずる縣道本村を貫通し、運搬交通上の一要路たり。縣道に沿ひる久慈川は、生産物の搬出に便多しとす。地盤もとより海面を抜くこと

平地に比すれば遙に高きを以て、冬期は割合に永くして低温に、夏期は比較的清冷にして濕氣常に多し。尙氣候の概況を示せば左の如し

月次	平均温度(華氏)	風位	月次	平均温度(華氏)	風位
一月	四八	北	七月	八七	南
二月	四八	北又西	八月	八四	南
三月	五五	北又西	九月	八二	北又東
四月	五八	北又東	十月	七五	北西又東
五月	七〇	南	十一月	五七	北
六月	八五	南東又北東	十二月	四九	北又西

雪 稍多し 雨 多し
 初霜 十月二十四日乃至十月三十日
 晩霜 五月初旬

地勢は山間部の常として高低一様ならず。従て耕地は、大抵傾斜地を利用するに止まる。砂礫質の壤土大部分を占むれとも、間々赤黒の埴土地あるを見る。本村に於ける土地の分配左の如し

種目	反	別	農家一戸當
田	五八、二	町	〇、一三〇〇
畑	三六一、〇	町	〇、七六〇〇
山林	一、八三四、〇	町	四、〇〇〇〇
原野	四三八、四	町	〇、九六〇〇
宅地	一一一、三九六坪	町	二一七坪

之を要するに、本村の風土は楮蒟蒻の如き特有物産に適し、夏蠶の飼育又大に利益あるを認む。殊に運輸交通不便にして、加之米作の耕地極めて少きを以て經濟上特殊の農業を営むの必要あり。宜なる哉、如上の副業は殆ど本土の主業として營まれつゝあるの状態たる。以下本村の夏蠶に就て詳述せんとす

二、沿革

本村に於ける夏蠶飼育の起原に就ては、記録の徴すへきもの更になし。たゞ口碑の傳ふる所によれば、古くより大字頃藤大澤の地に於て多少養蠶(夏蠶を主とす)をなしたる農家ありて、今日まで繼續し來りたるなりといふ。同地方に残存せる桑樹の老木に徴するも、父老の言の虚ならざるを知るへし。明治四十三年同村に蠶業組合の設置されし以來、技能の傳習漸く波及し、飼育の方法大に面目を改めたり。其の成績も亦良好なりしかは、従來の夏蠶に併せて春秋蠶の飼育大に起り、現今も頃藤及大澤の地最も盛なり。而して養蠶は本村重要な財源の一となり、夏蠶益々重視せらる。

三、生産數量及價額

最近の調査によれば、本村に於ける春秋夏蠶の生産左表の如し。

種目	用途	生産數量	單價	生産價額	同上合計
春蠶	販賣用	一、〇〇〇	三、八〇〇	三、八〇〇	三、九〇〇
	自家用	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
夏蠶	販賣用	一、四〇〇	四、二〇〇	五、八八〇	五、九八〇
	自家用	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
秋蠶	販賣用	一六〇	四、四〇〇	六四〇	六八〇
	自家用	四〇	一、〇〇〇	四〇〇	

計

更に本村に於ける重要物産を擧ぐれば左の如し

種目	數量	單價	價額
繭	二、八〇〇	三、九二〇	一〇、五六〇
苧	二四、〇〇〇	一、七五〇	四二、〇〇〇
白楮	三、二〇〇	〇、八〇〇	二、五六〇
草	三、〇〇〇	一、五〇〇	四、五〇〇
大麥	四、〇六五	五、〇〇〇	二〇、一六〇

二、八〇〇

一〇、五六〇

四

四、従業戸數

本村總民戸五百六十中、農戸數四百五十七を算し、蠶業に従事するもの百二十一戸に達し、再后益々其の數を増加するの趨勢なり。飼育の程度は最大框製八枚位最少同一枚位に止まり、普通四枚前後の框製を掃立つるもの多しとす。

五、種類並に品種の變遷

春蠶は近來の飼育に属するものにて、白玉、黄金種、支那廿號白繭種に止まり、秋蠶も亦春蠶同様にして飼育近年の起に属するを以て五大洲一代交配種(大和錦に支那白繭種の交配)に過ぎず。而して夏蠶は古來より傳はりたる國一の飼育最も廣く且最も多しとす、之に次ぎては伊達錦、白緋等の優品あり、六、蠶種の供給

從來當地方の蠶種は信州・上州等より入込める商人、若くは土地の取次者より各自購入し來れるか、組合設置後は、直接製造家より共同購入をなし、特に近年良好なる蠶種を選択するの趨勢に向ひ

たり。大字頃藤には國一種の蠶種製造家一戸あり。十四五年前より其の業を営み、年々確實の蠶種を供給せり。

七、蠶室蠶具の設備

蠶室は概して居室を利用す。框附四枚に對して八疊一間を充て、此の割合にて二間位を使用する農家普通なり

器具は別に設備せず。春蠶用の分を利用するに止まる。春蠶の用具は本縣他の地用のそれと大差なし、但聊か粗に失するの嫌なきにあらざれとも、其の用に差支なし

八、飼育の方法

毎年六月三十日乃至七月一日頃催青し、二日乃至三日間紙包をなし、全部孵化せりと認むる頃打ち落法に依る掃立をなす。而して左表に依り給桑除産を行ふ。第一齡期には五、六日間にて眠期に入る。眠期二十四時間にして第二齡期に入る。其の期四日半にして眠期に達し、また二十四時間にして第三齡期に入る、三、四齡期間及其の眠期は、共に第二齡期に同じ、第五齡期に至りて、五、六日飼育すれば即ち上簇期に達するなり。簇は枯柴、つゞ枝等を巧に利用し蠶の熟度を見計ひ上簇せしむ。上簇後一週間に於て收購するを常とす

給桑及除産回数表

蠶齡	給桑回数	除産回数
一齡期	八回	二回
二齡期	〃	〃
三齡期	〃	〃

第一章 久慈郡上小川村の夏蠶

五

氣候の變化、蠶室蠶具の關係等に因りて右表の趣を異にする場合あり

飼育上當業者の巧極により收穫に増減あるは勿論のことなれとも、概して框製一枚に付收繭量平均三貫内外を常とす

九、生産物の處理

繭は大体に於て、上繭と屑繭とに區分し、共同販賣の方法により、四方より入込む繭仲買商に即金販賣す、其の荷造運搬等は仲買人の負擔たれば當業者側に於ては何等の手数なし。また本村に於ては近來屑繭整理、座繰製糸、真綿製造等の講習を開設し、之か奨勵をなしつゝあるを以て屑繭は大抵自家にて之を消費するものとす

十、收支計算

繭養蠶に關する費用は年々大差なきも其の收入に於ては甚しき相違を致し安價の年は壹貫匁二圓七八十錢の平均を示し高値の年は平均五圓四五十錢を告ぐるか如く常に一定せざるを以て之れか收支計算は年により動搖するを免れず今左に平年作平均相場を基として之れか收支の計算を試むへし

支出の部 (但し生繭十貫に對する計算)

種 日	事	由	金 額
桑 代	苧り離し三百六十貫を要す(三十六貫に付二圓にて)		二十圓
器具損料	蠶室用に用ゐる器具一切を損料と見て		五圓

種 目	事	由	金 額
消毒藥品代	フォルマリン一磅代		五十錢
蠶室代	蠶室借入として八疊室一室一ヶ月二圓として三十五日分		二圓三十三錢
手間料	催青より收繭迄の手間料一切(男八人壹人五十錢、女三十九人一人三十錢)		十五圓七十錢
組合費	一切		一圓
計			四十四圓五十三錢

收 入 部

種 目	事	由	金 額
上繭代	上繭十貫代(壹貫代四圓)		四十圓
屑繭代	二貫代、壹貫壹圓五十錢)		三圓
蠶産代			一圓五十三錢
計			四十四圓五十三錢

差引損益なし
蠶種代は桑枝代と相殺す

蠶室代及手間料は實際當業者の收入となるものなれば、之れを所要人夫四十七人に分配するときは男女平均一人一日所得金三十八錢三厘強となる。

十一、販賣取引

收繭は各當業者毎に、二百匁位つゝを見本として中央(大抵は總代の家)へ持參し、商人の來るを待ち

八
隨時委員を擧げて交渉す。而して相當と認むる時は販賣するものとす。但し委員の定めたる事には絶對異議を申出てざる規約とす。

十二、販路の状況

前項の如くして販賣する故、販路の状況を知るに由なしと雖も、製糸家の報する所によれば、糸量豊富にして糸質の良好なる、本邦最優等地に匹敵すと。殊に年々群馬長野地方の製糸業者入り込み、競ふて購入し且つ其の價格も近隣に比なし、販路の好況知るべきのみ。

十三、飼料供給状況

春蠶の残桑及土堤桑畑地の側桑等を以て夏蠶を飼育し居れり。殊に大澤栃原の地に於ては大澤川及其支流の西側に殆ど野生的に茂れる老木の桑葉により飼育せり。就中澤邊の老木は肥料を施さるも營養分に富むか故に、此桑葉を供給せし蠶は、頗る光澤良く且つ糸量に富む繭を造るを以て名あり

十四、管理並に作業の年中分配

本村の當業者は其の家の組織上より割出し年中作業の配當等も大体に於て左の如く定め置くもの多し

月次	作業の種類	日
六月	蠶室の整理、蠶具洗滌及消毒	三 人
七月	催青、掃立、飼育、上簇	三十六 人
八月	收購、賣却、整理	八 人

備考 右は十貫目收購の場合を示したるものにて、經營規模の小なるに従ひ勞力は割合要し、其の大なるに隨ひ或程度迄勞力は比較的之れを要せざるものとす。

十五、勞力の過不及

全体より見たる當村に於ける農家の勞力は、冬期は多少餘裕あるも夏期は殆ど不足を告ぐる状態にあり。されど夏蠶は比較的手間料に於て多きを示し居れば、他の副業若しくは主業上、勞力の幾分を減して此方面に注ぐの趨勢を示せり。

十六、資金供給

大抵は自家の資金に應じて、堅固に經營するか故に、特に之かため資金の供給を他より仰ぐ等のことなし。

十七、發達上に關する事項

前述せる如く本村の氣候は夏期比較清涼に、傾斜地及澤畔の利用、土質の桑樹繁茂に適合せる点等夏蠶地として、誠に天與の良風土たり。而して一面山間の避地にして交通運輸の便開けさるか故其の生産物は常に水く保存し得べきもの及輸送上經費を要せざるものを以て得策とする故に、繭の如き産物は經濟上最も利益多きもの一なりとす。宜なるかな近時其の進歩の跡著しく經濟状態年と共に裕かなるの形跡あるや、然り而して山間部の常弊として當業者一般に改良進歩の念薄く勤勞を嫌いて、貧苦に甘んずるの傾向あるは、斯業の如き勤勞を要する經營に對して其の發達上障害あること實に尠少なからざる也

十八、改良獎勵の事項

縣及郡の蠶業獎勵に伴ひ本村の先覺者亦之か改良獎勵に力を致し、明治四十年以後は蠶業組合を設立し、講習講話等によりて飼育上の技能普及生産物の處理と共に桑園の改良培養に意を注ぎ、追年成績の見るべきものあるに至れり。然れども其の設備の充實、技能の上達、桑園の仕立等幾多改良を要す

へき点多しとす。

十九、將來の見込

前記の事實より綜合し來れば、本村の夏蠶は幾代の以前より繼續し來りしか如く、今より幾代の後まで衰退せずして繼續せらるゝことならん。縣郡の獎勵によりて發達し來りたるの春秋蠶は一時夏蠶の領域を縮めたりしか比較の結果は何等獎勵に與からざりし夏蠶の勢復興し之か飼育に走るもの漸く多きを加ふるの傾向なり

第二章 鹿島郡沼前村の養鶏

(小橋委員調査)

本縣下に於ける養鶏の獎勵に付ては縣は早き頃より縣農事試驗場をして種禽種卵の配付を行はしめ又明治四十年四月訓令第八號全年五月告諭第二號を發し實利的の飼養と組合の設立とを勸奨し又縣農會にありては自四十二年六月六年間に於て金四、九三四、一〇〇を投し水戸市に直營の種禽場を設置し又管内十二ヶ所に委託種禽場を設け盛んに種禽卵の配付を行ひ以て良種の普及に努めたり此間直營種禽場のみにて配付せし種禽は百六十羽種卵は壹萬三千九百六十六枚此人員千八百七拾人なりとす是等獎勵の結果に依り本縣の養鶏業は逐年發達して今や本邦道府縣中第三位の成績を占むるに至り大正四年六月末現在の飼養は十四萬二千九百八十八戸(農戸に對し)家禽の總數一、一六四、五六八羽(均八羽強)一ヶ年産卵の價額百九萬四千七百貳拾貳圓の巨額に上り到處家禽を飼養せざる土地なきに至り且漸々發達の傾向を呈しつゝあるは喜ぶべき現象とす本村は夙に家禽改良に意を注ぎ農事試驗場及縣農會等より種禽卵

の交付を受け多年之か普及を計れり隨て其の成績も亦見るに足るものあり故に其の概況を調査して之を左に記述し以て參考に資せんとす

一、調査地の位置及概況

本村は海老澤、神宿、駒場、小堤、城之内、宮ヶ崎、綱掛の七大字より成り郡の西北部に位し鉾田町(郡衙所在地)を距ること三里三十五町水戸市を離ること四里三町にして東は大谷、徳宿の兩村に接し南は巴村に續き西は東茨城郡長岡、川根、上野合の三村と隣し北は涸沼を隔て、全郡石崎村に對す地勢丘阜多く氣候溫和なり現住人口四千二百三十人、戸數七百八十戸内七百三戸は農業に従事し殘七十七戸即約一割は諸職工商業漁業等を營めり田は三百八十四町六反歩畑は五百十五町八反歩此計九百町四反歩にして(農家一戸に對する平均面積一町二反八畝歩強に當る)尙山林七百十六町の多きを有し農業上實に有利の地たり然りと雖涸沼沿岸の稻田は時に水害を蒙むり又交通機關としては水戸市及鉾田町に一日一回往復する客馬車僅に一臺あるのみに過ぎす加ふるに道路不良なるを以て運輸の便宜しからざるの遺憾あり

二、沿革

本縣地方に於ける養鶏に就ては記録の存すべきものなきを以て其の傳來を詳かにせずと雖之を名宇古刹の彫刻等に徴し以て從來の狀況を推せば亦古昔より飼養し來りしこと疑なきことなりとす維新前に於ては鶏鳴を以て曉を計るの時辰機に擬し鶏鳴に起さざるものは名を成すこと不能との戒めあり殊に農家は其の稼墻を勵む爲早起の要あるにより大抵の農家は之を多少飼養せり此の時代に於ける種類は専ら地鶏(ニハトリ)矮鶏(チャボ)のみにして共に實用兼愛翫用に供せられ生産收益の目的の如きは蓋

し願みる者無かりしか如し本村の沿革亦然りとす昔時常地方は鶏を神の使鳥として尊み之を殺し其の肉を喰ふが如きこと絶てなく其の卵のみ煮て食したるもの、如し安政萬延文久年間頃には牝鶏農すれは之を忌み直に水戸雷神社に奉納したる爲該神社の境内は常に牝鶏群集し居りしと云ふこれ以て肉食せざる事實を證するを得へし後外國との貿易開けてより漸次肉食をなすの風起り元治年中水戸市泉町四丁目太田屋吉兵衛表店及全市向井町神應寺前にかしわ鍋なるもの開店せられたるに當時之に出入する者は概ね労働者にして中流以上の者は之を避くるか如き有様なりしも世の進歩に伴ひ漸次嗜好者を増し其の需用益々盛んとなり到處肉卵の販賣を見るに至りたるを以て種類の改良期せずして行はれ頃に生産數を増し明治十年頃より農家經濟の一端を補足する良副業として認めらるゝに至り以後逐年發達して今日の盛況を來たせりとす

三、種類並品種の變遷

維新前當地方に飼養せられし家禽は矮鶏、地鶏(ニハトリ)のみなりしか明治初年頃より軍鶏の飼養行はれ全五、六年頃更に九斤(コイチン)及吐綬鶏(ヒチメンチヨウ)來り後外國貿易の發達に伴なへボーランド、オーピングトン、ハンバーク、ミノルカ、アングアルシャン、レクホーン、アンコナ、ウィダン、ブリモースロツク等の洋種順次普及するに至りたり然れとも目下主として飼養せらるゝ種類はミノルカ、アングアルシャン、ブリマースロツク等の諸雜種にして其の純系種は極めて少なしとす此外軍鶏を飼養する者尠からされとも此等の現象は近來其の雛の賣却が比較的利を得らるゝに基くものにして單に一時の流行に過ぎざるものゝ如し

四、飼養戸數並其の區分及家禽總數

本村農會は本調査の爲特に大正四年十二月末日現在に基つき右の實地調査を施行せり其の結果左の如し

區分	三十羽以上	二十羽以上	十五羽以上	十羽以上	五羽以上	五羽未滿	計
戸數	五十羽未滿	三十羽未滿	二十羽未滿	十五羽未滿	十羽未滿	四五	七四二戸
羽數	四	三三	一三〇	二三〇	二九九	一七四	八、一六七羽
羽數	一六〇	八二五	二、二二七	二、六六〇	二、二二一		

右の家禽數を更に區分すれば左の如し

成禽雌 三、九七〇羽 雄 九九二羽 計四、九六二羽

此價格金二千四百八十一圓也 一羽平均五十錢
雛 三千二百五羽

此價格金六百四十一圓也 一羽平均二十錢

本縣の飼養戸數は農家の八割三分なるに本村は農家總數より九戸多く又本縣の飼養戸數の平均羽數は一戸八羽強なるに本村は十一羽強に達し居れりとす

五、生産數量並價額

本村に於て一ケ年間に生産する雛及卵の總數に就ては具體的の調査なき故之を確知すること能はされとも本村の農家は其の所有成禽數の二倍乃至四倍の雛を生産する實況なるを以て此の平均を三倍とせば假りに成禽十羽所有(年末見當とす)の者は即ち三十羽の雛を生産することゝなる(但し抱卵數は三十六ヶなれとも内六ヶ即ち二割は孵化せず)然れとも此の三十羽の内左記原因にて約十分の四は死亡するに依り結局生育を遂ぐる雛數は十八羽算當なりとす

雛死亡の原因

下水桶等に墜落するもの	百分の五十
羽蟲に害せらるゝもの	全 一五
誤て母鶏に踏殺せらるゝもの	全 一〇
病死するもの	全 一〇
猫に害せらるゝもの	全 五
鼯に害せらるゝもの	全 五
鳥に害せらるゝもの	全 五
計	一〇〇

以上の次第に基づき一ヶ年に於ける本村の孵化用卵及生産雛の總數を推算すれば左の如し
 孵化用卵の總數一七、八六三個一ヶ平均二錢とし此金三五七、二六〇也
 但し成禽總數四、九六二羽の三倍六分の抱卵數とす

右孵化用卵一七、八六三羽の内	六分の一腐敗す 此數二、九七ヶ
	六分の五孵化す 此數一四、八八羽
右孵化雛一四、八八六羽の内	十分の四死亡 此數五、九五四羽
	十分の六生育 全 八、九三二羽
右生育雛八、九三二羽の内	五分の四賣却 此數七、一四六羽
	五分の一飼育 此數一、七八六羽

賣却雛七、一四六羽の代金一、七八六^四五〇〇也

但し雛一羽の賣却代金は十五錢乃至三十五錢なるに付平均二十五錢とす
 外淘汰成禽一、七八六羽 但し前記飼育雛と交代に淘汰するものとす

右淘汰成禽一、七八六羽の内 二五〇羽 自家食用
 一、五三六羽 賣却

賣却成禽一、五三六羽の代金八九三、〇〇〇也 但し一羽金五十錢とす

又一羽の産卵數に付ては一ヶ年間最も多きもの百八十ヶ少なきもの九十ヶ位に過ぎざるに依り之を平均せは先以て一羽百二十ヶの見當なるか故に之の標準を以て本村成禽總數三、九七〇羽に對し其の産卵數を見積れば左の如しとす

自家食用	二五、九七〇ヶ (一斤平均)
孵化用	一七、八六三ヶ (前記の)
賣却用	四七二、二七〇ヶ
産卵總數	五一六、一〇〇ヶ内

賣却卵四三二、五六七ヶの代金八、六五一、三四〇也 但し一ヶ平均貳錢とす
 以上に依り一ヶ年間に於ける本村家禽の收入金額を合計すれば左の如し

金 一、七八六、五〇〇	雛七、一四六羽賣却代
金 八九三、〇〇〇	淘汰成禽一、五三六羽賣却代
金 八、六五一、三四〇	卵四三二、五六七ヶ賣却代

記

計金一一、三三〇、八四〇也

備考 本村飼養戸數七百四十二戸にて右計金を除せば一戸平均の所得金拾五圓貳拾七錢強なりとす

六、種禽種卵供給の方法

本村農會は嘗て年々前記の如く本縣農事試驗場並本縣農會より良種禽卵の交付を受け之を農民に配付し又は他より購求の斡旋を爲したるを以て比較的良種禽普及し居るにより農民は格別種禽卵の供給に付意を勞せしことなし

七、鶏舎の設備

各飼養者に依り其の趣きを異にすれども大抵居宅を利用し屋内土間の壁側(高概ね七尺位)に長方形の竹籠に葎を張りたるものを作りて之に充てり(外見を良好にする者は板箱を用ゆるものあり)又屋外鶏舎を作り左の如き設備をなすもの少しくあり

- 一、舎内の高さ三尺迄を板張りとし上部は竹を編みて之を圍ふ屋根は粗末の藁葺とす
 - 一、舎の間口は飼養羽數の多少に隨ひ長短あれとも奥行は概ね六尺乃至九尺とす
 - 一、舎内は空氣の流通をよくする爲適當のヶ所に窓を多く設け舎の入口を開戸とす
 - 一、舎外には竹籐、亞鉛線網等にて圍をなしたる適當の運動場を作る
 - 一、冬は舎内の窓に葎を張り冷却せざる設備をなし夏は風通を良くす
- 以上の設備とすれば牝鶏十五羽牡鶏二羽計十七羽位當の舎に要する費用三、四圓に至るへきも板箱作りのものは七、八十錢位にて足り又竹籠作りのもの、如きは其の材料大抵の農家にある故に殆んど錢を要せず僅に少許の勞力を費すのみなりとす

八、飼養の方法

普通養鶏の配合は雌十羽に雄一羽位を可とするに本村民は大抵四雌一雄の割合にて飼養し居れり經濟上將來雄を淘汰するの必要ありとす養鶏に舎飼、放飼の二法あり舎飼は生育後に於て産卵數多き結果を來たすもの、如きも放飼に比し生育の度合遅るゝのみならず殊更飼料を多く要するの欠点あると又當地方は養蠶盛なる爲宅地附近は概ね桑畑なるにより放飼するも作物に害を與ふること極めて少なきにより殆んど放飼のみをなせり然りと雖放飼は第四項に記載の如く雛を損するの憂あり飼養に費す勞力は微々たるものにして農家は毎食等の前後若くは作業の休憩時に於て其の管理をなすことを得る故に毫も他の作業を妨ぐる虞れなし而して當地方に行はる育雛上の要点を擧ぐれば左の如し

- 一、母鶏は就蔕熟の強きものを選ぶ如斯母鶏は雛に對する愛着心も亦篤くして且外敵の防禦を能くし尙育雛のことに巧みなるを通例とす地鳥(ニハトリ)九斤種にこれ等のもの多し殊に其の育の經驗ある母鶏程宜しとす

- 二、母鶏に對する就巢中の注意としては日に一回食餌を求むる爲巢立の際清水及飼料を與ふる様にせは宜しきも少數の熱心者以外は之を行はず

- 三、雛の際は米糠、粟、碎米、魚肉、介類等の細末にしたるものと青菜とを與ふ

雛に對する被害豫防方法としては

- (1) 墜落を少なくするには下水溜、肥料溜等には菰、竹箆等にて蓋をなせは可なるにこれ等を周到に行ふもの殆んどなきを遺憾とす
- (2) 羽蟲に對して除虫菊を少許栽培し除虫菊粉を製し(購入するも可なり)之を兩三回体内に塗付すれば絶

- (3) 鳥獸の害を減ずるには可成多くの人目に觸るゝ箇所に於て放飼すること
- (4) 鼬に對する被害豫防の良策は未だ見當らざるを遺憾とす
- (5) 誤つて母鶏に踏殺せらるゝは放飼迄に至らざる以前に於て起るものなれば丸籠等使用の場合に可成廣きものを用ひ又給餌の撒布を平かにするを要す
- (6) 雛の病に罹りし際に處する適當なる療法未だ行はれず
但し本地方の飼育者中には蕃椒の水を嚙下せしめて之を治癒することある由なり

九、收支計算

本村一戸の宅地は平均約六畝歩強なれとも其の接續地は概ね竹林、桑畑等なるを以て其の構内の見積計面積は平均一反五畝歩以上ある故放飼に適せりとす又養鶏の管理に就ては格別勞力を要せざるに付餌料の備充分あるに於ては一戸優に數十羽の飼養をなすことを得ると雖如斯多數の放飼をなせば自家區域外に出て他家の作物を害する虞れあり故に一農家飼養の程度は先以て十五羽位に止むるを可なりとせり而して本縣の普通農家は本地方の農家に比し其の状況大差なきに依り此の飼養羽數の標準を以て一般に推すも亦誤りなかるべきを信すされば本收支計算は十五羽飼養のものを基とし尙其の計算に就ては最初に種禽を買入れて繁殖を圖る方法と雛のみを買入れて飼養する方法との二途あれとも前者は算出頗る複雑を來たすのみならず其結果に於て經濟上後者と大差なきにより即ち後者を標準として算出することとせり

支出

區分金額	一年目			二年目			三年目			計	摘要
	一年目	二年目	三年目	一年目	二年目	三年目	一年目	二年目	三年目		
雛舎代	四、五〇〇									四、五〇〇	生育二ヶ月後の雛十五羽代(雌十三羽雄二羽)一羽三十錢宛
伏籠代	一〇〇									一〇〇	端板等にて造るとせば人夫込總費一圓にて充分なり此の維持年數二十ヶ年一年分の費五錢宛
飼糶代	一、〇〇〇	七斗五升	一、五〇〇	五斗七升	一、五〇〇	四、〇〇〇				伏籠一ヶ三十錢三ヶ年使用し得一年分費十錢宛	
飼糶代	一、〇〇〇	五斗	一、〇〇〇	五斗	一、〇〇〇	四、〇〇〇					
飼糶代	一、〇〇〇	五斗	一、〇〇〇	五斗	一、〇〇〇	四、〇〇〇					
料 屑小麥代	五斗	一斗	六、九〇	三斗	六、九〇	一、八三〇					
料 屑麥代	二斗	三斗	三、〇〇	三斗	三、〇〇	八、〇〇					
雜費	二〇〇		二〇〇		二〇〇	六〇〇				除蟲菊粉及其他藥品の見掛費(作物に對する被害は見積ること困難なるのみならず之等は豫防し得るものに付其費を計上せず)	
一年三回の育雛用餌料	粟代	一升	一五〇	三升	一五〇	三〇〇				餌料以外	
一年三回の育雛用餌料	碎米代	五合	六〇	五合	六〇	一二〇				育雛用として水入及餌箱等を要するもこれは皆家具の廢用物を充用し得る故に其の價なし	
一回三ヶ月分宛	魚介類代		四五〇		四五〇	九〇〇					
育雛人夫賃	人三	卅六代	九〇〇	卅六代	九〇〇	一、八〇〇				三十六ヶは一回十二ヶ宛にて年三回分なりとす	
計	八、〇〇〇	五、九〇〇	五、九〇〇	五、九〇〇	四、五〇〇	一九、八〇〇				人夫の三人は年三回分を見積りたるものなりとす	

備考 二年目に於ける孵化用種卵三十六ヶ中六分の一は腐敗し残三十ヶ孵化するも此の内十分の四は第 項記載の事由にて死亡する故生育數は十八羽となるも又此内十三羽を賣却するを以て年末現在に即雛五羽成禽十五羽此計二十羽なりとす

三年目には初年の親鶏の廢除すべきもの五羽を賣り雛の孵化數處分數を二年目と同様にする故年末の羽數は十五羽となる
四年目以下は三年と同様にする故計算を除く

収入

區分金額	一年目			二年目			三年目			計	摘要
	卵	雛	廢	卵	雛	廢	卵	雛	廢		
卵	六百五十七ヶ	千四百四十ヶ	全	二八、八〇〇	七〇、六〇〇	初年目は一羽産卵五十七ヶ宛にて六百五十七ヶ宛にて千四百四十ヶ一ヶ平均二錢宛					
雛	一三、〇〇〇	一三、二五〇	全	三、二五〇	六、五〇〇	一羽平均貳拾五錢宛					
廢	一	一	全	三、〇〇〇	六、〇〇〇	一羽平均六拾錢宛					
雞糞	三十七貫五百匁	五十二貫五百匁	全	三、一五〇	八、五五〇	雞糞は一羽平均年三貫五百匁收納し得此金貳拾壹錢也					
成禽	一、二五〇	三、一五〇	十五羽	一〇、五〇〇	一〇、五〇〇	成禽價額は重複の計算を避くる者					
計	一五、二五〇	三八、二〇〇	四八、七〇〇	一〇二、二五〇		初年二年共計上せず					

收支差引殘金八二、三五〇也 即殘金(一ヶ年平均 金一四、六〇〇)

右殘金八拾貳圓參拾五錢は即ち養鶏管理上の勞力に對する報酬となるものにして僅たる勞力を以て如斯多額の所得を擧ぐるを得るを知らは實に本業の尊ぶべきことを悟るべし

十、販賣の方法

雛は肉用販賣の目的を以て生育するものなく孵化後二三ヶ月の間に於て賣却するを常とせり又成禽の雄にありて種禽に属せざるものは隨時賣却するも其の雌に至りては特に不良ならざる限り大抵三、四年後に至らされは賣却せざるものゝ如しこれ産卵歩合の減せざる所以あるに由るものとす而して取引

の方法としては鶏卵等すら未だ共同販賣の途毫も行はれず地方小買商人に對し各戸任意代金引換居拂賣をなしつゝあり此等商人は更に之を附近の市街地(石岡、水戸、大貫、小川等)の間屋に賣り又其の間屋は此の内より其の地方の需用を充すへき幾分を残し他を東京、横濱、日光等の得意先に仕向けするものゝ如し

十一、發達に關する利害事項

本村家禽業の他に比し比較的發達したるは前記の通り農會等の指導獎勵の結果に基因すること勿論なれども亦世の進歩に伴ひ一般の生活向上し肉卵の需用到る處逐年増加しつゝある爲なると近年穀價下落し餌料低廉なるに反し肉卵共正價を維持し來りし故飼養上不堪利益ありし所以に由るものゝ如し大正三年末に於ける本村民の貯金現在額五、八五三、六八三厘此人員八百八十余人にして其の多くは養鶏の收入に依るものなりといふ又發達に關し從來障害ありし事項は交通不便の爲仮令供給者を増すも需用者を増す能はざりし事情ありしこと飼育の技幼稚なるとのため病害等にて斃死多かりし年屢々ありしを以て之を顧慮し増加せざるものありたること利益的感念割合薄くして單に米穀の落粒の廢棄を恐れて之を飼養するに過ぎざる者多かりしこと等はなりとす

十二、改良を要すべき事項

改良上種類の点に於ては肉用としてはフリモースロックの如きものを取り採用用としてはミノルカ、レクホーン等の如きものを撰みて飼養するに利あり又右等の一代雜種を作り出し産卵數の最も多きものを生産せしむるを得策とす而して一面副業的事業に鑑み割合に多く飼養せざる様制限し尙進んては生産物に對し適當の處理方法を講し共同販賣組合を組織するの必要を認めらる

十三、將來の見込

養鶏の管理は老幼といへとも之を辨すること易々たるのみならず格別の資本を要せざるを以て各戸之を飼養することを得べく又其の需要は年々増加するの傾向あるは一般の趨勢なり従來本邦に於ては輸入卵によりて鶏卵需要上の大不足を補足し來り之か爲年々百萬圓以上の支出をなし現に大正三年の輸入高を見るも百四十萬圓の巨額に達せる状態なるに依て養鶏業の前途發達の余地は頗る大なりとす農民たるもの宜しく茲に鑑み國益のため益々其の生産を増大し此等輸入卵を驅逐するの必要あり況んや政府は此の輸入卵に對し高率なる關稅を課し(一ヶ平均四厘以上に該當す)以て本邦養鶏業の發達を保護せられつゝあるに於てをや齷て視るに本村地方に於ける養鶏の業も當業者の經營及勤勵の如何により將來尙隆盛の度を増すべきなり

第三章 東茨城郡大場村の養豚

(小幡委員調査)

農商務省統計の示す所によれば大正三年末現在に於ける本縣の養豚數は一萬千九百三十六頭にして沖繩縣の九萬八千七百餘頭、鹿兒島縣の六萬四千八百餘頭、神奈川縣の壹萬九千二百餘頭に次ぎ本邦道府縣中の第四位を占む大正四年末に於ける本縣の飼養頭數は一萬八千三百三十頭に進み其の產出數一萬三千六百六十三頭に上りたり而して縣内養豚の比較的隆盛なるは東茨城郡大場村地方とすこれが調査の概要左の如し

一、調査地の位置及概況

本村は東茨城郡の東南端に位し本郡役所々在地たる水戸市を距る二里二十二町にして北は稻荷村に西は酒門村に南は石崎村に接し東南の一端澗沼川を隔て、大貫町と對す村内は大場、森戸、下入野、秋成新田の四大字に分れ大場は東部にありて本村面積の約二分の一を占め森戸は西部に下入野は西南部に秋成新田は南部にあり東西一里八町南北一里四町にして特に西北の一端のみ細く長く稻荷酒門兩村の間に突入す東北端より西南に亘るの間は一帯の高地にして山林及畑多く南は平坦なる低地にして田の大部分これに在り現住人口二千五百二十四人、戸數三百九十二戸、内三百八十二戸は農業に従事し關係なきものは僅に十戸のみなりとす田二百六十六町六反歩、畑二百六十二町四反歩此計五百二十九町歩(農家一戸に對する平均面積一町三反八畝十五歩弱に當る)山林は百九十八町歩ありて地味概ね肥沃農業の適地たりたゞ遺憾あるは澗沼川沿左岸の部落時として洪水を蒙むり田畑は勿論人家も數日間浸水の厄に遇ふことあり

二、沿革

明治二十年本村大字下入野大山彦太郎なる者下總方面より俗に野豚と稱するものを四頭買入來りて飼養せりこれ本村に於ける養豚業の嚆矢とす野豚は割合分純數多く七頭乃至十頭位を生産するも種類不良にして成豚の重量漸く二十貫位に過ぎず且其の生育遅々として多くの飼料を要し經濟上引合はさしを以て普及するに至らず飼養總數僅に二十頭位迄にて止めたりき明治二十五年大字大場入野熊太郎なる者結城郡砂子方面より磯濱町に輸入し來れるパークシャ一種牝二頭を買入れ來り蕃殖を圖りしに成績優良なりしを以て漸次飼養者を増せり又大字下入野齊藤勘次なる者明治三十八年パークシャ種牝一頭を求め來り爾後其の蕃殖を圖りたるに成績良好なりしを以てパークシャと共に其の飼養流行せり而して現今あるものは殆んど此兩種の雜種のみにして其の純粹なるものは僅にパークシャ種牝一

頭あるのみなり

三、飼養戸數生産及價額

本村に於ける養豚の成績は年に依り一進一退の状ありしも大体に於て着々發達し來りたりとす既往十ヶ年間に於ける飼養戸數並頭數產出數等を擧ぐれば左表の如し

大場村養豚調

年次	年未現在		年內		年次	年未現在		年內	
	飼養戸數	全飼養頭數	產出數	飼養頭數		飼養戸數	全飼養頭數	產出數	
明治四十年	三六	四五	二〇	二〇	全二年	五一	六六	六六	
全四十一年	二四	三〇	二四	二四	全三年	七二	八八	八八	
全四十二年	二四	三〇	二四	二四	全四年	六七	八一	八一	
全四十三年	九一	三九	九一	九一	全五年	七四	九三	九三	
全四十四年	一一五	四五	一一五	一一五	五月現在	一	一	六五六	
大正元年	四二	五四	五四	五四	計				

四、種豚の供給方法

種豚は骨格逞しうして各部の發達其の權衡宜しく皮膚清潔にして彈力に富み一見勇放にして牡らしき舉止あるものを選びを要す而して其の年齢は滿三才位のもの最も可にして滿四才以上に達せば概ね情慾減退するに依り賣却するを得策とす而して種豚一頭あれば一日牝二頭に交尾せしめ得べく尙又牝の交尾期の順宜しとすれば一ヶ年間約百頭に配するを得へし幸ひ本村及隣村に種豚として相當のものあるを以て交尾上の不便を感ずることなし其の交尾料は一回一圓乃至一圓五十錢とす

五、豚舎の設備

光線の射入充分にして且乾燥の地を選び一頭に付間口八尺奥行六尺位を適度とす幼豚飼育には古板等にて柵を設け野犬の害を妨ぐ畜舎の材料は竹、松、杉丸太、引落板等あれば結構なり此の材料を以て一頭分の舎を新築するには人夫約二人を要す如斯ものは約十年の使用に堪ふと云ふ此總費用約七圓にて足るを以て一年間に於ける平均費用は七十錢なり尙豚舎に對する附屬として傍らに適當の運動場を設け左の器具を備ふへし

- (1) 落板にて製したる食槽 一、 此金三十錢一ヶ年維持費十錢
- (2) 飼料運搬用小桶 一、 此金六十錢同 三十錢
- (3) 飼料の煮沸に供する鍋釜等は自家用品を併用し得る故費用を要せず
- (4) 肥出萬能 一ヶ 此金三十五錢同 七錢
- (5) 尿溜桶 一、 此金六十錢同 十錢

六、蕃殖の狀況

仔豚は生育五六ヶ月後に至り發情すれとも相當の交尾期に達するは八ヶ月後にして十月後を最も適期とす又發情の徴候としては陰部膨脹して薄紅色を帯ひ聲喧騒に且奔走する故容易に之を知るを得へし發情終了せば廿一日乃至三十日後復た發情す(分娩後の發情は四五十日後なりとす)而して此發情期間は凡三日間なるを以て交尾は此の間に行ふを要す經驗者の談によれば其の三日目に交尾せしむること最も可にして二日目に交尾せしむるは受胎少なきことあり又受胎を良くするには毎回發情期毎に交尾せしむるをよしとすと受胎期間は百二十三日より百二十日位迄なれど普通は百十五六日とす(死産の場合には百三十日前後に亘ることあり)而して分娩後四五日に至り復た發情する故春秋の二回に分娩

せしむるを得る様交尾の期を選びこと最も大切なりとす分娩数は少なきは四五頭多きは十四五頭に上るものあれとも普通は七八頭なり母豚の乳房数は十乃至十四位ありて一定せず尙其の内には乳汁のよく出つるものと出てざるものとあり故に分娩仔豚の甚た多き場合は其の母豚の乳汁の出つる乳房數丈生育せしむる要あるを以て体狀不良のものは之を淘汰するを可とす仔豚は乳付二三日間にて各自巳の乳房を選定し決して他の仔豚の乳房に口を付けざる性癖あり仔豚は生育二十日前後に至れば乳の外に食事を求め三十五日乃至四十日後全く離乳せしめ得るを以て此頃賣却するを常とせり滿四才位迄は受胎の成績良好なれども爾後は概ね情慾減退する故に肉用として賣却する方得策とす

七、飼養管理

妊娠に對する飼料は糞大麥、大豆、豌豆、甘藷、根菜類の煮たるもの又は醬油粕、豆腐粕等を供給し腐敗したるもの等は與ひざる様注意し又時々適當なる運動をなさしむると共に屢々敷藁を取換ひ舍内を清潔にすへし又分娩後も可成飼料に注意して妊娠中と同一のものを與ふるを要す母豚は其の育児中甚しく渴することあるを以て常に清水を充分に舍内に備ひ置くこと肝要なり

仔豚に對する始めの飼料としては大麥の挽割、麩、糠、馬鈴薯、甘藷の碎きたるもの又は豆腐粕等を温湯に浸して幾分の鹽分を加味し少許宛與へ成長するに隨ひ次第に其の分量を増加すへし但し同室に於て之を給すれば母豚の爲奪食せらるゝに依り隔壁を設けて別室を作り仔豚のみ出入し得る如くならずを要す

成豚に對する飼料は可成飽食せしむる爲穀菽の莖稈、根菜類の莖葉又は生草等の如き容積の大なるものを與ふること可なりとすれとも其の体量を多からしむる爲前記の如き滋養飼料を時々與ふること亦

必要なり其他一般に對する管理上の要件を擧ぐれば左の如し

- (1) 交尾後牝豚には直に飼料を給せず五時間位の後に於て微温湯中に鉄若くは米糠等を混ぜしものを給し一晝夜位の間節食せしむること
- (2) 妊娠は分娩期近頃は臥すことなく敷藁を喰ひて一隅に集め産褥を作る故に新鮮なる切藁を給すへしされと之を多量に給せば仔豚は其の中に埋められ母豚の爲に誤つて踏殺せらるゝの虞あるにより敷藁は其の長さを四五寸位に切截し又床の厚みは五六寸より多からしめざること若し誤て仔豚の壓殺せられしときは直に之を取去らざれば母豚は遂に之を喰ふものにして一度之を喰ひは他の仔をも喰ふに至るの虞ある故此の際には母豚に嗜好の飼料を與ひて之を食する間に必ず氣付さる様に死兒を取去ること
- (3) 仔豚の時に可成懇切に世話し人に馴れしむるの習慣を作ること極めて肝要なり
- (4) 乳斷後に於ける仔豚の飼料は哺乳中と同一のものを選び一時に絶食せしめ可成度々給與し且漸次粗食に馴れしむへし四ヶ月後に至らば成豚と同一の取扱をなして可なりとす
- (5) 仔豚は生後六、七週後に於て蕃殖用に適するものを除き悉く去勢するを要す牝の去勢は容易にして且其の經過良好なれとも牝の去勢は結果不良に陥ることある故乱に之を行ふへからず
- (6) 豚舎は可成之を清潔にし寒中は温暖ならしむる爲藁藎等にて圍ひ夏は清潔ならしむる爲窓を開きて風通を良くし少なくとも月三回敷床を更新すること
- (7) 秋に至れば脱毛する故に蠅の害を蒙り痒痛を感ずる爲体を圍壁に摺り付けて傷害を蒙り益々蠅の害を深むることあり此の場合には布片に石油を塗付して其の汚点を洗滌し若くはコール

ターを之に塗付するを要す

八、收支計算

養豚の管理は格別手数を要せざる故自家生産の穀菽蔬菜類の屑物及家事の殘滓等豊富なるに於ては毎戸數頭宛を飼養し得るなれとも大抵の農家には牛馬孰れかを有するに付右飼料は概ね之に要するものなるを以て須らく養豚數は一戸一頭乃至二頭に止むるを可とす而して飼養の目的には自給肥料の生産を別として仔豚を分娩せしむるものと又單に肉用として肥育するものとあり故に收支計算も此の二様を掲記せり

一、仔豚を分娩せしむるもの

年次	月	摘 要	金 額 入	金 額 出	同 上 説 明	飼 料		費		堆 肥 生 産 額	
						數 量	價 額	數 量	價 額		
初 年	一 月	生育二ヶ月の仔豚二頭を買入るこれ比較の上蕃殖に適する良種を符んとするにあり		八、〇〇〇	一頭四圓宛	三、〇〇〇	六〇〇	一六〇	三三〇	九〇〇	二〇〇
	二 月					一〇、〇〇〇	一、〇〇〇	二〇〇	四〇〇	一、五〇〇	四〇〇
	三 月					一〇、〇〇〇	一、〇〇〇	五〇〇	八〇〇	一、〇〇〇	六〇〇
	四 月					一〇、〇〇〇	一、〇〇〇	五〇〇	八〇〇	一、〇〇〇	六〇〇
	五 月					一〇、〇〇〇	一、〇〇〇	五〇〇	八〇〇	一、〇〇〇	六〇〇
	六 月					一〇、〇〇〇	一、〇〇〇	五〇〇	八〇〇	一、〇〇〇	六〇〇
	七 月	滿九ヶ月に達するを以て優良のもの一頭を交尾せしむる他の一頭は之を賣却す	一五、〇〇〇	一、五〇〇	收入の十五圓は成豚一頭代支出の圓五十錢は交尾料	六、〇〇〇	一、〇〇〇	二〇〇	四〇〇	一、〇〇〇	二〇〇
	八 月					六、〇〇〇	一、〇〇〇	二〇〇	四〇〇	一、〇〇〇	二〇〇
	九 月					六、〇〇〇	一、〇〇〇	二〇〇	四〇〇	一、〇〇〇	二〇〇
	十 月					六、〇〇〇	一、〇〇〇	二〇〇	四〇〇	一、〇〇〇	二〇〇
	十一 月					六、〇〇〇	一、〇〇〇	二〇〇	四〇〇	一、〇〇〇	二〇〇
	十二 月					六、〇〇〇	一、〇〇〇	二〇〇	四〇〇	一、〇〇〇	二〇〇
計			一八、〇〇〇	一、五〇〇	一頭三圓宛	二九八、〇〇〇	二四、九〇〇	三、五〇〇	五、〇五〇	一九、〇五〇	一、一〇〇

年 次	月	摘 要	金 額 入	金 額 出	同 上 説 明	飼 料		費		堆 肥 生 産 額	
						數 量	價 額	數 量	價 額		
二 年	一 月	交尾せしむ		一、五〇〇	交尾料	一八、〇〇〇	九〇〇	一〇〇	二〇〇	一、一〇〇	一〇〇
	二 月					一八、〇〇〇	九〇〇	一〇〇	二〇〇	一、一〇〇	一〇〇
	三 月					一八、〇〇〇	九〇〇	一〇〇	二〇〇	一、一〇〇	一〇〇
	四 月	仔豚六頭分娩す				一八、〇〇〇	九〇〇	一〇〇	二〇〇	一、一〇〇	一〇〇
	五 月	仔豚六頭賣却す	一八、〇〇〇		一頭三圓宛	一七、〇〇〇	一、三〇〇	二〇〇	四〇〇	一、〇〇〇	一〇〇
	六 月	仔豚六頭賣却す		一八、〇〇〇	一頭三圓宛	一七、〇〇〇	一、三〇〇	二〇〇	四〇〇	一、〇〇〇	一〇〇
	七 月	交尾せしむ		一、五〇〇	交尾料	一八、〇〇〇	九〇〇	一〇〇	二〇〇	一、一〇〇	一〇〇
	八 月					一八、〇〇〇	九〇〇	一〇〇	二〇〇	一、一〇〇	一〇〇
	九 月					一八、〇〇〇	九〇〇	一〇〇	二〇〇	一、一〇〇	一〇〇
	十 月	仔豚六頭分娩す				一八、〇〇〇	九〇〇	一〇〇	二〇〇	一、一〇〇	一〇〇
	十一 月	優良の仔豚一頭を蕃殖用に残し他の五頭を賣却す	一五、〇〇〇			一七、〇〇〇	一、三〇〇	二〇〇	四〇〇	一、〇〇〇	一〇〇
	十二 月					一七、〇〇〇	一、三〇〇	二〇〇	四〇〇	一、〇〇〇	一〇〇
計			一八、〇〇〇	一、五〇〇	交尾料	二九八、〇〇〇	二四、九〇〇	三、五〇〇	五、〇五〇	一九、〇五〇	一、一〇〇
三 年	一 月	交尾せしむ		一、〇〇〇	交尾料	一八、〇〇〇	九〇〇	一〇〇	二〇〇	一、一〇〇	一〇〇
	二 月					一八、〇〇〇	九〇〇	一〇〇	二〇〇	一、一〇〇	一〇〇
	三 月					一八、〇〇〇	九〇〇	一〇〇	二〇〇	一、一〇〇	一〇〇
	四 月	仔豚六頭分娩す				一八、〇〇〇	九〇〇	一〇〇	二〇〇	一、一〇〇	一〇〇
	五 月					一八、〇〇〇	九〇〇	一〇〇	二〇〇	一、一〇〇	一〇〇

年次	三						摘要	金額入	金額出	同上説明	飼料	肥料	堆肥	
	六月	七月	八月	九月	十月	十一月								
年計	仔豚六頭賣却す 二代目種豚満九ヶ月に達す るを以て交尾せしむ 初代種豚を賣却す	二代目種豚仔豚六頭分焼す	仔豚六頭賣却す	仔豚六頭賣却す	仔豚六頭賣却す	仔豚六頭賣却す	一八、〇〇〇	一、五〇〇 交尾料 種豚一頭代	一頭三圓宛	四、五〇〇 四、〇〇〇 三、六〇〇 三、二〇〇 二、八〇〇 二、四〇〇 二、〇〇〇 一、六〇〇 一、二〇〇 八〇〇	二、三三〇 一、八〇〇 一、三〇〇 九〇〇 五〇〇 一〇〇 一〇〇 一〇〇 一〇〇 一〇〇	六、八〇〇 四、〇〇〇 四、〇〇〇 四、〇〇〇 四、〇〇〇 四、〇〇〇 四、〇〇〇 四、〇〇〇 四、〇〇〇 四、〇〇〇	二、九三〇 二、二〇〇 二、二〇〇 二、二〇〇 二、二〇〇 二、二〇〇 二、二〇〇 二、二〇〇 二、二〇〇 二、二〇〇	一八〇 二〇〇 二〇〇 二〇〇 二〇〇 二〇〇 二〇〇 二〇〇 二〇〇 二〇〇
合計	年計						一八、〇〇〇	一、五〇〇	一頭三圓宛	九、〇〇〇	四、五〇〇	六、九六〇	二、九三〇	四、〇〇〇

備考

一、飼料は區々なるに付其の供給する實物毎に價額を算出するは困難なるに依り價額の明瞭なる品目のみを以て換算せり故に實際の費額は之より幾分下るべきこと勿論なりとす
 二、仔豚(生育五十日位)一頭の價額は目下五圓を下らされとも確實を期する爲平年價額にて算出せり
 堆肥の生産額亦之に準して低きものを計上せり

右計算の飯着左の如し

収入の部

一金 八七、〇〇〇 仔豚五回にて二十九頭賣却代 (前表の通)
 一金 四五、〇〇〇 成豚二頭賣却代 (全上)

一金 六〇、三〇〇 堆肥四千二十貫代十貫十五錢 (全上)
 一金 一八、〇〇〇 三年末現在の一年三ヶ月生育の種豚一頭代 (全上)
 計金二一〇、三〇〇

支出の部

一金 八、〇〇〇 最初購入の仔豚二頭代 (前表の通)
 一金 七、五〇〇 交尾料五回分 (全上)
 一金 五九、四二〇 飼料費 (全上)
 一金 三、八二〇 豚舎及器具損料三ヶ年分 (五頭中記)
 一金 一、〇八〇 薪炭費三ヶ年分 (載の通)
 堆肥原料代
 麥 一、六〇八 五月三六〇 一駄(三十貫)十錢
 稻 四〇二 六、七〇〇 全 五十錢
 木の葉 一、四〇七 九、三八〇 全 二十錢
 生草 六〇三 三、〇二〇 全 十五錢

計金一〇四、二八〇
 收支差引殘金一〇六、〇二〇也

右差引殘金百六圓二錢は即三ヶ年間に於ける飼養管理の勞力に對する報酬となるものにて一ヶ年平均金三十五圓三十四錢の所得ありとす
 二、肉用として肥育するもの

本計算は左の方法に基づきたるものとす

(1) 一月の初旬に生育二ヶ月の仔豚購入飼育し九月の月始に之を賣却す(飼育月數 八ヶ月となる)

(2) 五月の初旬に生育二ヶ月の仔豚を購入飼育し翌年一月の初旬に之を賣却す(全上)

以上の通毎年續行するか故に計算は之を一年とし尙其の數量價額等の算出は前表に準したり

収入の部

一金三六、〇〇〇 成豚二頭代 一頭体量十八貫

一金一三、二〇〇 堆肥八百八十貫代

計金四九、二〇〇

收支差引殘金一九、〇二〇

即ち殘金十九圓二錢は一ケ年に於ける飼養管理の勞力に對する報酬たるものにて仔豚を分娩せしむるものに比し一ケ年十六圓三十二錢所得少なしとすこれ前者に比し手數を要すること少なきと且其の飼育の安全なる所以なることによるものゝ如し

九、注意すべき事項

養豚事業に就ては農家の經濟上よりして仔豚を分娩せしむるよりも將た亦肉用として肥育せしむるよりも堆肥の製造を第一要件として之を經營するもの當地方に多きを加ひつゝあるは頗る喜ぶべきの現象なり尙進んては種類の改良を爲すと共に販賣組合を設け利益の増進を圖る必要あり殊に豚内は益々世人の嗜好に適し一年其の需用を増しつゝある状態なるに依り飼育方法に熟練し且熱心の者頗る多き本村の將來は斯業の發展必す著しきものあるに至るや必せりとす

第四章 猿島郡沓掛村の茶

(植田委員調査)

一、調査地の位置及風土

本村は郡の東南に位し東は結城郡飯沼村南は本郡弓馬田村に西北は七重、逆井山、生子菅の三村に境す沓掛、内ノ山の二大字よりなり人口三、八四九、戸數六七九、耕地面積田百二十五町畑四百十町余農戸五二三戸を算す地形概ね平坦にして山岳丘陵なく大川湖沼なし本郡役所々在地たる境町を去る西に三里常總線石下驛に至る東約二里村内一の縣道なく交通の便少なく尙里道の完全なるものなし嚴寒の候雨天の際は通路悪しく困難を極む氣候温和本縣北部に比し三、四度の高温なり土質は低地に僅かの砂質壤土を見るも其他は概ね埴質壤土及塩土に属す

二、沿革

其起因は詳ならされとも古來の番茶みを製造し安政年間より宇治製に改良し横濱開港以來多少海外輸出物となり利を得たることあり明治初年より五六年にかけ盛んに増園をなし粗製濫造を極む之かため品質不良の故を以て明治十四五年頃に至りては大いに市場の信用を失ひ聲價地に墮ち茶業家の損失尠からず其維持に苦み廢園頗る多きに至れり茲に於て改良の必要を感じ生産額を減少し漸次改良を加へ逐年聲價を挽回し現今の狀況を呈するに至れり

三、生産數量及價額

全村を通して生葉の生産數量約五萬貫

販賣用製茶約一萬貫 價格二萬七千圓余

自家用 千二百貫 全 三千二百圓余

當地方製茶一貫目の相場上物三圓五十錢中物三圓下物二圓五十錢位なり

四、作付面積

全村を通して作付面積七十町二反歩余其生葉の生産額一反歩に對し約五十貫乃至壹百貫位にして生葉一貫目の相場最高四十二三錢最低二十四五錢位なりとす

、從業戸數及栽培程度

業戸數 二百七十戸

但し自家用のみを製造するものをも加算す

栽培程度最大二町歩内外最少一反歩内外とす

六、適地、使用農具種子に關する事項

全村を通し埴質の壤土にして有機質を多量に含有する土地及墟土を選びて茶園を設け農具には普通農事用具の外變りたるものなく新に開園するものは宇治地方より其種子を購入するものもあるも多く在來種より熟したる實を採り播種す近時茶株の根分法により開園増殖するものあれとも其の成績は試験中に屬す

七、播種の方法並仕立方

其年に茶樹の落實を擇り黒く充實したる大粒のものを撰み普通に耕起したる畑に完熟堆肥を施し翌年三月中旬株間二、三尺畦間四、五尺とし播種せんとする所に輪狀の淺き穴を穿ち之に下種して薄く土をかけ其上に粗穀等をふりかくるものなり反當播種量五斗乃至六斗同上株數千二百株とするを普通とす

す濕り勝ちなるも乾燥に過ぎるも共に宜しからず發芽後二、三ヶ年間畦間に大小豆類の間作をなし尙嚴寒霜害等を防ぐ爲め藁稈粗朶等を敷き込み防寒の設備と共に乾濕の度を適順ならしむ其間は深耕せず除草に力め淺耕をなし四年後に至りて畦間を適當に深耕す

八、肥料

人糞尿、堆肥、油粕、大豆粕、鯨粕、鱈粕等重なるものなり寒肥には主として遲効肥料を施し三、四月茶摘み前に人糞尿、アンモニア等の即効肥料を施すを常とす而して一番茶後鯨粕の如きものを施せば更に良好なり草肥油粕は香氣をよくし鯨粕等は生葉を濃緑ならしむるに有効なりと

九、耕耘間作除草等

六月上旬一番茶摘採後畦間株間の除草をなし畦間全部の淺耕をなす間作には大小豆を作付くるものもあるも多く大豆類を作付け豆類を其儘堀込み肥料とするものあり十月上旬深耕をなし根元に土を寄せ寒を防ぎ藁稈又は枝葉等にて西北風を防ぐ設備をなす三四月頃根元(株間)の根草を取り冬季寄せたる根元の土を畦間に出し根元と畦間を平かにす

一〇、整枝

六月上旬一番茶摘採後半月形に剪枝す其目的は外面を整ひ全面に日光を受け平等に發芽せしむるにあり然れとも剪枝の方法を誤り施肥十分ならざるに於ては樹勢を衰へしむる憂あり

一一、重なる病虫害保護除害其他の手入

害虫の重なるものには簍虫、茶枯らし鐵砲虫等あり病害は別に認めず保護手入として前に述べたる防寒の設備として藁稈類を敷くこと土寄剪枝の外冬季中密枝すぐりをなし其他時々除草中耕を行ふ

- 一二、採取撰別並に生産物の處理
毎年五月上旬頃適度に新芽の伸長せるものを摘採して製茶を行ふ其生産物は多く仲買人の手を経て古河町方面に搬出し更に東京横濱及奥羽地方へ賣却せらる
- 一三、製造又は加工の方法
摘採したる茶葉を直に釜にて蒸し焙爐にて焙り或ひは揉み又は撻りつゝ乾燥したるものを箕にて粗茶を吹き撰別をなし後莖及古葉等を撰別し兩三回篩に掛け更に焙爐に載せ火入れを行ひ充分乾燥して精製するものなり
- 一四、荷製り運搬販賣取引販路の狀況
生産者は製茶を多く自宅にて販賣す本村には生葉の相場立場及製茶の仲買人十數名あり是等仲買人又は地方の商人か生産者の宅に行き買求むるか故に生産者は大抵居拂をなす仲買人より問屋の手を経て各地方に搬出す荷造の方法は茶紙と稱する厚紙にて袋を作り製茶を入れ三四ヶ所縦横に繩にて結ぶ遠方に搬出するものは勿論ブリキ箱等の如きものに入れ密閉し更に其の上をこも包とす荷馬車手車等に運搬せらる販路は附近の岩井町境町及古河町に至り更に奥羽及東京方面に輸出せらるゝも最も多きは奥羽地方行とす
- 一五、他作業との關係
五月中旬一番茶製造の頃は田苗代播種耕起等の時季にして農繁の候に向ふか故に可成田植麥刈等の時季に至らざる前結了せしむる方法を以てし他の作業に及ぼす影響なからしむることに力む
- 一六、勞力の過不足

- 前項に示すか如く摘採製造の時季は農繁の盛期に至らざる前結了せしむ可く努むと雖も摘採製造共一時に多數の勞力を要するか故に其欠乏を來し本村にては隣郡の結城筑波地方より雇人を需むるもの尠なからす
 - 一七、資金供給の方法
多く自家にて辨すれとも地方の資産家及問屋等より一時其資金を借り入れ製茶を賣却したる後經濟するものあり
 - 一八、發達に關する事項
有利と認むる事項
 - 一、古き經歷を有し適地の多きこと
 - 二、茶業組合の設置
 - 三、製茶法傳習會の開設製造法の改良等
 - 障害と認むる事項
 - 一、過度の増園
 - 二、製茶の粗製濫造
 - 一九、改良に關する事項
- 從來本村にも日乾茶を製造するものありしも現今は全部蒸製に改良せられたり然れとも茶樹の培養充分ならず施肥の不足剪枝の勵行害虫の驅除防寒の設備等大に改良を要すべきものあり其他製造法の改良販賣方の統一他作業に影響を及ぼさざる程度に勞力を基礎として經營する等主要なる事項なりとす

二〇、指導獎勵の事項

郡に斯業囑托教師二名を置き各町村を巡視して實地指導をなし茶業組合に於ては其製造傳習會茶園の品評會を開設する等指導獎勵に力む

二一、將來の見込

沿革の項に述べたる如く勞力を無視したる増園の結果粗製濫造に傾き其聲價を落し加ふるに米價騰貴等の爲め一時衰運に傾きしも近時米價の下落に關し製茶の價格騰貴せしと製造法の改良とにより現今にては之を回復したり將來資金及勞力に鑑み適度の茶園を培養し堅實なる基礎の下に斯業を営ましか好個の副業にして殊に近時茶を以て醫藥染料等の原料に使用することなれば只に内地用に止まらず海外に輸出し販路の擴張を圖らんか豈獨り一地方の利益のみならずや實に國家的産業にして其發達疑ふ可くもあらず要は劣惡の製法を慎み培養と製法との進歩を併行せしめ販路を擴張するにあり

二二、當業のため經濟狀態良好となりし地方の狀況

著しき部落を認めすと雖も本村を通して其生産尠ならず近來の如き米價の廉なる時に於ては斯業の爲め本村經濟に及ぼす影響良好なり特に細民の老幼婦女子か茶摘み撰別等に付き其勞賃を得て生活の補助となすに頗る好都合なるものゝ如し

二三、作業の年中分配

- 一月 堆肥製造茶業に關する講話會開催等
- 二月 同上
- 三月 液肥、堆肥、油粕等施肥、耕耘

四月 (新たに茶園を作るものは本月下旬播種す)

焙爐修繕其他製茶準備

五月 茶葉摘採製茶魚粕施肥剪枝

(新茶園等に間作大豆類作付)

六月 製茶仕上

箕吹、撰別、火入、篩通、壺入等

七月 除草、耕耘、青草敷込

八月 除草

九月 間作採收堀込(新茶園に間作をなせしもの)

十月 耕耘土寄

(新茶園播種用種子採取撰別)

十一月 藁程粗朶敷込防寒設備施肥根元土寄

十二月 密枝すぐり

二四、收支計算

茶園の部

茶園に付き其收支計算を知るは施肥培養の如何により其收入に異同甚しく一様に律し難し今左に培養上注意を拂ひ肥培管理比較的良好なる茶園の成績を基礎とし播種より六年に至る(但し初年より三年間大豆陸稻の如きものを間作とす)資本回收までの反當り收支計算を示せば左表の如し

種	日	數	量	單	價	價	格	說	明
製	茶	一	〇〇貫		二七〇〇	二七〇〇	〇〇〇	製茶相場一貫目に付最上三圓五十錢中物三圓下物二圓五十錢	
吹	茶	一	五貫		一五〇〇	二二五〇	〇〇	居拂相場平均二圓七十錢	
粉	茶	一	〇貫		七五〇	七五〇〇	〇〇	吹出したる古葉類一貫目相場一圓五十錢位	
計					三〇〇〇	〇〇〇		製茶副産粉茶一貫目相場七十五錢位	

備考

生産功程大略左の如し

製茶用一人一日茶生葉五貫乃至七貫匁

製茶撰別女一人一日平均二貫匁

生葉摘採女一人一日二貫匁乃至三貫匁

製茶歩合

生葉を製茶にし出来歩合普通二割最上二割五分

例令は生葉五〇〇貫匁を製茶にし製茶一〇〇貫匁外に吹茶一五貫匁粉茶一〇貫匁位を得るを通常とす

以上示すか如く差引金二十七圓五錢は純益と見るべく之に勞賃を加へ所要人夫一六二にて除すれば一人一日の手間料は六十九錢強となる尙表中其原料たる茶の生葉を自家の茶園にて得は其利潤甚た多く副業として頗る有利のものたるを失はす

第五章 久慈郡佐原村の茶

(渡邊委員調査)

一、調査地の位置風土

本村は保内郷の地域内にして、久慈郡の最西北隅に偏し、東一里十七丁、南北二里十一丁、郡内太田町を距る十二里許、東南は大子町及依上村に、北は黒澤村に、西北は關の田和峠を挟んで栃木縣那須郡に界す。

海拔二千八百尺の花龜山は村内に屹立し、其餘脈村内に亘り幾多の峰々谷々を形成し、殆ど平坦の地盤なし。行政上三大字に區劃さる。左貫、初原、横野地是なり。左貫初原の地は平潟港より栃木縣大田原町に通ずる縣道の西側に散布し、横野地は東北の谷間に在り。本村の中央部は海拔一千二百尺の高地なるを以て、冬期寒氣強く夏期清冷なり。春夏の候濕氣特に多く秋季には早く干燥す。盛夏の候は華氏平均八十五度、冬期は平均三十五度を示せり。風は概して春夏の期南東風及南風勝にて秋冬の季西風及北西風多しとす。時として四期折々東北風の見舞ふこと尠からず。一年を通して平均晴天二百日、曇天百日、雨天六十五日當とし、初霜十月下旬晚霜五月上旬、降雪一月上旬、終雪三月中旬を普通とす。

地勢高低傾斜一様ならざれとも部落の存する所は、大体二方面に向へり。即ち左貫初原は東南の方面に横野地は北東方面に傾斜せり。土質は概ね礫質壤土に属し、山林の樹木鬱蒼葱せり。畑は排水良好に田も亦二毛作地多し。耕地に至りては何れも傾斜地を開拓せるものなるか故に段々の地勢をなせり、本土に適する作物は茶、菫、楮、煙草、大麥等是なり。水稻亦相應の收穫あり

二、沿革

本村の茶は吾縣内に於て最も古き歴史を有す。即ち今を遡ること三百余年前、長録二年の頃村内文珠

院の住僧常庵なる者、京都巡遊の途次宇治の地を過ぎり、彼の地の茶實を携ひ歸り、之を當地初原の地に播種したるを起原とす。爾來同僧の勸めに依りて各家之を栽培するに至りたりき。其の後慶長年間佐竹義宣の臣鐵柄太夫義定なるもの、之が栽培を奨勵し、一時製茶の業盛なりしことありたりといふ。思ふに當時の製造は誠に粗たる者に過ぎざりしか如し。其の後天明の飢饉に際會し、また茶を顧るの場合に非ざりしかは、茶樹を掘取り麥畑となし、或は荒蕪地と變し森林と化し、茶畑頗る減少したり。此の時代は本土に於ける茶業衰頹の絶頂にして、生活の必要上亦止むを得ざりしなり。降て天保年間に至り、再び茶業の氣運勃興し、時の藩主(水戸侯)亦之が奨勵をなすに至りしかは、漸次茶樹の培養再興し來り、又一面に於て宇治及猿島の製法を傳來し、舊來の粗製法を改善したりし爲品質稍見るべきものありて、其の販路追々各地に擴り行くの幸運なる時期となりたれとも、其の製法未だ以て世間の需要者を満足せしむるの度に達せず。又往々にして粗製濫造の嫌を免るゝ能はずして、當地に於ける茶の聲價容易に揚るを得ざるの状況たりき。然るに當地茶樹栽培の舊家として知られたる本村初原の藤田文治郎氏祖先の遺業を繼承して茶の改良に盡瘁し、嘉永三年に至り舊藩水戸公の御用茶製造の命を蒙り、遠州及宇治製同等の風味ある良品を製造したりといふ。降て慶應年間より明治の初年に亘り、宇治及狹山本場より製茶に關する技術者を招聘し、更に之が製造上に改善を加ひ、一方粗製濫造の弊風を除くに努めたるの結果、漸々左貫茶の名世に廣まるに至れり。明治年間に至り本縣に茶業組合の設置せらるゝや、本村亦率先して之に加盟し、其の規約を遵守して製造の改善に精勵す。左貫の國谷祐介氏の如き之が首唱者たり。明治二十六年の夏天下一と稱する製茶の流儀傳來し、一時此の流によれる製造法行はれたることあり。明治三十年の六月静岡風綠茶製造法を傳へ、板金使用の製

茶法始まれり。「デングリ」即ち是なり。爾來屢々傳習會等を開催して製茶に關する新智識新技術を注入せり。現今に於ては宇治狹山天下「デングリ」等の諸流の長を採り、一種折中の製造法行はる。而して茶園は古來一定の方式により栽培し來りしが、其の肥培管理の方法頗る集約にして關東に於て稀に見る所のものなり。

三、生産數量及價額

大正四年度本村に於ける茶の生産左表の如し

茶園反別	見積反別	計	摘採回数	一歩當收葉量	全村總收量	計
五五〇反	二五五反	五五五反	三	八五貫	一〇九〇貫	四六〇貫

製造戸數	種別	數	量	單價	價額
二五二戸	煎茶	八五五〇貫		二〇〇錢	一七二〇〇圓
	番茶	五九八		一〇〇	五九八
	煎茶粉	三七四		二〇	七五
	計	九五二二			一七七七三

右表製茶の内其の用途を仕譯すれば次の如し

自家用 九百四貫 價額千八百八圓
 販賣用 八千六百十八貫 價額一萬五千九百六十五圓

今左に本村の重要生産物を列舉し、茶の生産と比較するの便に供せん。

佐原村生産物調 大正四年分

種類	數量	單價	價額	種類	類別
米	二二二八石		二五、四三七 ^四	梗一石一、二五〇 糯一石一三、〇〇〇 陸一石一〇、〇〇〇	
麥	二〇八一		一〇、七四四	大麥一石四、〇〇〇 小麥一石九、七七〇	
大豆	二六四	七、〇〇〇 ^四	一、八四八	單價一石なり	
雜穀	三六九		二、二七二	小豆、豌豆、蠶豆、菜豆、粟、稗、蕎麥、玉蜀黍	
茶	九五二二	二、〇〇〇	一七、七七三	單價一貫目なり番茶を含む	
蒟蒻粉	一一二五〇	二、二〇〇	二四、七五〇	單價全上	
楮	三一五〇	八〇〇	二、五二〇	全上	
養蠶	一一八		二、九六三	單價春蠶三、六〇〇 夏蠶三、〇〇〇 秋蠶三、三〇〇	
煙草	八六三九		七、九七九		
馬	四九頭	三〇、〇〇〇	一、四七〇		
其他畜産			六四五	鶏	

林産物	野菜	果實	其他	價額	種類
	六四七五〇 ^四			一〇、一九四	杉、杉、檜、薪、炭、漆、其他
				七、一〇五	
				一、七〇八	柿、梅、桃
				一八〇	魚獲物、其他

四、從業戶數及栽培程度

本村の總戶數四百五十二戶、内農家三百二十八戶にして、茶の栽培者二百五十二戶を算す。即ち製造戶數と一致せり。其の最大なるもの七反歩、其の最少なるもの一反歩、普通三反歩内外とす。戶數の増加に伴ひ、年々從業者の數を加ふる趨勢ありとす。

左に參考として、本村の土地面積を示さん

- 町村内總反別
- 田 一五一町二二〇
 - 畑 二四八、一〇一三
 - 山林 一九三、五一〇六
 - 原野 三〇、九六一五
 - 宅地 三七、四七三六

備考 山林原野は民有の面積を示す
 本村の耕地は他町村より入作極少
 本村農家は他町村へ出作極少

第五章 久慈郡佐原村の茶

五、栽培

本村に於て茶樹の多きは左貫の地區たり。同地に於ける畑又畑は殆ど茶の樹類を見ざるなく、宅地の籬、庭園の觀賞樹まで、茶樹を以て代用する農家尠しとせず。峰の林木宅地の果樹さては家屋を残して、畑も麓も満目茶の樹影ならざるなく。適地として之を廣き意味より指せは全村悉く適地たり、之を狭き意味より示せは山麓に属する排水良好の礫質壤土に在りとす。全村の茶樹は丸葉種にして古來變遷なし。仕立方は園式のもの畑地の周圍に作付けせしものと相半はせり。畦巾四尺前後にして下種の位置は牧尺を距てたる点播なれとも成育の後は一直接線の姿となる。茶樹の稚きものは數年生、老いたるものは數十年生、而して十五年乃至二十年位に古樹を剪除して更新せしむるを普通とするか故に、産出する茶葉比較的多しとす。剪定には臺刈と梢剪との二様あり。前者は播種後三四年目位に之を行ふものと古樹更新の場合に行ふものにして、春季土際の部より剪定するものなり。後者は毎年春彼岸前一回必ず之を施す即ち樹梢の尖端を剪除するなり。其の形狀は丸形及び扇形の二種に限らる。春季一回、夏季一回秋季一回の耕耘を行ひ、春秋二期に施肥す。肥料の重なるものは山草廐肥及び下肥とす。病害は別に認めず。恐るべき害虫は葉蟊及ひ茶毛蟲是なり。

六、採取及撰別

毎年八十八夜後二十日内外に一番芽の摘採に着仕す。而して此作業は六月上旬までに終り、同月下旬より七月上旬までは二番茶摘採の期間なりとす。生葉に於ては更に撰別を行はす。生葉の收量は畑により年により甚しき相違あり。今臺刈後二十年を経過し、成績良好の茶園一反歩より、一番葉七十貫二番葉三十貫を得るものあれとも、一番四十貫二番二十貫を收穫するものを以て普通とす。生葉は採

收後一日間以内に製茶の原料に供して加工の運をなすものなり、
七、加工

製茶は大抵自家の原料を以て、自家にて加工するか故毎戸相當其の設備あり。又一番及二番茶共加工の期間は僅に十數日間に過ぎざるを以て、自家の手間のみにては不足し、一人位の雇男をなすもの多しとす。製造の順序は先づ生葉を蒸篩に盛り、普通の釜にて適度に蒸し上げ一旦冷却して後、之を焙爐のぢよたんに移し、乾しては揉み、縊ては干すこと間斷なく繼續し、數時間にして第一期の仕上げを了す。販賣用の分は第一期の仕上げに止むれとも、飲料に供するものは更に後日を待て第二期の仕上げを行ふものとす。焙爐の大きさは内のりに於て、長五尺四寸、巾二尺八寸、深一尺四寸、ぢよたんの大きさに叶ふ。ぢよたんの直下には薄き鐵製の板金を敷き(近年の施行に属す)火力の勢を助くる等、其の構造本縣他の地方に於けるものと差異なしとす。本土に於ける製茶上の普通設備左の如し。

種目	數量	價額
小屋 奥行三間 口二間	一棟	六十圓
焙爐	三臺	十八圓
釜 口徑尺四寸	一ケ	二圓五十錢
竈	一臺	一圓五十錢
蒸篩 口徑尺五寸 深四寸	二ケ	一圓六十錢
ブリキカン	五ケ	七圓五十錢
箕 大三小二	五ケ	二圓十錢

籐 三ヶ 三圓六十錢
 簾 九枚 一圓八錢
 其 三本 四十五錢
 他 二圓八十錢
 計 百一圓十三錢

八、生産物の處理

加工の生産物は第一期の仕上即ち七分通の加工のまゝ之を販賣す。販賣の場所は茶問屋にして只一ヶ所なり。大字左貫の國谷小太郎の家即ち是なり。生産者側よりは現物若しくは見本料を問屋に持參し、遠近の仲買は、問屋に集り、價格の折合を附けて賣買す。買入人に於て荷造（厚紙の袋に入れ更に菴包とし堅固に荷造す）費を支辨し、且問屋に對して五分の口錢を支拂ふ定めとす。

買入人は概して東北地方の茶問屋にて、遠方輸送の場合濕氣を喰ふ恐あるを以て、好んで第一期製の茶を購入し、持歸りて第二期製をなすものにて、若し本仕上の製茶を購入し行く時は、歩減を致して不利なること多しといふ。

賣買は即金取引にして簡易に行はれ、生産者の不便を感せしこと古來更になしといふ。但相場は年により變動あり之かため、時として生産費を償ひがたき憂往々之ありとす。

九、收支計算

年に豊凶あり、物價に高低あるを以て、茶に於ける收支計算も亦その確乎たる標準を示すこと困難なりとす。今最近に於ける同地方平年作平均相場を基として、之か收支の計算を試むれば即ち左の如し

收支計算

（初年より資本回収に至る迄） 反當

年次	一ヶ年の總收量	一ヶ年の總收入	一ヶ年の總支出	差引損益
年	一	八圓	一七圓六〇〇	九圓六〇〇(損)
二	一	七圓	一二圓六〇〇	五圓六〇〇(全)
三	一	六圓	一四圓〇〇〇	八圓〇〇〇(全)
四	五貫	一四圓五〇〇	一五圓六〇〇	九圓一〇〇(全)
五	一〇	一五圓〇〇〇	一五圓六〇〇	七圓六〇〇(全)
六	二〇	一六圓〇〇〇	一七圓二〇〇	六圓二〇〇(全)
七	四〇	一八圓〇〇〇	一八圓八〇〇	二圓八〇〇(全)
八	六〇	一八圓〇〇〇	一八圓八〇〇	三圓二〇〇(益)
九	七〇	一九圓四〇〇	一九圓四〇〇	五圓六〇〇(全)
十	七五	二〇圓〇〇〇	二〇圓〇〇〇	六圓五〇〇(全)
十一	七五	二〇圓〇〇〇	二〇圓〇〇〇	六圓五〇〇(益)
十二	七五	二〇圓〇〇〇	二〇圓〇〇〇	六圓五〇〇(全)
十三	七五	二〇圓〇〇〇	二〇圓〇〇〇	六圓五〇〇(全)
十四	七五	二〇圓〇〇〇	二〇圓〇〇〇	六圓五〇〇(全)

種	項目	十年	十一年	合計
肥料	廣肥三百貫山小草二百貫			
手入	男九人(一人四十錢當)	間生	作茶	
	女四人(一人三十五錢當)	二、四、〇〇〇	二、〇、〇〇〇	六、五〇〇(全)
摘葉	男九人(一人四十錢當)	間生	作茶	
	女四人(一人三十五錢當)	二、四、〇〇〇	二、〇、〇〇〇	六、五〇〇(全)
計		二九、〇〇〇	二八、九、六〇〇	五、四〇〇(殘)

茶園收支計算
支出の部
(一反步當)

種	項目	金額
肥料	廣肥三百貫山小草二百貫	四、〇〇
手入	男九人(一人四十錢當) 耕耘八人 施肥三人 女四人(一人三十五錢當) 剪枝二人	五、〇〇
摘葉	女十六人	五、四六拾錢
計		拾四圓六拾錢

種	項目	金額
一番茶	五十貫(一貫に付三十錢)	拾五圓
二番茶	貳拾四貫(一貫に付二十五錢)	六圓
計		貳拾壹圓

差引殘金六圓四拾錢中より土地に對する公課金五拾參錢五厘を減したる殘額は即ち地益なりとす。

製茶收支計算
支出の部

種	項目	金額
生葉	二百貫購入するものと假定す	六拾圓
薪炭	薪壹捆 炭八拾五貫	拾參圓拾六錢
器具	器具一切を借受くるものと假定す	參圓
雜費	糊及紙等	五拾錢
手間料	蒸手間女十二人(一人三十五錢當) 製造手間男三十三人(一人七十錢當)	貳拾七圓參拾錢
計		百參圓九拾六錢

收入の部

種	項目	金額
上茶	壹駄(四拾貫)	九拾圓
下茶	拾貫	拾圓
計		百圓

差引金參圓五拾六錢の不足を生ずれとも女十二人及男二十二人の手間は自家の勞力故手間料總額貳拾七圓參拾錢中より不足額參圓五拾六錢と男雇人十一人の手間料七圓七拾錢とを減したる殘額拾六

圓四錢を自家の手間三十四人に配當すれば平均一人四拾七錢貳厘弱に當る

備考 當地方の製茶は價格は壹駄に付八拾圓乃至百二十圓の間に在り、九十圓を平均相場とす。又生葉の價額は壹貫に對して二十五錢乃至四十錢の間に在り、三十錢を平均相場とす。

十、作業上の關係

次に示す處の作業月次分配表に於けるか如く、當地方に於て製茶の期は、春蠶水稻等の作業と相重なるを以て、農家勞力の配當如何ともなしがたく、從て勞力不足し賃銀高價を告ぐる遺憾あり。

作業月次分配

旬	一 月		
	晝	間	夜
上旬	薙織、蒟蒻粉の製造、煙草肥料準備	楮皮取り	雨
中旬	麥踏、楮收納、茶施肥、堆肥製造	蠶細工	繩よ
下旬	家屋掃除、麥追肥、煙草苗床準備	全	全
二 月			
上旬	麥踏、粉葛製造、蠶具修繕調製	蠶細工	蠶細工
中旬	肥料共同購入、桑園施肥、煙草下種	全	全
下旬	煙草下種、麥踏、桑園虫取り、畦畔雜草燒	全	全
三 月			

旬	四 月		
	晝	間	夜
上旬	麥踏、溝渠浚渫、麥畑中耕、茄子床拵	蠶細工	蠶細工
中旬	苗代準備、水田耕起、麥畑中耕、桑畑中耕	夜業なし	全
下旬	麥畑中耕、水田耕起、馬鈴薯植、諸接木	全	全
五 月			
上旬	苗代耕起、煙草苗床手入、牛蒡播種	夜業なし	水田耕起
中旬	蠶具消毒、水稻種、茶施肥	全	全
下旬	苗代整地施肥、水稻下種、陸稻下種、春蠶消毒	全	全
六 月			
上旬	水稻下種、水田肥料準備、麥黑穗拔取り、春蠶の飼育始	なし	水田耕起
中旬	苗代手入、煙草移植、大豆播、茶園手入	全	全
下旬	田植準備、水田施肥、苗代虫取、草刈、製茶	全	全
七 月			
上旬	麥刈、苗代虫取、大豆中耕、水田施肥、製茶	なし	蠶細工、草刈
中旬	粟種下種、水稻移植、春蠶上簇、煙草施肥中耕	全	全
下旬	陸稻中耕、煙草中耕、水田際草、蒟蒻追肥	全	全

上旬	大小豆中耕、粟稗中耕、夏蠶掃立	な	し
中旬	水田除草、煙草收穫、馬鈴薯收穫	全	
下旬	麥種麥奴豫防、堆肥製造、夏蠶上簇	全	
八 月			
上旬	麥作堆肥、備、秋蠶掃立、稻枯莖拔取	な	し
中旬	麥種鹽水撰、煙草收穫乾燥、大根下種	全	
下旬	蕎麥中耕、麥奴豫防、秋蠶上簇	全	
九 月			
上旬	草刈、田稗拔、桑畑耕耘、茶類播種	な	し
中旬	大根追肥、茶施肥、煙草葉燻斗	全	煙草葉燻斗
下旬	農具修理、稻架準備、畑耕鋤	全	
十 月			
上旬	陸稻收穫、粟收穫、畑耕鋤	藁	藁細工
中旬	蕎麥收穫、水稻收穫、蒟蒻收穫	全	藁細工
下旬	水稻收穫、大小麥下種、及施肥	全	
十一 月			

上旬	大麥播種、水稻收穫、農具修繕	藁	藁細工、煙草燻斗
中旬	水稻收穫、茶施肥、煙草調理、桑園耕耘	全	藁細工、煙草燻斗
下旬	水稻收穫、大根牛蒡收納、大小麥中耕、木葉取	全	
十二 月			
上旬	糶摺調製、俵裝、薪取、機織、木葉取	藁	藁細工、煙草燻斗
中旬	藁積、糶摺、薪取、建織、開墾	全	
下旬	蠶種水洗、全上貯蔵、楮收納、建織	全	

十一、資金の關係

茶の製造時期に於て資金に不足を告ぐるもの尠からされとも、何れも村内に於て信用貸借によりて之を辨じ、差したる不便を感せざる状況なりとす。又此の期に入れば老幼に至るまで日々の賃銀を得るか故、全体の資金流通從て潤澤となれり。

十二、改良及發達上の關係

時勢に應ずる改良は、各方面より講せられたれと、施肥の方法に於て未完からず、製造の方面に於て未だ熟達の人多からず。その風土固より發達に有利なれとも、生産費の減少と、進んで販路の擴張とを計らされは、發達上不利なる点尠しとせず。

十三、將來の見込

前述せる如く、當地方の風土は、誠によく茶樹の培養に適し、粗密の度はあるものの、全土殆と茶樹



佐原村の茶園

の分布を見ざるなく、足一度この地を踏みし人は、茶園と山村との配合の美觀に打れ。恐くは再び訪はんとの念を禁する能はざるへし。且つ本土は茶の名所として古き歴史を有し、幾多盛衰の經驗を積み、時勢に應ずる經營を策し以て現時に亘れり。今や外は遠く販賣上の得意あり、内は諸般の準備充實す。而して其の生産品に至りては頗る諸人の嗜好に叶ひ、深く風味の印象を與ふ、「色に香に一入味の勝れけり此の山里に出づる左貫茶」の吟詠實に空しからすと謂つべし。左貫茶の聲價ます／＼世に高まると共に、その販路擴張し需要従て多く、勢ひ之か供給をなさざるべからず。況や本村として茶はその重要生産物の第三位を占むるものなるか故、村民生存上之か改良發達を期して生産増加の途を講せざるへからざるに於てをや。本業の將來推して知るべき也。たゞ願くは此の天與の茶郷に住する當業者か更に一段の覺醒を期し、一層の努力を惜まざらんことを。更に願くは縣郡の産業督勵機關に於て、保護獎勵の歩武を進め其の發達を促されんことを。

第六章 久慈郡上小川村の蒟蒻

(渡邊委員調査)

本縣の特産物にして、而も本邦に於ける特有作物たる彼の蒟蒻は、我が縣下各地に点在して栽培されるれとも、其重なる産地は八溝山脈に属する河北三郡の地にありとす。就中久慈郡の風土之が栽培に適し、且つ加工上に便宜多くして、其産額九六、〇五六圓を算す。(大正三年に於て縣下の産額は二九一、七四四圓)而して其の品質は古來天下の一品と稱贊さる。同郡中保内郷と稱する一町十ヶ村の地は、最も有名の産地なり。而して現今最も多くの産額を出すの地は、保内郷中實に上小川村地方とす。以下同村に於ける蒟蒻の梗概を記述して世に紹介せんとす。

一、調査地の位置風土

(第一章に記述したれば茲に省略す)

二、沿革

本村に於ける蒟蒻栽培の起源は明ならざれとも、凡そ二百年前より之か栽植をなしたるもの、如し。口碑の傳ふる所によれば野州より始めて本郡諸澤の地に傳り、追々郡内に傳播したるものなりと云ふ。寛政年間に至り東京深川に玉會社なるものを設け、藩廳(水戸藩)に於て頗る其の業を保護せらる。享和年間久慈郡諸澤村(今の諸富野村)に中島藤右衛門なるものあり。生玉運搬の不便なるを慨し刻苦辛慘の後生玉より粉蒟を製造するの法を發明し、文化年間より盛に之か製造業を起し、遠近に輸出せしに需要あり。其の後本村にても其の方法に依り、大澤川の流を利用し水車を設け、之か製造に

努め遂に一大物産となる。文久三年に至り全郡上野宮村(今の黒澤村字上ノ宮)大工金藏なるもの粉芻の粗製を革むる爲め、あほり仕掛けを發明し改善に努めし結果一段の精品を産するに至れり。本村にても猶ほ幾多の改良を加へ、今日に至りては縣下第一位の生産地となれり。

三、生産數量及價額

全村を通して作付反別及耕作人員は大体に於て年々異動なきも、年に豊凶あり價格に高低あるを以て生産數重並に其の價額に多少の異動を免れず。左に明治四十五年以來の累年統計を表示す

種目	栽培反別	耕作従業戸數	生産量			
			種玉	生玉	荒粉	粉芻
明治四十五年	二〇、〇反	四〇〇	六〇、〇〇貫	一一、五〇〇圓	一一〇、〇〇〇	一八、〇〇〇
	二〇、〇反	四〇〇	六〇、〇〇貫	一一、五〇〇圓	一一〇、〇〇〇	一八、〇〇〇
	二〇、〇反	四〇〇	六〇、〇〇貫	一一、五〇〇圓	一一〇、〇〇〇	一八、〇〇〇
	二〇、〇反	四〇〇	六〇、〇〇貫	一一、五〇〇圓	一一〇、〇〇〇	一八、〇〇〇
大正二年	二〇、〇反	四〇〇	六〇、〇〇貫	一一、五〇〇圓	一一〇、〇〇〇	一八、〇〇〇
	二〇、〇反	四〇〇	六〇、〇〇貫	一一、五〇〇圓	一一〇、〇〇〇	一八、〇〇〇
	二〇、〇反	四〇〇	六〇、〇〇貫	一一、五〇〇圓	一一〇、〇〇〇	一八、〇〇〇
	二〇、〇反	四〇〇	六〇、〇〇貫	一一、五〇〇圓	一一〇、〇〇〇	一八、〇〇〇
大正三年	二〇、〇反	四〇〇	六〇、〇〇貫	一一、五〇〇圓	一一〇、〇〇〇	一八、〇〇〇
	二〇、〇反	四〇〇	六〇、〇〇貫	一一、五〇〇圓	一一〇、〇〇〇	一八、〇〇〇
	二〇、〇反	四〇〇	六〇、〇〇貫	一一、五〇〇圓	一一〇、〇〇〇	一八、〇〇〇
	二〇、〇反	四〇〇	六〇、〇〇貫	一一、五〇〇圓	一一〇、〇〇〇	一八、〇〇〇
大正四年	二〇、〇反	四〇〇	六〇、〇〇貫	一一、五〇〇圓	一一〇、〇〇〇	一八、〇〇〇
	二〇、〇反	四〇〇	六〇、〇〇貫	一一、五〇〇圓	一一〇、〇〇〇	一八、〇〇〇
	二〇、〇反	四〇〇	六〇、〇〇貫	一一、五〇〇圓	一一〇、〇〇〇	一八、〇〇〇
	二〇、〇反	四〇〇	六〇、〇〇貫	一一、五〇〇圓	一一〇、〇〇〇	一八、〇〇〇

單價		種玉	生玉	荒芻	粉芻
種玉	生玉				
二一錢	一五	一一五	一〇五	一七五	一七五
二一錢	一五	一一五	一〇五	一七五	一七五
二五錢	一六	一一〇	一〇〇	一七〇	一七〇
三七錢	二五	一一〇	一〇〇	一七〇	一七〇

四、品名の變遷

芻芻に對する名稱は、古來變遷なきものゝ如し。即ち芻芻の種子薯は之を植玉又は種玉と稱し、成薯は之を成玉或は生玉と唱ひ、生玉を削きて日干したるものを粗芻と呼び、粗芻に加工して製したる精粉を粉芻と云ふ。其の名稱一に舊來の通とす。而して芻芻に赤莖と青莖との二品種あることを發見せしは、明治二十八年の夏にして、時の同村立小學校長渡邊源五郎氏の調査研究の結果に出つ。爾後此の二品種の取扱に注意するもの多きに至れり。

五、製造に關する設備

- 粗芻製造に用ふる器具は至て簡易のものたり。即ち左の如し
- 匏 籠 生玉の芽を除き及び皮むきに用ふ
- 串 削きたる生玉を刺すものとす
- 連 竹 連串を掛くる親竹なり
- 架 連竹を掛くる用に充つ

扱板 粗菫を串よりこき離す器なり

右は粗菫製造に使用する要器にして四十五貫の粗菫製造高に對し、全体の器具費約五圓を要す。

備考 粉菫の製造は大仕掛の水車動力による器具に待つものにして、専門の營業者によりて營まれ、農家の作業は粗菫製造までに止まるものとす。

六、生産の状況

當地方には菫蒨の自然生畑なるものあり。その畑より年々多くの種玉と僅かの成玉とを産す。東南又は西南等に面せる温度を受くる傾斜地にして、排水良好なる位置を選びて此の畑とす。始めて自然生畑を開かんには先づ地を相し、種子薯を植付け相當手入を施しおけば、其の年の秋に至りて多くの小種子薯を生す(俗にトンゴといふ)。爾後數年採收せずして放置するときは、相當の自然生畑となるなり。此の畑の耕作方法は秋季麥作を仕付け春先淺く耕し、麥刈取後其の株を引抜き、堆肥を薄く撒布し、其の上に刈敷を敷き二、三回除草をなすのみ。開畑後三年の秋季より薯を採收し得るなり。その採收せし薯の内大なるものを粗菫の原料に廻し、中玉以下は之を種玉とす。種玉は土穴圍又は火室圍等によりて越年せしめ、翌年四月下旬本畑菫蒨の植畑にして前作は大麥なり)に定植す、一反歩當の種薯量十二駄半(約三百貫前後)を普通とす。麥の作入と同時に堆肥を施す。麥刈後直に下肥及大豆粕類を與へ、一、二回の耕鋤と二、三回の除草とをなし十月下旬に採收す。收量は生玉六百貫を常とす。此の生産物は概して粗菫の原料に供するなり。

十一月中旬より十二月中旬に亘る期間に於て、粗菫の製造をなす。即ち五項に示せる竹筥を以て薯の芽及外皮を除き、鉋にかけて厚さ一分乃至一分五厘位に削き下し、一本の串に十數個つゝ差し透し、(大

なるものは二寸小なるものは一寸位の距離とす)串は八本乃至十二本を荒繩にて連ね一連となし、之を連竹に結び、干架に架けて乾燥すること約一週間の後、連より離しコキ板にて扱き落す。其の成産品は粗菫即ち是なり。粗菫は之を保存又は運搬上の便宜のため、菫製の叭に入れ確固なる荷造をなす。一叭の容量正味十一貫二百五十匁とす。

粗菫は之を水車仕掛の製粉機にて加工すれば一晝夜にして粉菫に化す。此の作業は十一月中旬より始め、翌春に終るを常とすれども、時としては七月頃まで繼續することあり。

生玉より粉菫に化するまでの減り歩合は年により産地により又玉の大小及び品質によりて多少の相違を致すは勿論なれども大約左に示すが如し。

生玉四百二十貫乃至四百二十二貫にて粗菫七十貫を得、粗菫七十貫にて粉菫四十五貫を得、生玉は二十四貫を以て一駄とし、粗菫及び粉菫は各四十五貫を以て一駄と定む。

七、荷造及運搬

粉菫の荷造(粗菫の包装は之を略す)方法は特製の厚紙にて袋を造り、其の袋に粉菫正味十一貫二百五十匁を入れ、兩端を緊束し、絲立蓮一枚半にて其の外部を覆ひ、樽繩を以て普通俵の如く五ヶ所緊括す。上目十二貫の包装となす。

荷造費は荷主の自辨にて、樽繩は加工受負者の負擔とす

運搬は概して小荷駄により、北は大子町南は太田町及び水戸市に出し、更に仲買人の手によりて遠方に移出さる

八、生産物の處理

本村の蒟蒻は種子玉及生玉のまゝ多少賣買されるれども、其の大部分は一旦之を粗蒟蒻に製造し、更に粉蒟蒻となすものにして、粗蒟蒻の賣買は主として生産者と仲買人との間に行はれ、粉蒟蒻は専ら仲買人より他府縣の需要地に移出さる。而して此等の生産物は價格の變動甚しきものなれば、其の賣買の期も常に一定せず。されとも其の地方の舊慣例として年々秋季に於て生産者と仲買人との間に於て價格付をなす。之を立相場と稱す。最近に於ける本村の立相場を左に示す

蒟蒻立相場 壹駄に付

種目	大正五年	大正四年	大正三年	大正二年	大正元年
種子玉	九四〇〇〇	七四〇〇〇	五四〇〇〇	五四〇〇〇	四四五〇〇
生玉	八、〇〇〇	六、〇〇〇	五、〇〇〇	三、五〇〇	三、五〇〇
粗蒟蒻	六四、〇〇〇	六〇、〇〇〇	三九、六〇〇	四〇、五〇〇	四〇、〇〇〇
粉蒟蒻	一一〇、〇〇〇	一一〇、〇〇〇	七五、〇〇〇	七五、〇〇〇	七五、〇〇〇

九、收支計算 (一反歩分)

蒟蒻の生産費中種子代を除くの外は年々大差なし。但し種玉の價格は粉蒟蒻を標準とするか故、其の高低に従ひ差を生ず。而して收入に於ては甚しき相違を生ず。即ち粉蒟蒻壹駄に對し安價の年は七十圓、高價の年は百五十圓を告るが如く、常に一定せざるを以て、之れが收支計算は年により動搖するを免かれず。今左に平年作を基礎として之れが收支の計算を試むべし(但し一反歩當)

種目	事	由	金額
地代	小作料は一ヶ年十圓とし夏作のみなれば半年分		五圓
肥料代	手肥及金肥合計		十二圓
種玉代	普通十二駄半壹駄六圓見込		七十五圓
農具損料	栽培上使用		五十錢
器具損料	粗蒟蒻製造上		一圓
干場損料	三十坪に設備せる干架共		一圓
栽培手間料	男植付より採收迄人夫十一人(一人五十錢當) 女植付より採收迄の人夫十五人(一人三十錢當)		十圓
粗蒟蒻製造手間料	男製造運搬人夫五人(一人五十錢當) 女製造人夫十五人(一人三十錢當)		四圓五十錢
荷造費	製粉より荷造迄一切(加工者へ仕拂分)		三圓
其他	袋紙絲立運搬料其他		二圓
計			百十四圓

備考 生産生玉六百貫及ひ之より製せる粗蒟蒻は計算省略

收入之部

種目	事	由	金額
粉蒟蒻賣上代金	六十三貫分		百二十圓

栽培及加工手間料は實際當業者の手間なれば、之に純益金を加ひし額金二十圓五十錢を所要人夫數四十六人にて除すれば、一人一日手間料四十四錢六厘弱となる。

十、販賣取引

本村には特種の金融機關あり。即ち物産仲買業を営むものは必ず金貨業を兼ね、中流以下農家年中の費用は此の機關によりて辨せらる。其等の生産者は自家生産の粗莖及楮を其の年の立相場にて金主に引渡す事に契約す。(古くよりの慣習なり)故に一月上旬には必ず仲買人と畑前總代(生産者總代)と會合し粗莖及び紛莖の成行相場を標準とし相場立を爲し、成立したる相場を以て仕切るものとす。而して仲買人は製粉業者に依頼し製粉して各地に販賣す。貸借等なき生産者は成行相場にて何時にても自由に販賣するものとす。

十一、販路狀況

粉莖の販路は東京を中心として中國、中仙道、近畿地方へ輸出するものにして、本村生産に係るものの品質良好なること既に需要者の證明する所たり。殊に本村産は夏季を過ぐるも變質せざる特徴ありて至る所に歡迎せられつゝあるものゝ如し。地方に於ける生産上の準備及生産品の價值、如上の如しといへども、需要の方面に於て數量常に定まらず、價格意外の變動多きを以て、販賣上困難の点尠しとせず。

十二、勞力の過不足

全体より見れば當村に於ける勞力は、冬春の候大に餘裕あるも、初夏より晩秋に至る間は殆どその不

足を訴ふ。即ち當地方の農家の重なる作業は、普通作物の耕種は勿論、春秋夏蠶の飼能多く、烟草の耕作尠からず。堆肥の原料たる山草の刈取、蒟蒻作に撒布する刈敷の準備等はなり。其の勞力分配の不均衡知るべきなり。然るに單に蒟蒻作より見るときは、夏季に於ける其の栽培上の作業甚だ簡易にして比較的勞力を要せず。況んや粗莖製造期に入れば農家の勞力餘裕を生ずる頃たるに於てをや。而して一面、農家の勞銀は蒟蒻の作業に於て最も高率を示しつゝありとす。

十三、發達に有利なりし事項

本村蒟蒻作の發達上に關し、有利なりと認むべき重なる事項を左の如し
夏季清涼にして濕氣勝ちなる氣象はその一なり。古佛生層の崩解より成れる土性の地盤比較的廣きことはその二なり。地勢傾斜をなし且つ多くは礫質壤土にして、大石所々に散在するか故排水極めて佳良に而も夏期地中の水分多きはその三なり。粗莖の製期に當りて。激しき山風多きことはその四なり。澤々の水量常に多量なるかため、水車の運轉意の如くなることはその五なり。運搬上不便勝ちなる山郷なるを以て容積少くして金高多く且つ保存に堪ふる生産物を出す必要あることはその六なり。勞銀割合に多き作業たることはその七なり。粉莖製造の準備充分なることはその八なり。金融機關活動圓滿なることはその九なり。先覺者の指導斡旋その當を得たりしことはその十なり。

十四、發達に障害ありと認むる事項

蒟蒻業の發達上二大障害あり。其の一は價格の變動にして、他の一は蒟蒻作の病害是なり。價格の暴落繼續するときは當業者悲觀の結果、生産數量減少し、中以下の従業者は借金の利喰となり、次に農業資金の減縮を來し、種玉の要求困難となり、植玉畑の肥料不足となり、相待ちて不結果を生ず之

に反して價格の暴騰を致すや、生玉の供給勢ひ不足を告ぐるを以て翌年に充つべき種玉を以て、之か不足を補ふか故に、年々に種玉の供給減し、從て作付反別の減少を來すものとす。

價格の變動より病は更に恐るべきものは病害也。是永年に亘りて堪へず生産力を減しつゝあればなり。本村に於ては幸ひに保内郷の他の地方に比して病害の災勢けれども尙且つ年々生産の一、二割を殺かるゝなり。その病害の重なるものは、シナビ、ネグチ、ガフシ、ハヤケ、ナカレ(何れも方言の病名なり)の五種とす。その内シナビ病は最も多く發生し、最も恐るべき病害なりとす。此等の病害は莧蕪作地到る所に發生すれども、特に保内郷の地に多しとす。

本土に於ける莧蕪作の病害に關しては、古來調査研究されたること更になく、永年間不問に附せられたりしが、明治二十八年より同二十九年に亘り、隣村下小川村小學校長渡邊源五郎氏によりて之か研究試験を創めらる。是を當地方に於ける莧蕪病害研究の嚆矢となす。次て明治三十一年より十ヶ年間の繼續事業にて同郡高倉村に於て農商務省技師堀政太郎氏の試験研究あり。而して堀氏の研究結果によれば病害豫防の方法としては、種玉に寄生する病菌の撲滅を計るを主とするものゝ如し。渡邊氏の方法としては種玉の病菌撲滅よりは、植玉畑の栽培上に重きを置くにあり。特に同氏は灰類の使用を勧めたり(從來當地方に於ては灰類を莧蕪作に施すを禁物として一切之を使用せざりき)兩氏の研究は其の後當業者の注意する所となり、實地應用されつゝあるものあり。

十四、將來の見込

最近十數年間に於ける本村莧蕪業の進歩發達は實に顯著なるものにて、其の栽培に就ては、數十年間隆盛を極めし、隣村下小川を壓倒し、其の粉莧の製造に於ては、聲を轟したる隣村袋田を凌駕し、

今や莧蕪生産上の覇地となれり、遠き將來はいざ知らず、今後數十年間は隆盛の莧蕪郷たるを失は、さること明けし。されと産業は主として人民の勤勞に待つものなれば、村民一致この盛況を維持するに努め、併せて一段の發展を望む。

第七章 久慈郡高倉村の凍蕪莧

(渡邊委員調査)

本縣の特有物産として、古來有名なる凍蕪莧は、久慈郡高倉村の特有にして、管内他に一の生産地なし。今該地に於ける凍蕪莧の概況を示さん

一、調査地の位置及風土

本村は郡の稍中央以北に位し、東西二里許、南北二里餘。東は郡内の小里賀美の兩村に境し、北は生瀬に、南は天下野に接し、西は諸富野及び上小川に隣す。縣道三方より來り大字高倉の地に於て一点に會す。されと何れも峻坂にして惡路たり。

大体に於て峻嶮なる山岳東西に竦峙し、村内の交通頗る不便を極む。彼のメクラ帳によりて有名なる安寺、持方は本村西部の高き山中に在る部落なり。本村の地勢推するに難からず。地盤海面を抜くと一千尺前後、冬期の寒氣強きこと縣下第一位を下らす。大正四五年の交に於ける、正午の溫度を左に示さん。

月次	最高溫度			最低溫度				
	高	最	度	低	最	度		
十一月	六四度	五〇度	平均	五七度	十二月	五五度	四三度	四九度

一	月	五四	三二	四三	二	月	五八	四二	五〇
---	---	----	----	----	---	---	----	----	----

七〇

初霜 十月二十日前後
晩霜 五月初旬

平坦なる耕地甚だ狭く、就中水田に乏し。傾斜の度強き土地を利用して作物の栽培をなす。此の風土に適する作物は、大小麥、大豆、煙草、茶、三椏、楮、蒟蒻、里芋是なり。而して薪炭材(雜木)及び用材(主として杉)は村内到る所豊富なり。

二、沿革

本村に於て凍蒟蒻の生産を創めしは、何れの時代なるか文献の徵すべきもの更になし。然れとも文化二年、文公様(領主水戸藩侯)御國巡りとして來村の時、土地の土産として凍蒟蒻、紙、煙草等を献上したりといふこと村内の記録に見ゆ。思ふに文化年間には、既に本村にて製造されたるものゝ如し。或る口碑によれば隣村天下野の木村謙次氏(今より凡そ百二十年前の經世學者にて殖産興業の方面にも大に意を注きたる志士なり)或る年關西地方に遊歴の際、歩を丹波の國に移し、凍蒟蒻製造販賣の法を研究し、歸りて之を居村に傳ふとあれとも詳かならず。按するに其の起原は丹波の國より傳來したるは疑ひなきものゝ如し。

三、生産數量及價額

全村を通じて最近に於ける生産數量は、年々幾分減少の傾向あり。これ原料の不足より起因すれども、亦資本の關係する所多しとす。

左に大正元年以降累年の統計を示す

年	度	生産數量	單	價	價	額
大正	元年度	九一〇包		一五圓		一三、六五〇圓
大正	二年度	八二〇		一五、		一二、三〇〇、
大正	三年度	七五〇		一六、		一二、〇〇〇、
大正	四年度	六九五		一九、		一三、九〇〇、

備考 一包は正味七貫五百目入とす

前表は生産物中上物のもののみを記したるものにして、尙此の以外に切屑と稱するものあり。左に其數量及價額を表示す。

年	度	生産數量	單	價	價	額
大正	元年度	一、〇七六貫	十貫に付	二〇圓		二、一五二圓
大正	二年度	一、〇三〇	全	二〇		二、〇六〇
大正	三年度	九五四	全	二〇		一、九〇八
大正	四年度	八七〇	全	二五		二、一七五

四、従業戸數及製造又は加工程度

本村にて凍蒟蒻製造戸數は全村戸數に比すれば極めて少數なり、即ち總戸數二八五、農家戸數二三六

内従業戸数左の如し

年 度	従業戸数
大正元年度	三一戸
大正二年度	二五戸
大正三年度	二二戸
大正四年度	一九戸

加工の程度左の如し

大 百二十包 中 五十包 小 三十包
 三十包以上六十包以下のもの多しとす

五、品名の變遷

凍蒟蒻の品名は古來變遷なし。されどシメコン、コホリコン、コホリコンニヤク等の唱呼あり。

六、製造又は加工に關する設備並に資本本業は設備の如何によりて消長に大關係を有するものなり。今左に三十包を製造するもの、設備を示さん。

乾 場(乾田)	二反歩
大 釜	一 個
小 釜	一 個
大 桶	十 個

小 桶	十五個
煮箱(ドウゴ)	一個
ワサビオロシ	三枚
載 箱	六十二個
詰 箱	十八個
切 箱	二個
庖 丁(大切)	一個
全 柄(小切)	四丁
全 柄(大)	六本
全 籠(大)	十六個
全 籠(小)	十二個
笊	六個
秤(十六貫)	一個
全(二貫)	一個
全(二貫)	一個
スイノウ	四挺
平 下 駄	十足
菰	百五十枚
藁	六十駄

藁	二十
マ	二
ル	個
キ	挺
臺	十五
杵	十五
製	ケ
竹	八十
製	枚
鉋	二十
底	棚
薪	

以上の器具を新調するときは、多大の資金を要すれども、本村にては先代の器具を譲り受け年々修繕をなして使用するもの多しとす。製造に着手する時は、豫め資本を借入るか常なり。又中には自己所有の資本及び勞力にて事を辨するものありとす。

七、原料の供給

自家生産の蒟蒻玉のみにては、製造の原料に不足を來すを以て、大抵製造に従事せざる村内の栽培者より買入ることとす。又他村よりも購入をなす額尠からず。その主なる供給地は郡内の生瀬、袋田、諸富野、中里の諸村なりとす。尙製造上必要の補助原料として牡蠣灰を要す。

八、製造の方法

十一月下旬乃至十二月上旬頃より、天候を見計ひ製造の準備に着手す。原料の蒐集勞力の配當、器具の整頓、干場の整理、薪の用意等一切の製造準備整ひは、即ち製造に着手す。製法の手順としては、原料たる蒟蒻玉をよく洗滌し、竹製の鉋にて表皮を剥き、其の原料約一貫二百目をワサヒオロシにかけて摺桶中に摺り落すものとす。其の摺桶には攝氏九十度の湯一斗位を入れ置くものなり。其の桶中

の液を杵にて十數回攪拌すれば、糊状を呈するに至る。この時牡蠣灰二十匁位を、右温度の湯三升程に溶解し、其の上すみ液を、先の摺桶に注ぎ再び杵にて攪拌すること十數回に及ぶ。此の時稍固まるを以て、豫て用意せる載箱に移し、上面を平になして十時間許放置し、釜に投して煮ること三時間に及ぶ、後ち掬ひ揚げて冷水す、其の冷却するを待て之を詰箱に詰め水分を去り、格子箱に入れて切るなり。切りたるものは大桶に用意せる灰汁中に投入して、一週間内外放置し、後掬ひ出して乾場（所謂晒場にて地方にてホシバと云ふ）に搬出して晒すものとす。

乾場は乾田を選び、稻株を地面に接して切り、藁を平かに敷きたるものなり。周圍に貯水池を作る。搬出物は一枚つゝ、丁寧にならべ、二三日間長き柄杓にて間斷なく撒水して曝す。俗にアグヌキと云ふ。爾後毎日數回の水を撒き、二週間を経過すれば白くさわくるを以て撒水を中止し、三四日間放置し屋内に運ぶ。屋内にて四五日間乾すときは全く水分を含有することなく、白色の極めて輕きものとなる、凍菓即ち是なり。

八、生産物の處理

製造者の多くは生産物を一時に賣却することなく、大抵早く生産したるものは走りと稱して販賣す。年内に約六分の一乃至八分の一を賣拂ひ、残余は翌年四五月頃迄に販賣す。その時に至り價格低落するも、資本の借入をなしたる者は、金利等を考へ止むなく賣却す。然し資本豊かなるものは價格の暴騰せるときを見計ひ賣却するなり。生産物の大部分は郡内太田町商人の手に歸し、一手販賣の姿となり居るも、三分通りは直接青森山形仙臺米澤宇都官地方へ移出さる。

九、荷造及運搬

出来上りたる凍菓は、一時濕氣の入らざる場所に貯藏し置き、後取出して荷造に着手す。其の一方を
 残して三方の耳(端を云ふ)を斷ちきり同し大さとなし、四十枚を重ねて一把とし、絲紐にて縛る(以
 前は葉にて結ひしなり)其の三十把を更に結束して一べとし、八べを積みみて一包とす(一包の枚数は
 九千六百となる)。之を荒蕪にて包み、其の四隅に割竹を當て、荒繩にて緊束す。
 運搬は小荷駄又は荷馬車に依る、運賃も割合に嵩むものにして、最近停車場までの一包に對する運賃
 左の如し

太田停車場迄(七里) 拾五錢
 氏家停車場迄(十五里) 參拾五錢

十、生産物の功程

一日の生産功程左の如し

摺方 一包分 四十八貫
 乾場への運搬 一包分 九千六百枚
 水掛 一包分 全
 干返 半包分 四千八百枚
 荷造 半包分 四千八百枚

十一、收支計算

支出の部 (十包當)

種	日	事	項	金額
---	---	---	---	----

蒟	玉	四十俵四百八十貫に對し二圓五十錢の割	百二十圓
牡蠣	灰	八俵	三圓二十錢
摺人	夫	十人(一人四十錢)	四圓
運搬	料	二十人(一人二十錢)	四圓
干返水掛人	夫料	七十人(一人二十錢)	十四圓
荷造	料	二十人(一人五十錢)	十圓
食費		一人一日十錢として延百二十八分	十二圓
薪		五十駄(一駄二十錢)	十圓
マルキ	紐	大ダルーケ	一圓二十錢
損料		器具及地代を借受くるものと見做し	十五圓
營業	稅	二期	五圓
計			百九拾八圓四拾錢

收入の部 (小包當)

種	日	說明	金額
凍菓	箱	一包につき時價十九圓五十錢	百九拾五圓
切	屑	八貫及一貫匁につき二圓五十錢	二十圓

計 二百拾五圓

差引金拾六圓六拾錢 純益金
 加工人夫の約二分の一は、自家の勞力なるを以て、營業者の實收は人夫賃三十二圓の半額と純益金との合計即ち金三十四圓六十錢となる。之を所要人夫數の二分の一(自家の勞力)にて除すれば、一人一日の手間料金五十七錢六厘強となる。

十二、販賣

本業に於て最も苦心する所は此の販賣に在り。其の價格は生産者に於て見積るべきものなるに、反て商人側より價格を付せらるゝ如き次第なり。是營業者の多くは商人より資金の借入をなし置くことと、販路に就て明かならざるの結果に因るものなりとす。

抑も本村産凍菫は間接に全国各地に渡れとも、直接には主として太田町の仲買商店に在り。東北地方に直移出は僅々たる數のみ。されは地方商人のために利益を壟斷さるゝの嫌なきにしもあらず。

十三、作業の年中分配

本作業は冬季農閑中に属するを以て、その他の作業と衝突すること少なく、されは當地方農家の副業として最も適せるものと認めらる。今左に其の原料の生産並に本業の勞力配當を示さん。

月	次	作	業	種	目	手	間
四	月	蒔	種	の	植	付	四
五	月	な	し			な	し

六	月	除	草	施	肥	中	耕	四	人
七	月	除	草					三	人
八	月	除	草					三	人
九	月	除	草					三	人
十	月	蒔	種	運	搬			八	人
十	一	月	稻	株	刈	井	戸	堀	垣
								造	り
十	二	月	乾	場	作	り	凍	菫	製
								造	
一	月	全	上					百	人
二	月	全	上					百	人
三	月	乾	場	か	た	付	荷	造	
計									三百七十人

備考 本表は假に示したるものにて經營規模の小なるに従ひ勞力は割合に多く其の大なるに隨ひて比較的之を要せざるなり

十四、勞力の過不及

前述せる如く、單に生産者よりすれば其の勞力の大半不足なれとも、之を全村より見れば勞力決して不足せず。即ち製造期中は年々幾分つゝ他地方より人夫を雇入るれとも、本作業には技術を要するを以て、成るべく村内にて雇人を探ぬるを常とす。左に参考のため本村に於ける一般農家の作業分配及雇人賃を掲げん。

農家作業月次分配

月次	旬	男	女	間	夜	雨	天
一月	下旬	凍蒟蒻製 造炭焼薪取	全上	裁縫上	凍蒟蒻製 造細工	全上	裁縫
一月	中旬	凍蒟蒻製 造炭焼薪取	全上	裁縫上	凍蒟蒻製 造細工	全上	裁縫
一月	月上旬	凍蒟蒻製 造炭焼薪取	全上	裁縫上	凍蒟蒻製 造細工	全上	裁縫
二月	全	煙草苗床設 備麥路	全上	全	全	全	全
三月	全	全上麥畑中 耕農具修	全上	全	全	全	全
四月	全	全上稻苗代 耕農具修	全上	全	全	全	全
五月	全	全上起耕煙 草苗手入	全上	全	全	全	全
六月	全	全上起耕煙 草苗手入	全上	全	全	全	全
七月	全	全上起耕煙 草苗手入	全上	全	全	全	全
八月	全	全上起耕煙 草苗手入	全上	全	全	全	全
九月	全	全上起耕煙 草苗手入	全上	全	全	全	全
拾月	全	全上起耕煙 草苗手入	全上	全	全	全	全
拾壹月	全	全上起耕煙 草苗手入	全上	全	全	全	全
拾貳月	全	全上起耕煙 草苗手入	全上	全	全	全	全

雇人賃金及雇人に關する慣例

賃	年季	男	女	中	下
年季	三六、〇〇〇	二四、〇〇〇	二八、〇〇〇	二〇、〇〇〇	二二、〇〇〇
農業	三〇〇	二五〇	二五〇	二〇〇	一八〇
製茶	五〇〇	二五〇	三五〇	二〇〇	二五〇
凍蒟蒻	四〇〇	二五〇	二五〇	一七〇	一七〇

説明 年季雇人は大抵表記の金額にて打切となすもの多し。中には精勤者と認むるものには、夏着又は冬着等を給與するものあり。これ等の如きは少数にして近年行はれず。又年給支拂に付ては一時に渡すものなく、大概二期或は三期に支拂ものな。養蠶製茶等の日雇は雇主に於て飲食物を供するを慣例とす。

十五、發達に有利なりし事項

本業發達上に有利なりしと認むる主なる事項左の如し

- 一、製造上風土の能く適合したること
- 二、永年繼續的に之を營みたりしこと
- 三、競争地極めて少く且遠方たること

十六、發達に障害ある事項

- 本業の發達に關し、直接又は間接に障害ありと認むる事項次の如し
- 一、村内資金少く從て其の流通不良なること
- 二、原料の高價なるため資金を多く要すること
- 三、村内生産の原料不足なること

- 四、價格の高低常なきため、従業者の破産屢々あること
 - 五、設備上固定資本を要すること大なるか故に、新に着手するを遲疑すること
 - 六、販路の不自由なること
 - 十七、將來の見込
- 過古十數年來の狀況に鑑みるに従業戸數及び生産數量減退し、本業衰微の兆あり。遠き將來は測られされとも今後本業の現狀を維持することも蓋し容易のことにあらずと認めらる。されは將來村内供給の原料を豊かならしめ、務めて諸般の生産費を省く工夫をなし、又適當なる組合を組織して内は資金の流通を計り、外は販路の擴張を期さるへからず。然り而して一面此の唯一の特産物に對し、保護獎勵の必要を感じるや切なりとす。

第八章 行方郡延方村の藁細工

(竹林委員調査)

一、位置、風土
 行方郡延方村は郡の東北端に位し北は大生原村に西南は津知村に境し東南は一葦水を隔て、遙に鹿島郡鹿島町及豊津村に隣せり東南北浦及浪逆浦に莅み其沿線三里余に達せり地勢概して平坦にして國道は村の南方を貫通し鹿島郡大船津との間に渡船場あり本村は利根川の沖積より成る土壤大部分を占め從來河水の氾濫により農作物に大なる損害を被りしが村民共同して沿岸數里に堤防を築くに至り漸く之を免るを得るに至れり水田多く土質概して豊沃にして郡内第一の米産地たり汽車の便なしと雖汽

船によりて麻生、土浦、銚田に交通し貨物は帆船によりて千葉縣佐原町に送り之より汽車便により東京に移出す

二、沿革
 本村の藁細工は重に蒔にて何時の頃より始まりし者なりや今日に於て之を精密に調査すること能はず蓋し本郡農家の多數は自家用の各種の藁細工は概ね自家に製作するを以てなり管他町村に於て發達せずして本村に於て殊に其隆盛を見るに至りたるは何に原因するやを探究するは極めて重要な事項なり本村内十大字の中藁細工の盛に行はるゝは何れも利根川又は北浦浪逆浦に接したる部落なり是等の部落は古來洪水氾濫の時には非常なる慘狀に陥るを常とす此の困憊は自ら勤勉心を鼓舞し備荒の感念を養成し農家の副業として作業最も容易なる藁細工に従事するに至りたるものゝ如し殊に鹿島灘に於ては古來盛に鰯の漁獲あり之より干鰯を製する際に覆蒔として多量の鳥羽蒔を要し或は其製品を他地方に移出するに方つて鳥羽蒔にて之を俵装するか故に極めて多量の蒔を要し本村並に附近町村に於て之を供給したるものなるへく此等の事情相待て現今の隆盛を見るに至りたるもの如し

三、産額
 本村農家總數は大正四年末の調査によれば六百九十二戸なり田畑反別並に一戸當平均耕作反別を示せば如左

	總反別	農戸數	一戸當耕作反別	計
水田	七二七、七		一〇、五	一一、九
畑	一〇〇、九	六九二戸	一、四	
山林	一六九、四		二、五	

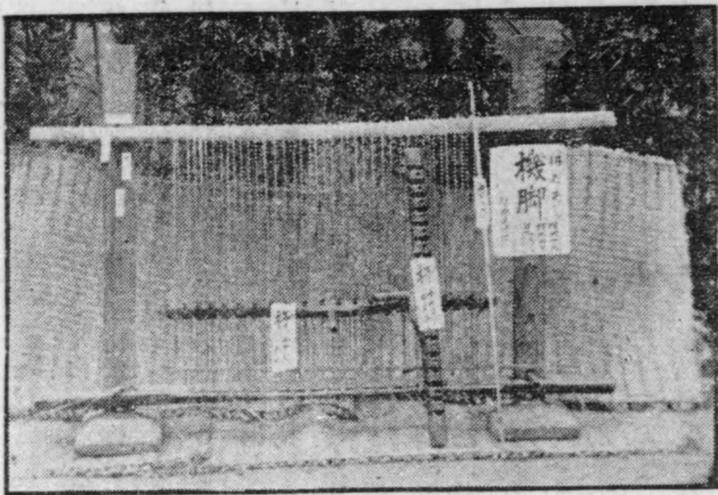
之によりて見る時は本村は大部分水田に於ける稲作のみにして畑作は極めて僅少なり殊に山林原野に乏しく將來開墾の餘裕多からざるを見るへし而して一農家の耕作反別は田畑合計一町一反九畝歩にして本縣平均耕作反別一町二反三畝二十四歩に對照すれば五畝歩内外の減少に過ぎずと雖本村に於ける耕地は重に水田にして本縣平均反別は水田より寧ろ畑地に於て廣きを以て勞力の分配上寧ろ不利の状況なりと云はざるべからず

大正元年より同四年に至る四ヶ年間に於ける生産數量及び價格は左の如し

大正元年	二年	三年	四年	平均
五五〇、〇〇〇枚	五八五、〇〇〇、	五九六、〇〇〇、	六〇二、〇〇〇、	五八三、二五〇
二五、九三〇圓	二七、三五〇、	二八、三三〇、	一八、〇〇〇、	二四、九〇二、五
〇、〇五七強	〇、〇四六強	〇、〇四七強	〇、〇二九強	〇、〇四二強

大正四年本村農戸數六九二戸の内製苧を行ふは六五二戸なり而して同年に於ける生産額は一萬八千圓なるか故に平均一戸に對し二十七圓五十六錢余に相當せり是れ大正四年價格下落の際に於ける金額にして平年は遙に超過せり之の外本村の製苧は其七割以上は之を吟となして販賣す而して苧を吟に仕上る賃金十枚に對し五六錢なり大正四年に於て吟として販賣したる枚數は四十七萬五千枚に達するか故に其加工料金二千三百七十五圓にして平均一農家に對し金參圓六十錢余に當り之を前記一農家の製苧價額と合計する時は藁細工の爲め本村農家の收得平均金參拾壹圓余に達するなり

四、苧製の器具並に製苧の方法



延方村苧織實況

製苧の器具は極めて簡單なるものにして普通農家に使用する苧織器是なり即ち機脚、杼、差互(圖に就て見るへし)の三種に過ぎず製造する苧の種類により其長短廣狹一様なること能はずと雖機脚に設けたる孔の位置並に横木を固定せしむる所の楔により其長短を加減し幅の廣狹は杼即杼の種類により加減するなり幅の最も廣きは二十目の上間苧にして以下十九目、十八目、十七目或は其以下の狭き苧の需要あることあり此等區々の苧幅に對して一々各自の杼を備付くるの必要なく唯二十目のもの及十七目のものの二種を有すれば足るなり即ち二十目以下十八目迄は二十目の杼を使用して織るを得るものにして十七目以下は十七目の杼を以て織るなり此等の器具は村内に三名の製造者ありと雖機脚、杼共一度備付くる時は容易に破損せず永年に亘りて使用に堪ふ又差互は農家自ら製作するを得るなり一式を新調するに要する費用は

- 機脚(松又は杉) 價格壹圓五十錢
- 杼(檜製)長二十目 價格一圓二十錢
- 全(全)長十七目 價格九十錢
- 長二尺八寸

鉤及針(仕立用) 價格 十錢
 差 互 二本 全 五錢
 計 三圓七十五錢

此の外藁を打柔くる爲めに槌及打臺を要するも此等は普通農家の有する農具にして特に製藁の爲めに備付る者に非るか故に茲に計上せざるなり
 製藁の方法は圖に於て見るか如き一臺の機に女二人を要するものにして一人は梭を動し他の一人は差互を以て藁を挿入するなり作業のは巧拙差互を以て藁を挿入するの遲速に因る一枚の藁を織る爲めに二人を要するか故に隣家の主婦と共同して従事するを普通とす即ち一日は自家の藁を織り一日は隣家の藁を織ると云ふか如くにして自家の藁を織る時は自ら差互を採りて藁を挿入し隣家の主婦は梭を動かすに止まり梭を動すの作業は甚だ簡易にして毎回同し程度に梭を打下すにあり故に十二三才の兒女並に老人も亦一人前の仕事をなすを得るなり
 斯の如くして織上げたる藁は之を日光に曝して乾燥するなり之れ藁を打柔け又は差互を以て藁を挿入するに當りては藁を稍濕潤し置く必要あるか故に製藁は其當時は常に濕氣を含む之をこの儘包裝する時は藁は褐色を呈し製藁の外觀並に光澤を損するを以てなり一二時間の後充分に乾燥する時は「毛スリ」と稱し「繩クス」又は「藁クス」を一握となし兩手にて藁製の表面を磨擦し細毛を去り併せて光澤を附與す斯くして之を藁として販賣す
 本村にて輸出するは藁の儘に於てすること甚だ罕にして重に之に加工して吠となすなり製吠は女子も爲さるるに非るも重に男子の作業とす其方法はを中央より折り其端に兩面に沿ふて大繩をあて鉤を

以て引張り疊針を以て之の繩と共に縫合せて吠に作るなり縫合せの爲めに用ふる繩は普通の織繩と同一のものとす

五、製品の種類

製品は藁の儘使用するあり或は吠に仕立つるものあり其用途に應じて目數、長短、巾並に重量等略々一定せり而して此等の製品は註文に應じて製造する者にして近年は肥料用藁の需要頗る多く約八割を占む各種製品は大略左の如し

種類	別	丈	巾	重量
藁	神奈川(丈間十九目)	五尺八寸	二尺九寸	三百四十匁
	上中間十九目	五尺五寸	二尺九寸	三百三十匁
吠	丈間二十目	耳取五尺八寸	二尺九寸	五百五十匁
	中間二十目	五尺六寸	二尺九寸	五百三十匁
吠	十四目	四尺五寸	二尺一寸	三百二十匁以上
	十五目	四尺五寸	二尺一寸二分	三百三十匁以上
吠	十六目	四尺八寸	二尺一寸八分	三百七十匁以上
	十七目	五尺一寸	二尺四寸五分	四百二十匁以上
吠	十八目	五尺三寸	二尺六寸二分	四百八十匁以上
	十九目	五尺五寸	二尺七寸九分	五百五十匁以上
吠	二十目	五尺八寸	二尺九寸	六百匁

右の内神奈川藁は肥料包装用に供せられ東京より各所に移出せられ種々の包装又荷造り用に供せらる之の外養蠶用藁あり十三目三尺八寸乃至四尺位なり藁の丈間及中間は普通農家の使用藁なり十四目と

十五日の吠は所謂肥料吠にして過燐酸石灰を入るに供せらる十六日吠は專賣局の鹽吠なり
六、生産の状況

本村藁細工に従事する者は貧富の區別なしと雖貧民程従業する事多く普通の農家は主として冬期又は雨天他に農事の作業なき際に行ふ位なれとも細民は之か爲めに田畑の耕作反別を減し農繁の際に於ても尙従業する者あり本村に於て全く農耕をなさずして製藁吠縫のみにて渡世にする者數戸を數ふるなり而して製藁を行ふは主に一家の婦女子にして主人は繩を掬ひ又は藁を打柔け或は製藁の面を摩擦して(之を毛磨りと云ふ)其作業を助くる位なり然れとも冬期農閑の際に至れば男子は仕立に従事するもの多し仕立とは吠に縫ひ合せる作業を云ふものにして即ち自家及附近婦女子の織りたる藁を買ひ集め之を吠に縫なり中等農家の製藁業に従事するは夏期插秧後及冬期稻收納後にして一ケ年百日内外を普通とす

製藁の原料は稻藁にして往々眞菰又は藁を栽培して菰藁又は藁藁産を織りたる事もあれとも現今は何れも普通の藁藁のみなり本村に生産する稻藁は之を盡く製藁に供用するものとすも其半額に充たず其不足する分は之を千葉縣又は鹿島郡或は隣村より購入す村内に於て家畜の敷藁肥料用等に供する分量も又頗る多額なるか故に本村製藁原料の六七割は他より輸入するものと見做すべきなり而して最も多く製藁に従事するものは細農にして耕作反別も亦少しか故に此等の農家は其原料の多分は購入するものなり

七、生産物の處理並荷造り運搬

農家に於て織成したる藁は仲買人に賣渡すなり村内に數名の仲買人ありて農家を廻り生産物を購入す

故に生産藁の販賣に對しては患ふるに足らざるなり時としては仲買人と特約して製藁に従事することあり仲買人に販賣するには十枚を一束とす仲買人は更に之を十五枚を一束とし移出す移出先は重に東京にして肥料會社、糧秣廠及日本橋區藁繩問合門倉角三等を主なる者とす

近年粗製濫造に陥りたる事あるを以て本年より輸出検査を爲すに至れり此検査は仲買人の申合せに成るものにして生産者たる農家は吠十枚に對し一錢の検査料を支拂ふ若し不合格の者ある時は検査員より之を生産者に還し再製せしむ不合格は普通縦繩の切斷したる者を接ぎ合せたる接目が外部に顯はるゝもの藁の乾燥不良なる爲め變色したるもの織方の薄きに過ぎるもの藁のモスリの足らざるもの等とす

本村は交通不便なりと雖海路にて東京に直送するを得るなり和船儀米百俵積の船にて二千五百枚の吠を積込むを得るものにして平穩の天候にて七日の後東京に着す其賃金七圓位なり汽船便による時は時日を費すこと尠しと雖賃金を要すること多きか故に普通和船を以てす

八、生産の功程賃金

二人にて一日に丈間藁十枚、中間十一枚、肥料用吠十五六枚位にして之の外繩を掬ふ爲めに約四時間を要す普通絢繩を前晩に夜業として爲し翌日夜々として織藁に従事す肥料用藁一目に要する繩の長さ一丈〇五寸にして十六日に一六八尺約四十尋を要す故に十枚を織る爲めに四百尋の小繩を掬はさるべからず故に平均一人に付朝早より夜十一時過迄専心従事して前記の數量を織上るを得る者にして普通は其八割と見做すべき者なり即丈間藁八枚、中間九枚、肥料用吠十二三枚位なり

本村に於て仲買人に販賣する價格は時により高低ありと雖目下(大正五年六月)は吠十枚に付金三十

八錢外に仕立料五錢、丈間蒔(農家使用料)十枚に付五拾錢、養蠶蒔十枚に付十四五錢なり何れの製蒔に於ても蒔の分量と手間とより打算して略同額の賃金に相當するものなり故に丈間蒔に付き一日賃金何程に相當するやを見んに十枚の價格五十錢にして原料として蒔(繩共)五貫目を要す五貫目の蒔は之を購入する時は十二錢五厘なるか故に殘額三十七錢五厘は即十枚に對する製繩及製蒔の手間料なり此れ婦人二人の一日の賃金なるか故に平均一人に付十八錢七厘五毛に相當す是れ一日晝夜兼行孜孜として従事したる場合にして普通は其八分の業程と見做すか故に然る時は平均一日に十五錢内外なるべし肥料叭其他各種の製品何れも略同等の賃金に相當す之の外仕立料なる者あり此は叭に縫はするの作業にして重に男子の作業とす一日七八十枚を仕上るなり其賃金十枚にて丈間蒔六錢、中間蒔五錢、隣酸叭五錢位にして一日三十五錢以上四十錢に達す最も之の内繩を要するか故に之を引去らざるべからず十枚を仕上る爲めに要する繩の分量は大繩百五十尺小繩百尺にして此價格大繩壹錢二厘小繩五厘計壹錢七厘なるか故に今一日八十枚を仕立てたりとせば賃金四十錢にして繩の價格十三錢六厘なるか故に差引二十六錢四厘の賃金たるなり即ち蒔織に比する時は頗る高價の賃金たるなり普通は其八分の勞働とするか故に然る時は一日二十一錢一厘余に當る

九、勞力の過不足

蒔細工は四時其時季を選はす隨時勝手に従事し得るか故に副業として最も適當なる性質を有す且

つ其作業も頗る熟練し易く婦女子の勞力を利用するに最も適當せり之を以て其一日の賃金も極めて安値なりと云はさるべからず農家は蒔細工の爲めに農業の作反別を減し或は肥料の採收を怠るか如き事あらは之か爲めに却て其收得を減する者と云ふへし蓋し勞苦を去つて安逸に就かんとするは人情の常なり蒔細工は心身を勞する事甚た少き簡易なる職業なり自ら農業を去て之に従事する事を増加する事なきを保すべからず本村内に於て蒔細工のみを以て其營業とし全く農耕を爲さざる者現に數戸ありと云ふ斯の如きは副業の性質を誤解せる者にして農家の爲めに取らざる所なり

一〇、本村蒔細工の將來改良を要する点

蒔細工の利益は前文既に述べたるか如く極めて薄利なり將來益々其價格を騰貴し賃金も亦高價とならん事は頗る希望に堪へざる所なりと雖蒔細工なる副業が最も農家に適當せる如く之に従事せんとする者も亦た漸く増加せし事は常に考慮を要する事なりとす價格騰貴し利益増加する時は従業者増加し製品の價格下落するは明なる所なれば現今より其價格騰貴する事は到底期待すべからず果して然らば如何にして其利益を増加すへき歟他なし村民共同して産業組合を設置するにあり現今に於ても産業組合の設けありと雖微々として振はす大正四年に於て組合員より買入れたる數量價格は

受 入	數 量	價 格
受 入	三六、三五五枚	一三四六 ^円 〇〇〇
販 賣	三一、〇七〇	一三六八、七八九
差 引	五、一八五	二〇八、七三四

受入の全部販賣せざるに不拘其價額は却て二〇八^円七三四の利得となれり是れ組合員の受くへき當然

の利益たるを得なり之の數量及價格は本村總産額の百分の八内外と見做すべき者にして將來益之の組合の發達せし事希望に堪へざるなり

茨城縣行方郡薙叭商組合規約

- 第一條 本組合は組合地區内薙叭營業者を以て組織し茨城縣行方郡薙叭商組合と稱す
- 第二條 本組合の地區は行方郡一團とし事務所を行方郡津知村に設置す
- 第三條 本組合は薙叭の改良發達及販路の擴張其他組合員共同して營業上の弊害を矯正し以て相互の利益を増進するを目的とす
- 第四條 本組合は前條の目的を達する爲め左の業務を執行す
 - 一、薙叭の検査をなし之に等級を定むること
 - 二、薙叭等級差額の協定をなすこと
 - 三、業務上に關し必要な事項は組合員に報告し及組合員の需めに應じ紹介應答をなすこと
 - 四、營業上不正行爲者に對し處分をなすこと
 - 五、組合員中營業上に關し紛擾あるときは之れを仲裁調停をなすこと
 - 六、共進會品評會等を開設し製品の改善を圖ること
 - 七、販路擴張の目的を以て視察或は試賣をなさんとするものに對し便宜を與ふること
 - 八、生産者を保護し努めて指導獎勵をなすこと
- 第七條 本組合員にして斯業の爲め新に發明を爲し又は新に販路を開きて同業者に利益を與へたるもの若くは本組合事業に付功勞ありたるものに對し褒賞又は金品を贈與することあるへし
- 第八條 本組合員は左の各項を遵守する義務を有す
 - 一、叭の検査を拒むを得ざること
 - 二、検査未済のもの又は本規約に違背して結束したる薙叭を他に移出せざること
 - 三、組合員各自の營業上不正の行爲なからしむる様努むること

四、事由の何たるを問はず組合事業の妨害となるべき行爲あるべからざること
 五、組合地區内に於ける營業者にして組合に加入せざるもの又は脱退若くは除名處分を受けたる營業者と取引をなすを得ざること
 六、生産者の指導獎勵に努むること

第九條 業務上家族又は從業者に於て爲したる所爲と雖總て營業主は其責に任ずるものトす

第十條 検査は組合員の申請により之を行ふ

第十一條 検査は織方、丈尺、幅員、量目、品質等に就き一枚毎に之を行ひ各其の等級に應じ第一號式檢印捺捺す

薙叭の種類左の如し

一、薙、神奈川丈間十九目	巾丈	五尺八寸	同	中間十九目	巾丈	五尺九寸
	量	三尺九寸			量	三尺九寸
		三百四十目				三百三十目
一、薙、丈間 二十目耳取	巾丈	五尺八寸	同	同	巾丈	五尺六寸
	量	三尺九寸			量	三尺九寸
		五百五十目				五百三十目
一、叭 十	目	四尺五寸				
	量	三尺一寸				
		三百二十目				
一、十	目	四尺五寸				
	量	三尺一寸二分				
		三百三十匁以上				
一、十	目	四尺八寸				
	量	三尺一寸八分				
		三百七十匁以上				
一、十	目	五尺一寸				
	量	四尺四寸五分				
		四百二十匁以上				
一、十	目	五尺三寸				
	量	四尺六寸二分				
		四百八十匁以上				

一、十 九 目 五尺五寸
 量 三尺七寸九分
 二、十 目 五尺八寸
 量 二尺九寸
 三、十 目 六尺
 量 二尺九寸

第十二條 検査の等級は左の様手に據り之を定む

一、一等 丈尺、幅員、量目等毫も規定に違背せず且つ織方精上にして品質優良なるもの
 二、二等 丈尺、幅員、量目等は規定に違背せざるも其織方、品質の一方若くは双方共に一等に比し稍々劣等なるもの
 織方、品質の一方若しくは双方共優良なるも丈尺、幅員、量目の一廉若くは數廉に多少規定尺量に違背あるもの
 三、三等 丈尺、幅員、量目の一方若しくは數方著しく規定に違背し各織方品質の一方若くは双方著しく劣等なるもの

第十三條 検査の等級は前條検査事項に付優劣の程度により一等、二等、三等の三種とす

第十四條 前條に依り等級定まりたる疋は十枚乃至十五枚を一束とし縦横繩の結目に第二號式の證票を附すへし

第十五條 検査上使用する検印及證票左の如し



第二號式

三寸

住 所	茨城縣行方郡
氏 名	商組聯合検査證之
角 巾	八分
寸	一

第十六條 検査を経たる疋はと離組員又は検査員に於て必要と認むるときは臨時再検査を爲すことあるへし

第十七條 検査の決定に對し不服あるものは三日以内に組長に申出再検査を受けることを得

第十八條 前條再検査の決定に對しては更に抗議を申立ることを得ず

第十九條 本組合に左の役員を置く

一、組 長 一名 一、副 長 一名 一、幹 事 二名 一、評 議 員 五名

第二十條 本組合の役員は満二十五歳以上の男子にして左記の事項に觸れざるものに限る

一、破産又は家資分産の宣告を受け復権一ヶ年を経過せざるもの
 二、罰金又は禁錮以上の刑に處せられ満期又は赦免二ヶ年を経過せざるもの
 三、本組合に於て違約處分を受け満二ヶ年を経過せざるもの

第二十一條 本組合は評議員會の決議に依り第十九條の役員の外に學識名望あるものを顧問として推薦することを得

第二十二條 組長、副長、幹事並に評議員の選舉は總會に於て匿名投票を以て之を行ひ其の多數を得たるものを當選とす但し投票同數なるときは抽籤を以て之を定む

第二十三條 前二項の選舉は總會の決議を以て指名推薦となすことを得

第二十四條 役員は總て名譽職とし其の任期は二ヶ年とす但し再選を妨げず

役員は任期滿了後と雖後任者の就職する迄仍其職を行ふものとす

第二十五條 幹事及評議員は組長又は副長と兼ねることを得ず

第二十六條 組長は組合を代表し組合一切の事務を總理す
副長は組長を補佐し組長故障あるときは之を代理す、幹事は組長の命を受け組合事務に従事す、評議員は組長の諮問に應じ及び組合事務執行の状況を監査するものす

第二十七條 本組合に書記若干名を置き組長之を任免す
書記は組長の命を受け庶務に従事す

第二十八條 本組合に検査員若干名を置く検査員は組長之を任免し検査に關する一切の事務を擔任す

第二十九條 會議を分ちて通常總會臨時總會評議員會の三種とす

第三十條 通常總會は毎年一月之を開き臨時總會は左の場合に於て之を開くものとす

一、組長に於て必要と認めたる時

一、組合員三分の一以上より會議の目的たる事項を示して請求ありたる時

第三十一條 評議員會は組長に於て必要に應じ之を開く但し評議員半数以上より會議事項を示し請求ありたる時は之を開會するものとす

第三十二條 會議の招集は其事項及日時場所等を示し開會五日以前に書面を以て通知すへし但し緊急を要する場合は此の期間に依らざることを得

第三十三條 總會に於て議決すべき事項左の如し

一、規約の變更に關する件

二、役員の選舉に關する件

三、經費豫算並に全徵收方法に關する件

四、經費決算及業務成績報告承認に關する件

五、組合解散に關する件

六、其他組合事務に關する重要な事項

第三十四條 評議員會に於て議決すべき事項左の如し

一、經費豫算更正に關する件

二、一年度間に於ける百圓未満に對する經費追加豫算に關する件

三、組合員違約者處分に關する件

四、褒賞又は金品贈與に關する件

五、財産の管理並に處分に關する件

六、官廳又は組長の諮問に關する件

七、官廳に建議すべき事項に關する件

第三十五條 總て會議は半数以上出席するにあらざれば開會することを得ず但し規約變更及解散の場合を除く外同一事項に就き再度招集の場合は此の限りにあらず

第三十六條 會議の議長は組長之に當る組長事故あるときは副長其の職務を行ふ正副組長共に故障あるときは出席員の互選を以て之を定む

第三十七條 會議の決議は別段の規定あるものを除く外出席員過半数の同意を以て之れを爲すへし可否同數なるときは議長之を定む

第三十八條 會議に出席すること能はざる組合員は他の組合員に委任して其の表決權を行ふことを得此の場合に於ては委任狀を組合に提出するを要す但し受任者は同時に五人以上を代理することを得ず

第三十九條 會議の決議録には決議したる事項出席者の氏名其他會議の顛末を記載し之に議長及出席員二名以上記名捺印すへし

第四十條 組合地内に於ける同業者にして組合に加入せんとするときは其旨組長に届出つへし

第四十一條 本組合は左の雛形に依り組合員證を調製し組合員名簿に登録したる上之を交付す

但し組合員證を交付したるときは別に定むる組合員證料を徴收す

長 一 尺 三 寸

市 五 寸 第 號
茨城縣 行方郡 延町 商組合員之證
住 所 氏 名

第四十二條 本組合より交付したる組合員證を亡失したるときは直に組合に届出其の再渡しを受くへし但し實費として別に定めたる手数料を納付することを要す

第四十三條 組合員にして氏名を改稱し又は移轉其他の異動を生したるときは其の事由の生したる日より五日以内に其の旨届出つへし

第四十四條 組合員にして組合を脱退せんとするときは事由を具し其旨組合に届出つへし此の場合に於ては必ず組合員証券を返附す

へし

第四十五條 死亡又は隠居等に依り脱退したる組合員の相続人並に滞なく加入の手續を爲したるときは被相続人と同等の権利を有し義務を負ふものとす

第四十六條 組合員營業を廢止したる時は組合員証券を添へ其旨組合へ届出つへし

第四十七條 本組合を中途に於て脱退し又は除名處分を受けたるものは組合財産に對する權利を失ふものとす

第四十八條 組合の會計年度は毎年一月一日に始まり十二月三十一日に終る

第四十九條 組合經費は組合員負擔金及び運賦検査手数料其他の收入を以て之に充つ手数料は毎年度總會の議決により之を定め検査の際前納せしむるものとす

第五十條 役員には總會の議決を経て相當の報酬を支給することを得

第五十一條 組合は其の基礎を鞏固ならしむる爲め毎年剰余金の二分の一以上を積立つるものとす

第五十二條 組合員にして中途脱退又は廢業したる場合と雖も既に賦課したる經費は之を減免せず

第五十三條 本組合員にして第八條第一號第二號第四號第五號第十四條に違背したるものは評議員會の議決を以て一箇以上五十圓以下の違約金を徴收す前項の過怠金を指定の期日迄に納付せず且つ督促二回以上に渉るも尙完納せざるものは評議員會の議決を以て除名することあるへし

第五十四條 違約者處分に關する評議員會を開會するときは之を被處分者に通知すへし被處分者は評議員會に出席して其の事實を辨明することを得

第五十五條 本組合の業務執行に關する規程は評議員會の議決を経て組長之を定む

第五十六條 本組合に用ゆる帳簿左の如し

一、組合員名簿

一、證券受拂簿

一、備品臺帳

一、役員名簿

一、出納簿(現金受拂簿、徴收簿、收入簿、支出簿)

一、基本財産臺帳

一、出勤簿 一、日誌

以上列記の外必要なる帳簿

第五十七條 組合規約の変更又は組合の解散に關する決議付總て組合員三分の二以上の同意あるを要す

第五十八條 本組合を解散したるときは役員は總て清算人と爲る

第九章 鹿島郡輕野村の藁細工

(竹林委員調査)

一、位置風土

輕野村は郡の南部に位し中央に神池と稱する湖を包擁し耕地反別約千百町歩戸數千戸を有する大村なり東は太平洋に面し北は中島村に隣し西は常陸川、利根川を隔て、千葉縣に接し南は若松村に接す村内四個所より毎日千葉縣見川町に便船あり一時間乃至一時四十分を要す對岸笹川町迄は渡船場あり故に日常の簡易なる物品は笹川町に於て調達す村内大字ありと雖十四區に區分せられ十四名の區長を置く大平洋岸に沿ふたる部落は農業を主とし傍ら漁業を營み落花生を生産し多少藁細工も行ふ最も盛に藁細工をなすは大字溝口にして人口の割合に耕地少き部落なり之に次きて多きは知手なり交通便ならずと雖銚子港より銚田町及東京、土浦等往復の汽船は毎日一回宛便船あり

二、沿革

本村の藁細工は何れの時代より起りしものなりやは知ること能はずと雖現今の隆盛を成すに至りたるは其因なくんはあらず從來太平洋沿岸に於ける鯉の漁獲は極めて盛大なるものにして現今の比に非ず是等の鯉は其大部分は肥料用に製造せらるゝか故に其製造の際に於ける覆蔭並に之か入れ俵として其

需要最も多く獨り本村のみならず之を附近農家に求めたるものなるへし從て製蕨の業は古昔より行はれたるものなるべし而して獨り本村に於て現今の盛大を爲すに至りたるは農民の勤勉心に基くものなるべき歟蓋し漁村の常として時に不漁の續く事あり此の際に當り彼等が生活上困難に陥るは常に見る所にして加ふるに本村に於ける漁業は古昔隆盛なりしか漸次其漁獲を減し現今に至りては最も衰微の狀態にあり是等は潮流其他種々の原因に依るものなるへしと雖漁業の衰退と共に之に從事せる漁民が生活難に陥るのみならず入蕨製造業も亦衰運に傾きたり明治十二年の頃神奈川縣に於て盛に行はれし蕨の製造法傳はり大槻儀助の妻女が之を織出し神奈川縣に輸出し來りたりしが從來入蕨の製造に從事したる村民は同氏に倣つて神奈川蕨の製造に從事するに至れり明治三十年頃より北海道の開拓事業の發展と共に同地に移出するに至り其需要増加し隣村中島村を始め高松、鹿島、豊郷、豊津等の諸村に普及し終に現今の隆盛を見るに至りたるものなり

三、本村に於てる農業の現況

水田の反別は約七百町歩、畑地面積約四百町歩、戸數約千戸にして一戸當田畑反別は平均一町一反歩となれり是による時は耕作地面積は本縣農家の平均反別即一町二反三畝余に比すれば甚た少しと雖本村内の耕地を對岸の千葉縣より耕作するもの多く且つ村内水田小作料上田一石、中田八斗、下田六七斗なるを見れば村民の耕作反別は其必要以上に耕作し寧ろ田の耕地多きに過ぎる者あるを證するなり替言すれば村の統計以外に田畑反別の存在せるを知るへし耕地は利根川沿岸に於ては沖積土なれとも概して黒色火山灰土より成り地味豊饒ならず地勢平坦にして山林に乏しく原野又た廣からずと雖利根川堤塘及堤外地に生育する野草は多量の肥料を供給す村内十大字を有し其中蕨細工の最も盛に行はる

は溝口と知手なり

四、生産物の種類數量及價額

本村に於て製造する蕨の種類は

- 一、裏蕨 普通神奈川蕨と稱す過去十年前頃より生産する者にして他府縣に輸出するは此の者を主とす農家が農閑の際に織るは之の裏蕨にして時に價格の高低なきに非すと雖何時にても販賣するを得るなり大正四年に於て本村より他府縣に輸出したるは九十二萬枚價格壹萬八千圓の巨額に達せり十九房長さ五尺八寸
- 二、蜆蕨 村内利根川に接したる部落に於て製造する極めて單簡なる蕨にして秋の終より冬の始めに至るの間蜆貝を採收し之を包むの用に供するものにして村内に消費せざるにあらざるも重に千葉縣に移出し又た隣村若松村に搬出す價格極めて廉にして一枚一錢位なり十二房四尺八寸位重量二百目内外なり
- 三、入れ蕨 之れ古昔より干鰯包装用に製造せられたる者にして從來其漁獲多かりし時代には其製造も亦盛なりしと雖其需要の時季自ら限りあり年中之が製造に從事する事能はず近年は干鰯の外鰯、粕、鮫、干ハマグリを包装するに用ゐる又た落花生用、甘藷用として本村に消費するの外隣村若松村に移出す一枚の價格壹錢七八厘より高價なる時は貳錢五厘に達す本村に於て上記各種の肥料並に落花生、甘藷等を輸出する爲めに消費する入蕨の數量約五萬枚價額千圓以上に達す之の外他に輸出する數量又之と略同等なるへし十二房長さ四尺八寸重量四百五十目内外

五、生産の狀況

本村總戸數約千戸内製苧の業を兼ね行ふは四百七十八戸に過ぎず之の外自家用の入苧を織り各種の生産物を包装して村外に移出する者は約百戸以上に達するも之等は年中其製造に従事するものに非ず其必要に應じて之に従事するに過ぎず前記四百七十八戸は何れも裏苧即ち神奈川苧の生産に従事するものにして年中農閑の際に之を行ふ者なり

製苧の器具並に方法は行方郡延方村に於ける者と全く相等しきか故に茲に之を省略すと雖延方村に於ける者に比し稍異なる点は織上げたる者を日光にて乾燥し之を直に販賣に供する者にして延方に於けるか如く毛ズリをなさず従て苧の表面に細毛を有する事多く稍々仕上げに手数を省くが如し然れとも織方は稍密にして従て其重量は重し原料は何れも稻葉にして村内に生産する者のみにては不足するか故に隣村及千葉縣より移入す其移入總額は精密に知ること能はずと雖頗る巨額に達せざるべからず村内に生産する各種の製苧の金額約貳萬數千圓に達すへく其製苧に要する原料の價格は之を織上るに要する勞力賃金と殆んと同額なるか故に原料は價額のみにて一萬圓以上に達す一反歩より生産する稻葉平均七拾貫と見做し本村耕地總反別七百町歩に生産する總額は四拾九萬貫なり本村に於て賣買せらるゝ一貫目の價格は壹錢七厘内外なるか故に壹錢七厘として計算する時は其總價格は八千三百三十圓なり此れ本村内に生産販賣する各種製苧金額の半額に足らず故に本村に生産する苧の總額を盡く製苧の爲めに消費すると見做すも尙貳千圓近き移入を見ざるべからず況んや本村に生産したる苧は牛馬の敷葉其他各種の用途に使用せられ藁細工に供せらるゝ者は其半額に過ぎざるへく従て稻葉の隣縣又は他村より移入せらるゝ金額は五六千圓の巨額に達すへし

村内製苧の業に従事する者は比較的耕作反別の少き農家なり故に自家生産の苧は其製苧に使用する分

量に比して一小部分に過ぎずして其原料は殆んと全く購入するものと見做すべきものなり

六、生産の功程並に收支計算

製苧の業は繩を紬ふ事と藁を以て織る事との二作業なり繩は神奈川苧は十九房にし一筋の長さ六尺五寸を要するか故に $6.5 \times 19 = 123.5$ 即一枚に付き十二丈三尺五寸を要す之の長の繩を紬ふ爲めに要する藁の分量は百五十匁なり而して一枚の神奈川苧を織る爲めに要する藁の分量は約三百匁なるか故に神奈川苧一枚を織る爲めに合計四百五十匁の藁を要す藁三百匁の價格は五厘乃至五厘五毛なるを以て一枚を仕上る爲めに要する藁の價格は七厘五毛乃至八厘二毛五に相當す

縦繩を紬ふ爲めに要する藁は細稈の者を貴ぶ故に石白及信州金子等の藁を用ふ愛國は主に織用に供す藁の下部に揚色を呈するは最も忌む所なり又藁の丈け短き時は藁の先端苧の中央部に來るか故に是れ又苧の品質を損す此等の劣等の藁は入苧及び蠟苧を織るに用ふ

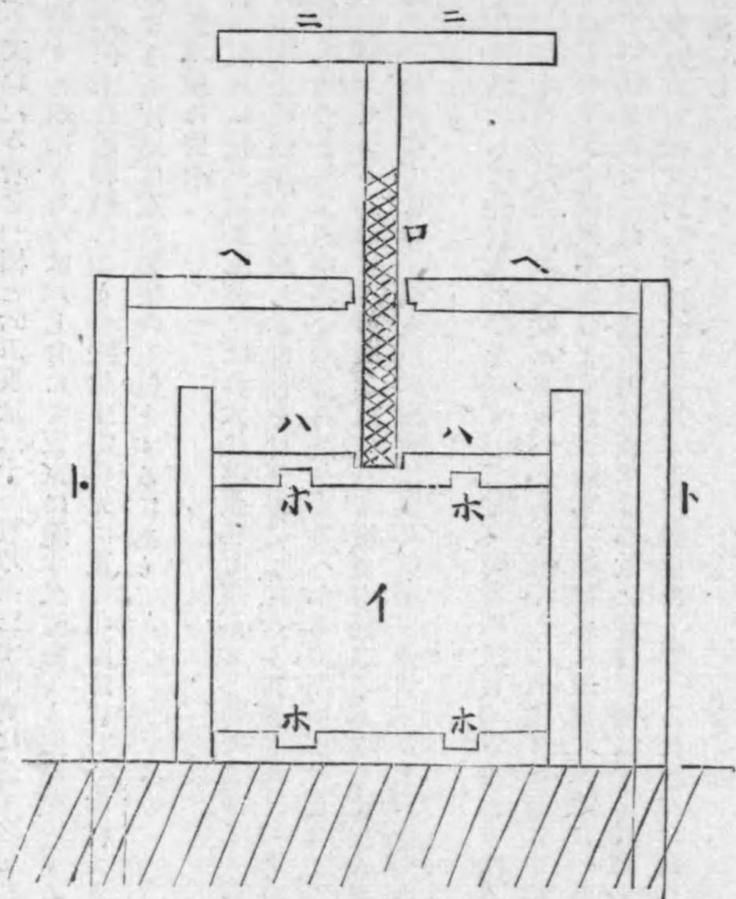
繩を紬ふは普通夜間に於てし日中は織方に従事す或は主婦は織方に従事し主人は繩紬ひ繩打ち其他各種の雑務に従事することあり早朝より二人の婦にて孜々として織る時は一日に四十枚を織上るなり一日の勞働時間約十時間なるか故に十五分間にて平均一枚を織る割合なり繩四十枚分を紬ふ爲めに一人にて十時間を要するか故に四十枚を織る爲めには日中のみ従事するものとせば繩紬ひ織方に三人を要するものと見做すを至當とす而して四十枚の價格は現今にて七十二錢之に要する藁の價格は三十錢乃至三十三錢を要するか故に織方並に繩紬の爲めに得る所の勞働賃金は三十九錢乃至四十二錢なり繩紬織方にて合計三人を要するか故に一日の勞働賃金拾三錢乃至拾四錢に相當す繩紬ひを夜業になす時は一日の賃金は晝夜にて十九錢五厘乃至二十一錢となるなり

以上は神奈川産を織る所の計算なり入産、蜆産等は其作業速なりと雖價格廉價なるか故に一日の賃金の割合は同等なりとす最も是等は時により需要の多少あり鱈の漁獲多き時或は十月十一月頃甘藷收穫の時に至れば千葉縣其他附近農村に移出す此の時は其價格高貴にして一枚二十二三錢を保つも普通の時には一枚十九錢内外とす蜆産亦然りとす四時其價格の變動少きは神奈川産なり

七、賣買荷造り方法

農家に生産したる神奈川産は村内の仲買人が巡廻して購入す時期に關はらず販賣するを得るは殊に副業として適當せる理由なり仲買人の數は村内數名あり此等の仲買人は之を買求め更に村内の間屋に販賣す輕野村に神奈川を取扱ふ間屋二戸あり農家は生産したる産十枚を一束として之を仲買人に販賣し仲買人は生産者の名を附して製産組合の検査を受け間屋に販賣す検査に不合格の品は之を生産者に返戻して再製せしむ間屋の購入したる産は間屋に於て十束即百枚を合せ大仕掛の壓搾機を用ゐて其容積約三分の一に壓搾縮小して之を一束となして東京其他需要地に輸出す壓搾機は螺旋仕掛にして圖の構造を有す即ちイの箱は其兩側は開閉し得る構造をなす先づ之を開き口の螺旋を上部に捻り上げ産十枚一束としたる者のイの箱の兩側より五個宛積み重ねる後イなる箱の兩側を閉ちカンスキを以て固定し口の螺旋を回轉する時はハの板を押し下るか故にハは次第に壓搾せらるゝなり十分壓搾したる後ホ孔を直して割竹を掛けて後口の螺旋を緩むる時は壓搾せられたる百枚の産は舊位に復せんとして竹の爲めに緊縛せらるゝに至るなり

製産壓搾機



- イ、箱にして前面後面は開閉し得るか故に扉の如し
- ロ、螺旋にしてニニを廻す時は其廻轉によりてハ板を壓下す
- ホ、は箱の底並にハ板に前面より後面に貫通する小孔にして産を壓迫して割竹を通す孔なり
- ハ、ハとなる杭に固定せられ其上部は階上にして勞働者がニニの把手を廻轉せしむる爲め働作する所

百枚を束ねたる者を一梱と云ふ重量三十一貫乃至三十四貫に達す之を和船又は佐原より瀧車にて東京に輸送す和船による時は六七日にて東京に達す又佐原より瀧車積とする時は二日間にて東京に達す運賃の關係上普通和船によりて輸送す需要先は重に北海道にして本村より東京に送り更に北海道に轉送するなり其用途は重に穀俵の上包とするにあり

八、製蕨業の將來

本村の製蕨は往々粗製濫造に流れ大に其價格を下落せしめたる事あり村内有識の士之を憂ひ大正四年一月より製蕨組合を組織し其監督を村役場にて行へり即各部落に一名宛の検査員を置き検査員は生産者に付き検査を行ふ不合格の時は再製せざるへからず問屋が仲買人より購入するに方つて検査を経ざる者は購入せざるか故に本村製蕨は何れも検査を受ざるべからず検査料は十枚に對し二厘五毛にして生産者の負擔なく此等の検査員は検査枚數を役場に報告するを以て検査施行以來精確に製蕨枚數を知るを得るなり

現今生産者にして仲買人の手を経ずして直接問屋に販賣する事あり然る時は多數を生産する者七八名共同して七百枚乃至千枚を纏めざるべからず斯くして販賣する時は十枚に對し五厘位は高價に販賣するを得るなり又本村産業組合より直接陸軍の糧秣廠に販賣し又東京の蕨問屋に販賣したる事もあれども目下の狀況にては蕨て不便不利を感ずるか故に實行し能はずと雖將來本業の發達を期する爲めには必ず其販賣方法に對して或改良を施するの必要あり要するに現今の組合の發達を待ち其施設に頼るの外方法なし

茨城縣鹿島郡輕野製蕨組合規約

第一章 總則

第一條 本組合は蕨の改良及組合員營業上の利益を圖り其弊害を矯正するを以て目的とす

第二條 本組合の業務左の如し

- 一、蕨製造の獎勵指導に關する事項
- 二、製品検査に關する事項
- 三、販路擴張に關する事項
- 四、同業者紛議調停に關する事項
- 五、共進會又は品評會開設に關する事項

第三條 本組合は鹿島郡輕野村製蕨組合と稱す

第二章 組合地區の及事務所の位置

第四條 本組合の地區は輕野村大字知手大字日川大字萩原大字芝崎大字石神大字高濱大字田畑大字木崎大字溝口大字奥野谷とす

第五條 本組合の事務所は本村大字知手五番地の壹に置く

第六條 本組合は本村内の製蕨者並に賣買業者を以て組織す

第七條 本組合に於て使用する記號印章左の如し

鹿島郡	一等上間	カ	青	一等中間	カ	赤
輕野村製	二等上間	カ	色	二等中間	カ	色
蕨組長印						

第三章 組合員の加入及脱退

第八條 新に組合員たらんとするものは其住所氏名を記し組長に申出すへし

前項の申出ありたる時は組長は之を組合員名簿に記載すへし

第九條 組合員營業の廢止其他の事故に依り脱退せんとするときは其旨組長に届出へし

第九章 鹿島郡輕野村の製蕨工

第十條 組合員脱退せんとするときは組長は組合員名簿より其氏名を削除すへし

第四章 組合員の権利義務

第十一條 組合員は總會に出席し決議を爲す權並に役員の選舉權及被選舉權を有す

第十二條 組合員は組合規約を堅く遵守し組合經費を負担する義務を負ふものとす

但製造者は本規約の定むる検査料を納付し販賣業者は其他の經費を負担するものとす

第五章 役員

第十三條 本組合に左の役員を置く

組長一名 副組長一名 幹事二名 評議員十二名

組長副組長幹事評議員は組合員中より之を選挙す

第十四條 役員は任期は總て二ヶ年とす但再選を妨げず

補欠選挙に依り就任したる組長副組長幹事評議員は前任者の任期を繼承す

組長は組合一切の業務を統轄し副組長は組長を補佐し組長故障あるときは之を代理す

幹事は組長の指揮を受け組合の業務を執行す

評議員は組長の諮詢に應じ且組合業務の状況を監査するものとす

第十五條 組合員は正當の事由なくして役員の當選を辭し又は其職を辭することを得ず

第十六條 役員は總て名譽職とす

第十七條 本組合に検査員十三名書記一名を置き組長之を任免す

検査員は組長の指揮を受け組合員業務の取締及製品の検査に従事す

第十八條 検査員の手當は其受持区域内検査料を以て之に充當す

第六章 會議

第十九條 會議は總會評議員會の二種とす

通常總會は毎年一月一回之を開き臨時總會は組長の必要と認むるとき又は組合員五分の一以上の同意を以て會議の目的を定め請求

あるとき之を開く

組合總會に於て議決すべき事件の概目左の如し

一、組合規約の更正

二、組合經費の收支豫算並に賦課方法を定むること

三、組合經費決算を認定すること

四、組合役員を選挙すること

評議員會は組長の必要と認めたるるとき又は評議員五分の二以上の同意を以て會議の目的たる事項を示して請求ありたるるとき之を開く

第二十條 會議の召集は組長は三日前に書面を以て各組合員に通知すへし

但組合員は代理を以て決議権を行ふことを得

第二十一條 會議の決議は出席員の過半数を以て決す

可否同数なるときは議長之を決す但決算認定の決議の場合には組合員中年長者を以て之に代る

第二十二條 會議の議長は組長之に當る組長事故あるときは副組長之に代る

第二十三條 會議の決議録には總組合員數出席組合員數並に決議事項決議に同意したる員數を記載し議長及出席者中二名之に記名捺印するものとす

第二十四條 議事に關する細則は總會に於て之を定む

第七章 會計

第二十五條 本組合の會計年度は毎年一月一日に始まり十二月三十一日に終る

第二十六條 本組合の經費及徴收法は總會の決議を経て之を定む

經費の決算は評議員會の諮詢を経へし

第八章 検査

第二十七條 本組合員の取扱へき裏庭は左の規定に依り製織するものとす

第九章 鹿島郡輕野村の薬細工

一、上間蓮 長さ正五尺八寸以上巾二尺九寸以上十九房目方三百五十目以上
二、中間蓮 長さ正五尺五寸以上巾二尺九寸以上十九房目方三百三十目以上

第二十八條 本組合の荷造法は左の如し

一、拾枚を以て一束とす

二、一束に品質を異にするものを混入せざるものとす

第二十九條 製品は左の標準に依り等級を定む

一、一等 品質良好乾燥充分織方規定に合格するものとす

二、二等 品質乾燥織方共規定にして一等に亞くもの合格とす

三、第二十七條第二十八條の各項に該當せざるものは不合格とす

第三十條 組合員は検査済の裏蓮にあらざれば組合地区外に搬出又は賣買することを得ざるものとす

第三十一條 製品検査を受けんとするものは左の手数料を納むべし

一、一束に付金貳原五毛

第三十二條 本組合にして共進會又は品評會を開設せんとするときは評議員會の諮詢を經へし共進會又は品評會に關する規定は組長之を定む

第九章 仲裁和斷

第三十三條 本組合員の營業に關する紛議に付和解調停を爲すことあるべし

第三十四條 第三十條の規定に違背したる者は評議員會の決議を經て金拾圓以内の違背金を徴す

第三十五條 組合員中賣買の妨害を爲し商界を擾亂する等の行動をなし組長の警告あるも之に應ぜざるものあるときは評議員會の決議を經て除名するものとす

第十章 解散

第三十六條 本組合を解散せんとするときは總會に於て組合員二分の二以上の同意を以て決するものとす

第三十七條 組合解散の決議をなしたるときは其理由書及總會の決議録を添ひ地方長官に届出づるものとす

第三十八條 組合解散の場合に於ける清算人は三名とし組長及評議員中より總會に於て選任したる者二名を以て之に充つ

第三十九條 清算人の職務左の如し

一、現務の結了

二、債權の取立及債務の辨濟

三、殘餘財産の分配

清算人は前項の職務を行ふ爲めに必要な一切の行爲をなすことを得

第四十條 殘餘財産又は不足額は解散當時組合員たりし者に對し平等の割合を以て分配又は徴收するものとす

第四十一條 清算人は就職後遅滞なく組合財産を調査し財産目録及貸借對照表を作り之を解散當時組合員たりし者に報告すべし

第四十二條 清算人の任務が終了したるときは遅滞なく決算報告書を作り解散當時組合員たりしものの承認を求むることを要す

第十章 西茨城郡大池田村の木炭

(植田委員調査)

一、調査地の位置及風土

本村は郡の東北に位し南は大原村西は北山内村に東北は東茨城郡西郷、山根、中妻の三村に境す
大橋、池野邊、福田、飯田の四大字より成り四圍皆山岳を以て圍繞され田畑其の間に点々散在し傾斜地
多く耕耘に適するもの其面積全村の四分の一に過ぎず東西二里南北一里二十町周圍五里余全面積一、
八三方里總反別實に二千八百五十六町七反余を有す平瀉街道は本村を南北に貫通し北方東茨城郡石塚
村に南本郡役所々在地たる笠間町に至る各二里強内原及笠間驛に至る略同里程にして交通の便甚た悪
からず氣候概ね溫和水戸市地方と大差なし涸沼川七會村より來り本村を貫通し涸沼に注ぐ沿岸砂質壤
土なれとも他は概ね礫質の墟土に屬す

沿革

地形前項に示すか如く山岳多く自然薪炭製法の如く遠く數百年前より端を開きたるもの、如く其來歴を詳にせず然れども交通の便開けざる時は殆んど自家用に止まり其製法も粗雑にして多く石竈を築き所謂堅炭と稱する白炭(竈外消火法)を製せしも明治十五六年頃本村大池田に友部淺吉と稱するものあり二十五六歳の時家産を傾け放浪の途に上り野州其他木炭生産地の製造場に至り研究し土竈により所謂黒炭(竈内消火法)によるきり焼と稱す)製造法の有利なるを知り約十一年の後郷里に歸り黒炭の製法を始め笠間及友部地方に賣出し好評を得後東京方面にも輸出し大いに家政を挽回せり之れ改良炭製法の首祖にして現今は皆黒炭の製法となれり

三、生産數量及價格

種目	數量	價格
販賣用木炭	四五、九〇〇貫	三、六四五圓
自家用木炭	三、〇〇〇貫	二四〇圓

木炭一貫々は平均相場約八錢

四、從業戶數

專業 一六戸
兼業 四〇戸

兼業は自家用の養蠶製茶等の爲め極めて少量を製するものも加へたるものなり
五、品名の變遷

從來の分 白炭(堅炭(アカメ))
改良の分 黒炭(キリ炭)

六、製造加工に關する設備及資本並生産狀況

(イ) 製造に要する材料

櫟、檜、松、雜木等

櫟、檜は生木七八年より十二三年生のもの松の如きは約二三十年生のものを長さ一尺五六寸に伐り普通高さ三尺長さ六尺の立方に積重ね之を一棚と稱す然して一竈は大抵右のものを二棚分燃焼し木炭とす



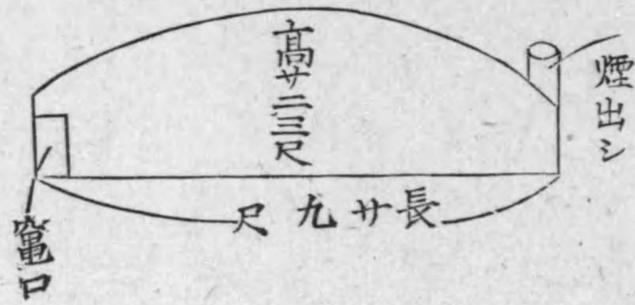
薪の長さ即ち幅一尺五六寸

右容積のもの二棚を木炭に製造し櫟にありては四貫目俵材料か生木なれば十七、八俵より枯れた

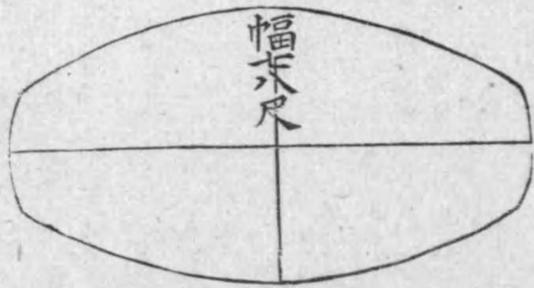
(ロ) 土竈製造法
 るものなれば二十俵を得外に粉炭三俵位を生産し得るものなり

最初伐採山林中適宜の所を撰定し製炭せんとする前述の材料をとり地面長さ九尺幅八尺位の平面上に空間なく立て列へ其の上にも上木と稱する粗朶を積み其の上に藁を覆ひ豫め埋ね置ける竈土を乗せ平たき棒にて叩き上げ頂上四五寸竈腰に接する所は七八寸の厚さに仕上げ前方に二尺四方位にして人の通行し得る穴(竈口)を設け後方には三寸口四尺高さ位の煙出しを設け竈口に粗朶を積み之に点火するときは天井裏の上げ木に焼け工付りにより其く摸様を見計ひ竈口を次第に塗り塞き終りに下部に二寸四方位の風穴を残し置く時は炭材は次第に炭化すべく其の経過を煙出しより出る煙りの色にて察し炭化十分なりと見るときは竈口及煙出し口を密閉す斯くすること一晝夜にして善良なる炭となる更に一日を置き点火より約二晝夜を経て竈口を開き木炭を取り出すものなり之の炭竈は永く使用し得るを以て次回には炭材を縦に竈内に立て列べ其の天井及竈口に粗朶を積み込み同一の方法を以て製炭す而して新しき炭竈にありては最初四五回は上等の木炭を製し難く多く雑木を炭材とし以後櫟及檜等の炭材を以てす斯して製したるものは全く竈内にて炭化し黒色を呈するを以て黒炭(竈内消火法)の名あり従来ものは竈の高さ高く入口を石又は岩にて築き全く炭化し終らざるものを竈の外に出し消火するを以て炭の上部は灰白色を呈せり故に白炭(竈外消火法)の名あり

竈の横面圖



竈の平面圖



(ハ) 生産したる木炭の製俵
 俵は刈萱又芦類を以て長さ一尺七八寸俵口一尺二三寸の正方形に造り木炭を縦に入れ繩を以て四五ヶ所之を結び俵口には粗雜なる棧俵を用ゆ

(二) 資本

他より資本の供給を受くるもの稀なるも時に地方の薪炭問屋より資本を借り受け山林を買受け炭材を得て製炭して賣却後返済するものあり

七、生産物の處理並荷造運搬

炭竈より取り出したる木炭は直ちに俵装し自家用以外のものは友部笠間等の市場に於ける問屋に販賣す稀に東京の炭問屋と直接取引をなすものあり右は何れも笠間友部地方へは駄馬又は荷馬車にて運搬し東京方面は最近の驛より流車便による

八、收支計算

木炭は其支出に於て炭材の價格の高低又は其の炭材の種類に於ても櫟、檜、松、雑木等種々あり従て収入に於ても木炭の價格一定せず故に之か收支決算を知るは頗る至難のことに属す今左に櫟を炭材としたる一竈に付製造し得る木炭を標準として收支の計算を試む可し

支出の部

種目	説明	金額
地代	炭燒小屋及炭竈製造に要する分一畝の小作料と見做す 新しき炭竈を製するには丸太、薬、土管等買入一、六二〇 勞力一人五十錢三、〇〇〇計四、六二〇 此の竈にて約七〇〇俵を製炭し得るにより一俵の損料歩合約六厘六毛となる一竈二十俵此損料一、二二二	二〇〇
窠損料	櫟七八寸生もの幅一尺六寸長さ六尺三尺高さの立方尺一棚 容積の炭材を一窠にて二棚を製炭することを得て木炭十七俵外に粉炭三俵位を得る炭材の價一俵の炭材一俵の木元と稱す平均三十五錢位二棚即ち木元十七俵分に於て五圓九十五錢に當る	一三二
炭材		五九五〇

種目	説明	金額
人夫	炭材運搬及切人夫二人炭燒人夫俵装込三人計五人(農閑の時なるを以て一人一日四十錢)當地方一俵燒人夫六錢五厘一棚の切人夫二十錢位	二〇〇〇
荷造運搬費	笠間及友部の市場又は驛に至る駄賃荷造り込一俵三錢	六〇〇
雜費	俵及繩等一俵一錢六厘位	三二〇
計		九二〇二

収入の部

種目	説明	金額
櫟木炭	十七俵一俵四貫目價格平均五十錢	八五〇〇
全粉炭	三俵同	一一〇〇
計		九七〇〇

備考

當地方の用語を左に説明す
 (棚)とは木炭に製造する材料即ち炭材を積み重ねたる立方積を稱す
 (木元)とは一俵の木炭を製するに必要な炭材を云ふ例は櫟一俵の木元何錢檜雜木一俵の木元何錢と云ふか如し、
 (操人夫)炭材を竈に入れ炭化せしめ木炭となり之を俵装する迄を云ふ例令は一俵の燒人夫何錢何厘と云ふか如し
 (切人夫)山林より伐採せし用材を炭材に適する様切ること

差引純益金四拾九錢八厘

切人夫燒人夫は實際當業者の収入となるべきものなれば純益金四十九錢八厘に人夫賃金二圓を加へ所

要人夫數五にて除すれば一人一日の手間料は金五十錢弱となる

更に檜を炭材とするときは通常十二三年生のものを用ふ一俵の木元は平均二十五錢位二棚を製炭して十四、五俵を得之を推定せば其收支計算も略知ることを得へし

九、作業の年中分配並に勞力の過不足

毎年農閑を利用して營むものにして專業とするもの以外他作業に及ぼす影響少なし大抵八、九月の頃山林買賣の契約をなし之を伐採し諸種の準備を整ひ炭材を採取し十月より翌年二、三月の頃迄製炭業を營むものなり

一〇、發達に有利なりし事項

第一項にも述べたるか如く本村は地形上山林極めて多く之か利用の方法を講ずるに至りしもの、如し古來より漸次發達し且つ近來郡農會若くは村農會等主催となり其の製造法傳習會を開設し斯業の改善を計れり

一一、發達に障害する事項

交通機關の發達により遠方まで薪の儘搬出すると薪と比較して木炭の價比較的廉なるを以て近時木炭製法の煩を避け薪の儘市場へ賣却するもの多きに至れり

一二、改良したりと認むる事項

古來より石竈(竈外消火法)により堅炭と稱し白炭のみを製造せしも現今は土竈(竈内消火法)の有利なるを知り本場サクラ炭に劣らざる良品を産出するに至れり

一三、改良を要すべき事項

製炭業者の組合を設立し其價格を統一して品質の向上を計り更に斯業により得る副産品醋酸製造の如きものをなし得る装置を施し其利得を大ならしむるにあり

一四、將來の見込

近時山林乱伐の結果炭材の供給不充分なると薪の價に比し其割合廉價にして多大の利益なきを以て幾分減退の氣味なり然れとも米價の下落等に對し農閑を利用して其收入を得らるゝの特点あり炭材の撰擇其他前項に述ふるか如き方法によらば相當の利益を得る好個の副業たるを失はず

一五、當業の爲め經濟状態良好となりし地方の狀況

特に其著しき例を見す個人としては友部淺吉の如き專業家にして家産を回復したるものあり然れとも其自家用に供するものと雖製茶養蠶等に使用する分を自家にて供給せば其れ丈幾分自家の經濟状態を良好ならしむるや必せり

第十一章 那珂郡隣郷村の紙

(渡邊委員調査)

本縣製紙の分布は、現時に於て那珂、久慈、多賀、稻敷、新治の五郡及び水戸市に亘る。最近製紙の總生産十八萬四千五百九十八圓を算す。而して那珂、久慈の二郡古き歴史を有し、昔時の製法を傳へて今に至り、且つ農家の副業として營むもの多きを以て、該地方の狀況は參考となるべき点尠しとせず。那珂郡の檜澤、小瀬、長倉、八里、隣郷の五ヶ村、久慈の太田、天下野、染和田、譽田、河内の一町五ヶ村は、紙の産地にして太田町を除くの外は、何れも農閑を利用して、副業的に製紙の業を營

むの地たり。其の方法及び生産物は大同小異なり。而して邊郷村は其の産額稍多く且つ各種の紙を製出するか故に、茲に同村に於ける紙の概況を記して、一斑を推知するの便に供す。

一、位置及風土

本村は郡の西隅に位し、本縣廳を距る十一里半、郡役所を距る十里十五丁。西北は鷺子山脈を以て、栃木縣那珂郡馬頭町等に境し、東北は尺丈山脈により、久慈郡上小川、下小川の兩村に隣り、東方は檜澤村に、南は八里村に接續す。東西三里弱、南北二里半余。四面山を繞らし、唯一條の溪流西より東に注ぐ。此の流域の地は稍平坦にして、郡部の大部分茲に散在す。本縣平潟港より栃木縣烏山町に通する縣道此の流の沿岸に添ふ。烏山町より那珂港に通する縣道は鷺子の山腹より平潟街道と分岐し、八里村に下る。本村より馬頭町に達する里道及び大子町に通する間道とは共に本村主要の路なれとも峻坂多くして通行困難なり。

本土は海拔一千尺を越ゆる高地なるか上に、幾重の峻岳四圍を包むを以て、四季共に濕氣勝ちに、又寒暑を問はず朝夕の温度の差比較的著しく、殊に秋冬の候温度の下降甚しきを以て、水稻の如き、時に或は充分なる結實を見る能はざること稀ならず。地味概して肥沃に土質は腐植質に富める壤土若くは礫質壤土大部分を占む。楮、葛、蕨、煙草等の栽培に適せり。

明治二十二年町村制實施と共に、行政上高部、小田野、鷺子の三大字となり、村役場を高部に設置す。村民多く農を以て業とし商にして農を兼ねるもの之に次ぎ、工にして農を兼ねるもの最も少しとす。

二、沿革

本村に於ける製紙業の起原は、詳かならずといへども、古くより従事したるものの如し。鷺子山に鎮座せる郷社鷺子神社は天日鷲命を祀れり。これ紙に縁因あるものならん。而して鳥の子紙の名往古より傳はれり。村内大字鳥の子及び大字小田野の一部落松の草邊にては、今も精製の良紙を産出せり。按するに徳川光圀郷の時代に於ては、吾か珂北三郡の地より東茨城郡に亘りて、廣く製紙の事行はれ且つ水戸藩に於ても大に之を獎勵されたるものの如し。其の時代には紙の種類も頗る多かりき。水戸御領内産物留(寫本壹冊物、久慈郡高倉村井上村司氏所藏)に左の記事あり。

- 一 紙類 小里郷、中ノマ、山中郷、手綱郷、山直郷ノ村、村ニ在ト云ヘトモ武茂保内ニ不及杉原野延二十枚半切鹿皮番ヲ出ス只上櫻井村ノ五色和、中和ハ上品也御進物ニモ出
- ノベ、年代、杉原、上中下在、半紙、廿七枚切、西の内、ホドムラ、八寸、大ハン、小ハン、切出シ、ソヒ、奉書上中下在、小八寸、四十枚切、杉原半切、生スキ半切、元結紙、中ヤハラ、チヨコマ、四枚切、鼠半切、丈長、中折、右の品々多賀郡久慈郡茨城郡並野州那須郡之内村方より出
- 一 鷺ノ子紙廿七枚、十五枚、西ノ内 森鶴上品也
- 西山公の時御瀧被遊御進献並所々御進物に成せし紙也
- 一 麥藁紙 一枚 三十八文 立一尺三寸横一尺八寸一帖紙數二十枚
- 一 眞菰紙 一枚 廿八文 立一尺三寸横一尺八寸一帖二十枚
- 一 御簾紙 一枚 六文 立七寸横九寸一帖二十枚
- 一 内貫檀紙 一枚 四十文 立一尺三寸横一尺八寸一帖二十枚

一浪紙	一枚	廿四く	立一尺三寸横一尺八寸一帖二十枚
一楊柳紙	一枚	十二く	立一尺三寸横一尺六寸一帖二十枚
一水玉紙	一枚	十四く	立一尺三寸横一尺六寸一帖二十枚
一石目紙	一枚	六く	立一尺三寸横一尺六寸一帖二十枚
一桑紙	一枚	八く	右 全 斷
一竹紙	一枚	十一く	全 斷
一松皮紙	一枚	三く	立一尺一寸横一尺六寸一帖廿も下品也
一槻紙	一枚	十二く	右 全 斷
一木槿紙	一枚	十四く	右 全 斷
一銀杏紙	一枚	十六く	右 全 斷
一内曇紙	一枚	十一く	右 全 斷
一馬糞紙	一枚	十一く	右 全 斷

右鷺ノ子松ノ草邊にて漉出し代積りは年々楮の直段にて少々宛高下あれとも大概の代付也
右常陸國茨城郡那珂郡、久慈郡、多賀郡、新治郡、鹿嶋郡、行方郡村々の産物前の通に御座候以上
(元文元年也)

享保廿一年辰二月

御郡奉行共

元録年中水戸藩公大に紙業を奨励せられ、江戸に向て直移出の途を講し、彼の地に紙問屋を設置されたり。其の頃當地は鳥の子程村等の名紙を生産するを以て特に名高かりしといふ。然るに昔時盛なり

ける、當地方の斯業も近代に至りて追々衰過を來し、製造戸數の減少するは、昔を偲ひて遺憾に堪へざるなり。

然るに同郡下小川村西金の人小室精作なるもの、曩に美濃の製紙本場に到り、製紙の技を練習し、大に熟達する所あり。歸國の後、薩郷村の地を選び、同地の大瀧善次郎氏と共同して製紙場を設置し、始めて連漉の製紙法を地方に傳ふ。是實に明治三十一年の八月にして、其の効果見るべきものあり。爾後此の地方には、舊來の一枚漉と改良の連漉との二法行はるるに至れり。

三、生産數量及價額
最近に於ける本村の統計に付り、本村の生産物總額は左の如し

種 類	價 額
普通農作物	四六、六七四圓
特種作物	六三、五七一圓
製 茶	三〇四圓
養 蠶	五、三五八圓
工 産	四八、五八五圓
商 産	三、三九三圓
林産及副産	一一、四四四圓
雜 産	三、六二〇圓
合 計	一八二、九五三圓

而して紙は工産中に含まれ産出數量一萬三千五百貫、單價一圓に付三百三十三匁、此の價額四萬五千圓を算す。此の内西ノ内紙最も多く延紙之に次ぎ。半紙及び其の他の雜類は各々少額に止まれり。又楮は林産及副産の内に屬し、其の數量七百二十束、單價一束(六貫)に付四圓五十錢當として此の價額三千二百四十圓を數ふ。

四、從業戶數及生産程度

昨大正四年度の現在に於て本村の總戶數は六百五十七戸内農業五百二十一戸(專農三九九、兼農一〇二)商業五十七戸工業二十八戸雜業五十一戸とす。而して製紙の従事家僅に八十九戸に過ぎず、大瀧工場を除くの外は何れも農家の副業として營まるゝものなり。

一戸一ヶ年間の生産程度は、最小のもの紙一俵(量目拾貫)此の價金三十圓、最大のもの全十六俵、此の價金四百八拾圓、普通は同八俵當にして、此の價金二百四十圓とす。

五、品名の變遷

古來本村に於ても、紙の種類上の盛衰變遷は、頗る多かりしものゝ如し。而れとも品名は一定不變にて今日に及べり。

六、製造に關する設備並に資本

前既に記述せる如く、本村に於ける製紙業は、大部分農家の副業として、經營さるゝか故に、其の製造場の如きも、至て小規模なり。從て資本を要すること割合に少額に止まる。即ち中等の製紙場として固定資本に金二百圓 流通資本に其の一倍半を充つれば稍不足なかるべし。今左に紙二俵を生産する小規模の製紙業者の設備を略述せん。

種目	個數	金額
籬板	三	四圓
干板	三〇	二十圓
布袋	二	六十錢
漉舟	一	二十圓
雜具	七	三十圓
工場(六坪)		六十圓
合計		百拾六圓六拾錢

生産の狀況

村内生産の白楮は、本村にて消費する半額にも足らず。されは原料白楮は主として久慈郡大子町地方より供給を受く。殊に同郡上小川村、下小川村及び袋田村の産を以て品質良好とす。本郡大宮町附近に産するものは、質劣れるが故に之を用ふるもの殆ど皆無なり。加工の時期は年により多少の伸縮あれども、十二月上旬より初め翌年四月下旬迄五ヶ月間とす。寒前に於ける製品最も良好なりとす。之か製造上の方法は沿革の項に於て述へしか如く、一枚漉と連漉との二種あれども、其の細部に至りては共に大差なし、されと其の製造の手順加減等に至りては、簡單に筆述しかたき点あれば、茲には之を略することとす。

八、生産物の處理

生産物は地方仲買人若くは鳥山町の紙問屋に持參して賣却するを常とすれども、資本の豊かならざる者に至りては、所謂問屋漉と稱し、原料を問屋より持ち來り、製品は之を其の問屋に持行くものなり。されは原料製品共に問屋の意のまゝに仕切らるるもの多しとす。

九、荷造及運搬

荷造は紙の種類によりて多少の差あり。即ち左の如し。

一、西ノ内紙(一に西ノ内と云ふ)は、四十枚を以て一帖とし、十帖を以て一締(一把ともいふ以下皆同し)とし、十二締を一俵(一の行李ともいふ以下皆同し)とす。

一俵の量目は拾貫 價格壹俵に付參拾參圓參拾參錢強。

二、五把紙(一に五把と云ふ)一帖の枚數、一締の帖數、西ノ内紙に同し、其の十五締を以て一俵とし、一俵の量目は六貫とす。價格一俵二十二圓。

三、百帖紙(一に百帖と云ふ)一帖及一締前二種の如し、但し百帖を以て壹俵とす。壹俵の重量十三貫にして、其の價格五拾貳圓。

四、程村紙(一に程村と云ふ)三十六枚を一帖に、十帖を一締に、百帖を壹俵とす。壹俵は十一貫五百目にして、其の價五拾七圓五拾錢とす。

五、延紙 二十枚を一帖とし、百帖を一締とす、一締に付價貳圓八拾錢

六、半紙 二十枚を一帖とし、百帖を一締とす。一締に付價貳圓八拾錢

七、半切 一帖一締の枚數、半紙に同し、一締に付價參圓。

八、障子紙 百枚を一帖とし、千枚を一締とす。(障子紙に限り一締を二つ折となす)、一締の價四圓五拾錢。

九、疵紙 三十枚を一反とす。一反の價八錢。

十、塵紙 六十枚を一反とす。一反の價八拾錢。

十一、袋紙三十枚を一反とす。一反價貳拾五錢。

之を要するに荷造は、一把若くは一締を包紙に包み、種類により把數を組合せ外部を藁菰にて包装し、小荷駄を以て仕向先に運搬す。種類により多少の差違あり、今最も多く且つ廣く生産さるゝ西ノ内紙に就き收支の概略を示せば左の如し。

收入の部

一金四拾六圓六拾六錢 西ノ内紙拾四貫代壹圓に付參百目

一金五拾錢 漉紙拾帖代

計金四拾七圓拾六錢

支出の部

一金貳拾八圓 白楮貳拾四貫代

一金拾壹圓四拾錢 男工二十四人(一人金二十五錢)女工三十六人(一人金十五錢)

一金壹圓八拾錢 曹達灰代

一金壹圓貳拾錢 糊及ねり代

一金壹圓貳拾錢 薪六駄代

一金壹圓
一金五拾錢

器具損料
雜費

計金四拾五圓拾錢
差引利益金貳圓六錢

十、勞力の過不足

製紙上一舟に於ける原料は、概して十數日間に漉し終るの豫定なるを以て、製造家一戸の上より見るときは、勞力に不足を來すもの往々あれとも、之を全村の上より見るときは、勞力尙餘ありと云ふべし。本村に於ける農家作業月次の分配左表の如しとす。

農家作業月次分配

月次	旬	晝間	夜間	雨	天
一月	下中上	男薪樵 同同 男紙漉	男藥細工 同同 女煙草のし	同同 同同 同同	同同 同同 同同
二月	下中上	同同 同同 同同	同同 同同 同同	同同 同同 同同	同同 同同 同同
三月	下中上	同同 同同 同同	同同 同同 同同	同同 同同 同同	同同 同同 同同
四月	下中上	小麥手入 田耕作 同同	同同 同同 同同	同同 同同 同同	同同 同同 同同
五月	下中上	同同 同同 同同	同同 同同 同同	同同 同同 同同	同同 同同 同同

月次	旬	晝間	夜間	雨	天
六月	下中上	同同 同同 同同	同同 同同 同同	同同 同同 同同	同同 同同 同同
七月	下中上	同同 同同 同同	同同 同同 同同	同同 同同 同同	同同 同同 同同
八月	下中上	同同 同同 同同	同同 同同 同同	同同 同同 同同	同同 同同 同同
九月	下中上	同同 同同 同同	同同 同同 同同	同同 同同 同同	同同 同同 同同
十月	下中上	同同 同同 同同	同同 同同 同同	同同 同同 同同	同同 同同 同同
十一月	下中上	同同 同同 同同	同同 同同 同同	同同 同同 同同	同同 同同 同同
十二月	下中上	同同 同同 同同	同同 同同 同同	同同 同同 同同	同同 同同 同同

更に一面より本村の生産地を示せば左の如し。

畑田 一一七、四五〇〇
計 三五五、九五一四
山 二、七二三、三〇〇〇
原野 二一六、六四〇〇
計 二、九三九、九四〇〇

十一、改良に關する意見

當地方の製紙改良に關しては、過渡時代のこととして其の意見區々様々なり。左に示すものは本村に於て採れる所の改良意見なり

本村工業の重要なものは製紙なり。然も社會の進運に伴ひ、種々なる改良紙の製造續出するを以て、本村特産たる西ノ内五抱紙の如きは、壓倒せらるゝ傾あるを以て其販路十分ならず。故に斯業昔日に比し、或は衰退せるやの感なきにあらず。而して是れ農家の副業として本村か決して廢すべき者に非ず。若し之を捨つるとするも、之に更なるべき副業なきを如何せん。茲に於てか大々の改良進歩の方法を講ずるは、最も重要な事項に屬せり。左に其方法の概略を記述せん。

- 一、組合を組織し原料の共同購入を勵行すること
- 二、製紙も亦共同販賣の方法に依ること
- 三、一枚漉を連漉に改良すること
- 四、村内に於て楮の栽培を奨勵すること

次に記す所のものは、久慈郡下小川村の製紙家小室精作氏より編者に宛てられし改良意見の草按なり。其の所説時弊に對する項門の針たる感あり。

楮皮の本場を以て世に知らるゝ久慈郡上下小川村の地たる、縣の北隅に方り山岳重疊の間にありて、北福島縣に源を發し屈折數里に流注せる久慈川に跨りたる村落なり。此土に産する楮皮の著名なる所以のものは、地質の好く之れに適し性質良好にして操作に便利なる纖維を有するのみならず、

す、往昔よりの特産として民克く之が栽培製造の法を得、競ふて精品を出さんと努め、官又熱心保護奨勵に従事したればなり。本土に接續せる村邑又之に倣ひ、栽培製造敢て劣らず。袋田村諸富野村の如きは品位産額共本場に亞く。此附近を中場と稱し、自余の産地を平場或は下場と稱す。本場を隔ること遠きに從つて品位産額共に下れり。現今産する處のもの白楮、凡三千駄にして價額拾萬圓を下らず。近來煙草耕作其他の事情に由り産額著しく減せしも、山地を利用して三極の栽培を試むるもの逐年増加し、之れ又地に適し繁殖盛なれば、近き將來に於て一の利源たることを得へし。本場に於ける楮樹の栽培たるや、必ずしも單獨の農作物として植栽するものにはあらで、其大部分は蒟蒻圃中に点植し、該作物の早風害等を防ぐが爲めにするものなれば、特殊に肥料耕耘等を要せず、且つ冬季農閑の際に收納製皮するものなれば甚だ有益なる産物なり。然れども其製造に就きては往々粗濫に流れ、需用者の苦情少なからざりしも、數回に渉れる改良施設は漸く時好に適するを得、交通機關の備はると共に世間の需用増大し、毎年收穫の時到来は、岐阜地方を始めとし各方面の商人入込競ふて買収し、一毫の餘す處なきに至りて止む。元之れ全部地方の製紙用に供したりしもの、今は斯く其儘輸出するの機運とはなりしなり。

製紙は本縣の一物産なり。昔藩相光國公領内特に本郡楮樹の栽培を奨勵し製紙術を練習せしめたり。頗ふに此地たる山間に偏在して水陸の耕耘に足るべき田園に乏しく、土地燒确穀菽の種作に適せず。故に蒟蒻の如き又楮の如き特殊作物を植ゑ、副ふるに製紙を營ましめ、由て以て民に生を得せしむとの意に外ならざるへし。爾來藩政斯業に對する保護奨勵一方ならず、天保の頃は楮皮を他領へ販賣するを嚴禁せし等、極端なる政策を採りて斯業の發達を期せりと云ふ。當時本郡及那珂郡

の北部は、一般に製紙を営みたれば、生計最も豊なりしと云へり。又斯業に對する機關も隨て備はり、所在に紙問屋なるものありて原料資金の融通製品の販賣等を主り、殊に船親(資本主)船前(紙漙)等親子の關係を結びて取引をなすもの多く、圓滿和樂の間に盛に西ノ内其他の紙を産出したりと云ふ。然るに時勢は變遷して地紙の需用は次第に減退し、地方紙業に一頓坐を來したり。此時に際し敢て社界の進運に伴隨して改良を施すの勇氣なく、漫然業を廢するもの多く、爲めに衰頹今日の如き状態とはなれるなり。此間にありても挽回を策せしもの官私共ありたれども、何れも失敗に終り只慨歎するのみなり。

方今我紙類は、嘗に國內の需用を増加せしのみならず、海外に輸出して前途益々好望なるを以て、他地方の當業者は銳意改良に従ひ、器具の改造其他の方法に依り、大いに工費を省き原料の配合其他有らゆる手段を盡して、時好に適する製器を得て、販路の擴張を計り時々刻々人後に落ちさらんことを之れ事とし、其進歩競争の狀況實に相像も及はざる程の盛況を呈しつゝあり。斯の如き事情なれば本縣紙業の改良は、實に刻下の急務にして今に於て之れか振起の策を講せずんば、遂に恐らく本縣は單に楮皮の産地とのみなり了するに至らんか。官私共に又業に見る處ありて、獎勵誘導甚た努むと雖も、未だ著しき効果の擧かさざるは遺憾に堪ざる處なり。今斯業發達の道を講せんとするもの、參考に供せんか爲め、當業者の實際に感しつゝある經營上の困難、又は不便なる事項等をも披瀝して救済を仰かんと欲するものなり。

一資本を要するに苦むこと

第一機關の一なる原料屋なるものなき爲めに、製紙家自ら原料購入に奔走せざるべからず。殊に

地方は一定の時期即ち楮皮の收穫時に於て、一年間の使用全部の原料を一時に買入置かざるを得ず。然らざれば他へ輸出せられて中途にて買入るゝの道なし。之れ他地方の製紙者よりも、不便にして比較的多額の資金を要し不利益なる處なり。

一楮皮以外の原料を得ること難きこと

現時他地方の製紙は何れも原料の配合宜しきを以て、時好に適し且つ安價に販賣するも、尙利益ある種類の製造をなし得れども、地方にては各種の原料を得るの道なき爲め、單純なる楮紙のみ製造せざるべからざるを以て、楮皮の高價の時には全く收支償はざる故、業を休むか然らざれば他日紙價の變動を思わくして、投機的事業をなさざるべからず。又或は一般需用多き半紙類の製造を試みんとするにも、配合物に乏しき爲め思ふ様の製品を得る能はず。之れ等不便の爲めに發達を障害すること少なからず。

一販賣に苦むこと

製品販賣には太田町へ持出し、市場又は紙商に賣却しつゝあれども、市場は規模小にして且つ賣買の方法不完全なれば、或る時期の外は買入參集せず、又賣買極めて乱暴にして安心して賣却するを得ず。又商店も他の紙問屋とは大いに趣を異にして自家に入用なれば買取り、不用なれば絶對に謝絶するを常とし、製造者を指導し販路の擴張を計る等のことを爲さず、所謂賣切り、買切りの取引なれば、其間何等親密なく、買手は直段を踏み賣人は粗製品をごまかして賣込を得とし、甚だ面白からざる取引をなしつゝあり。之れ改良上の一大弊害なるべし。時に或は自ら販路を求むるに奔走せざるべからざることありて、製品の處分に苦むこと甚だ多し。之れ畢竟時好に適せざ

る製品に依るものならんも、他地方に於ける紙問屋の如く、懇切なる販賣機關のあらんことを切望するなり。

一 器具購求不便なること

一点の器具を求めんとするも、土佐又は他に注文せざるべからざるの不便ある故、改良抄法を試みんとするもの又は或種の紙を試製せんとするものも、自然乙甲に思ひて見合すの傾きあり。其他藥品等に於ても又然り。或る試験を行はんと欲しても所在に得る能はざる爲め見合する等、各方面の機關具備せざるの不便少なしとせず。

一 短期講習は大いに考慮を要すべき問題なり

製紙の技術は極めて熟練を要すべきものなるに、短期の講習にて術を得らるるもの、如く考へ、折角熱心に業を習ふ者等の心を奪ひ、反て浮薄なる工手を造り、不完全なる製品を出すの恐あり。之れ大に熟慮すべきものに、已に業を得みる職工に或る作業を教ふるか如きは大いに喜ぶべき處なれども、初心の少青年をして之れに依らしむるは不可なるべし。

一 共進會品評會の濫設は弊害ありて益なし

以上は當業者側の見る處なれども、又他の方面より觀察を下したらんには、他の事情も發見せらるべし。要するに諸般の機關具備せは斯業發達すべしと言ふ義と、斯業發達せは他の機關は勞を要せずして自ら備はるべしと言ふ論とが即ち問題なり。此問題の解決せられたる曉こそ、即ち本縣製紙の再び社界に面目を現し、競争場裏に立つの時なり。此問題解決の鍵を握れるものは何人ぞ。希くは速に解決し給はられんことを。

第十二章 東茨城郡澤山村の布引大根

(渡邊委員調査)

一見かの干瓢に見えかふ布引大根は、農家の副食物として實用上干瓢を凌ぐものの如し。この物の製造は、十數年前本縣東茨城郡内澤山村の地に起り。自家用として之か製造を試むるもの漸次増加するに至れり。左に大正四年度に於ける同郡の生産額を表示せん。

布引大根産額調査表

町村名	生産産額		計量		自家用産額		計額
	自家用	販賣用	計量	自家用	販賣用		
上大野村							
下大野村	100		100	15000			15000
稻荷村	10		10	4000			4000
大場村	55		55	11000			11000
酒門村	100		100	15000			15000
石崎村	55		55	16250			16250
吉田村	22	6	28	4200	14960		59160

伊勢畑村	100	100	40000	40000
磯濱町	15	15	4500	4500
大貫町				
合計	275	165	21900	1,54900

右表の如くその生産、未だ他に移出するの域に進まず。主として本郡内に止まるとも、之を縣下の各地に普及し得たらんには一般農家に於ては、自家用に供するの便あり、適當なる地方に於ては、副産物として農村の經濟を助くること、蓋し尠からざるべし。況んやその原料は、縣下到處所として之なきはなく、その製法至て簡易なるに於てをや。茲に其の起原地に於ける製法の概況を記して、縣下農村の參考に資せんとす。

一、調査地の位置及風土

本村は水戸市を距る西北に五里餘、本縣那珂湊より野州烏山町に達する縣道を挾んで、部落狹長に散在す。北は那珂川の長流に臨み、東西南の三面は、郡内の坪、伊勢畑、岩船の諸村と接續す。地盤一体に平坦なり。氣候は水戸市と差なし。那珂川に接する地は、連年の如く水害を被れとも、其の他は水の發なく、水田は反て旱魃を恐る。林地極めて少く概して耕地なり。砂土は少數の面積にて大部分は壤土若くは黒色墟土なり。大根の栽培等に適當なる畑地割合に廣しとす。

二、沿革

當地に於ける大根切干の起原は、實に明治二十八年の秋に在りて、同村の農關捨松を首として小林牧所寅之介等の創意に出て、所氏によりて、之か適當なる製造器具を案出さる。而して之か原料は容易に栽培され、之が製法は至て簡易に、而も其の生産物は、實用向なりしかは、數年ならずして郡内に廣かり、現今二十二ヶ町村に亘りて、製造するに至れり。獨り郡内に止まらずして多賀那珂久慈北相馬等の地方に及ぶ。布引大根の名は、始め澤山干瓢と命名せしか、斯くては在來の干瓢とまぎらはしく、又大根切干とするか適當ならんも、從來の切干と誤らるる恐ありて、今の名に呼び定めしなりとす。

三、生産の狀況

本村にて生産する布引大根の數量は誠に微々たるものなれとも、其の従業戸數は四百戸に垂んとし、一戸に於て多きは六百貫少は一貫目位なれとも、何れも多年其の技を意得し居ることとて、一度世間の需要あらは、供給の準備は略成れるか如し。製造の場所は農家各自の住宅約屋庭前等を以て、之に充て別に設備をなさず。加工に要する器具の一切左の如し。

大根むき器	壹 臺	價七拾五錢
鉋 丁	壹 挺	桑切鉋丁を代用するも可なり若し新調するとすれば其の價壹圓
組	壹 枚	普通の組を用ひて事を辨す
貯藏箱		ブリキ罐又は普通の箱類
乾シ繩		普通の荒繩又は青竹何れにても可なり、百匁の製品を得るに約二間半を要す。

右の如くなれば、固定資本の額知るべきなり。流通資本は原料の大根代に止まるのみ。原料の大根は殆ど聖護院種に限らる。原料としては中大形のもの生産歩合多きため尊はる。何れも自家栽培品を以て之に充つ。

原料大根の栽培畑は、壤土及び黑色墟土の混合土地を可とし、毎戸平均二畝歩位に亘り、其の收量畝當百六十本數量一千貫を見込む。その栽培の方法は、普通の聖護院大根の耕作法にて可なれども、良質の原料を得んとする者は其の肥培に注意す。殊に施肥の加減を必要とす左に示す。施肥量は同地方に於て適量と認めらる。

種名	畝當肥料	追肥
堆肥	二十貫	—
下肥	二斗	—
米糠	六升	—
大豆粕	五升	—
灰	五升	—
原肥	二十貫	—
追肥	—	二斗

原料大根は、十一月下旬より十二月上旬にかけて採收し、氷らせざる程度に於て貯藏す。貯藏の方法は屋内の土間又は雨のもらさる土間に併列して適宜藁等を覆ひおけは足れりとす。普通の土活も亦可なり

四、製造に關する事項

(一) 製造の時期

年により多少の遅速はあれども、十二月中旬より翌年一月上旬迄を適期とす。十二月末は最良時期なり。寒中も良品を産し得れども、寒後に於ては光澤良しからず。右最良時期といへども、其の日の天候如何により生産物に、加工物に良否を生ずるは勿論なりとす。

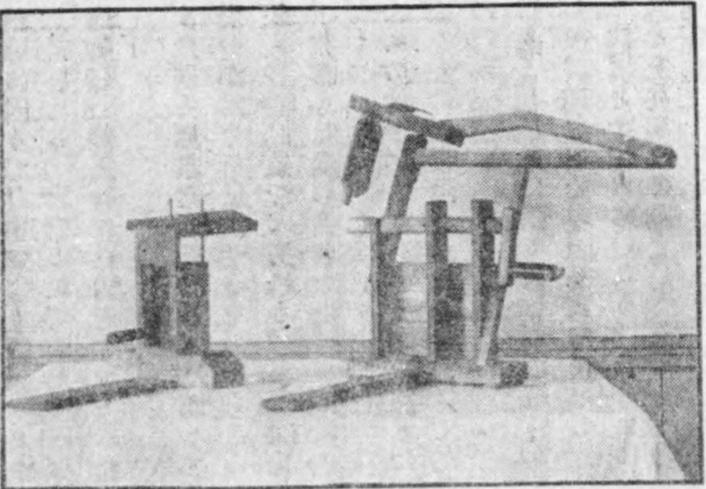
(二) 原料の選擇

良品を得んと欲せば、必ず良質の原料を選擇せざるべからず。原料大根は質緻密にして甘味に富むものを佳とし、採收後幾分か水分を發散せるものならざるべからず。而して大形のもの、加工の進度に得あれども、生産物の品質や、劣れり、小形は其の質及加工の進度共に損あり。中形は品質良好の生産物を得、中形とは其の高さ六七寸其の横周一尺二三寸のものとする。

(三) 製法の順序

原料の大根を洗滌し、俎上にて鉋丁によりその尻頭を適當に切り捨て、横に輪切となす、其の厚みは八分位を普通とす。之を左の圖に示すか如きむき器にかけて先づ外皮を除き、次に本剝をなす。一輪切より一丈五尺のむき大根を得へしむきたるものは、豫て日當りよき場所に張り置ける荒繩若くは青竹の竿に懸けて日干す。乾すと晴天一日乃至一日半にして、之を取込み一旦室内に吊し置きて、五六日を過ぎ再び之を日干す。乾すこと約半日位にて仕上を了するものなり。八分巾に輪切したる原料より成れる乾燥物は凡そ三分の巾に乾上るを常とするものなり。

右 甲式



甲式の器具は澤山村地方に於て使用されるものにて同地の所賣之介の工夫に成れり

左 乙式

乙式の器は東茨城郡鯉淵村地方に於て使用されるものにして同地の坂田駒之介の工夫に係る

五、生産の行程及歩止

男一人補助女一人にて、一日間に四十貫の原料に加工し得らるゝなり。歩止は原料の品質及び加工の精疎に因りて、多少の差異を生ずるは免れかたしけれども、大約左の如き結果となる。

原料大根十に對し、尻頭及び外皮等の除去されし屑約二割。而して仕上生産品は約九分に相當す。

六、生産物及荷造
生産物は百目當りの一束に束ぬ。即ち每本六尺五寸前後に切りて一括し、中程にて二折とし、折りたる所を細荒繩（藁製の凡そ五分の繩にて長尺五寸許、一方を小輪形とし他方の端を結びて束ね合せ輪形となせるもの）に懸くる仕組とす。一束の本數約七十本に當る。

荷造に關しては、未だ一定の方法なし。但し品物の損傷せざる程度に於て適宜の包装をなし、移出に供す。生産品は自家用の量（主として切屑等を充つ）を取除け、從て製造すれば隨て之を販賣す。其の年三月以後に處分すへき見込のものは、相當保存の方法を採り、箱又はブリキ罐等に藏めて濕氣の喰はざるやう注意するものなり。

七、收支計算

支出の部

- 一金一圓九十二錢 原料聖護院大根四十八貫代
- 一金拾錢 器具及乾物損料
- 一金五十錢 人夫賃見積額（男一人三十錢女一人二十錢）
- 計 二圓五十二錢

收支の部

一金二圓四十錢 布引大根上物三貫代
 一金四十錢 全 下物一貫代

計 二圓八十錢

差引金二十八錢の益を得、而して何れも自家の勞力に依るものなれば、益金額に人夫賃見積損額を加算すれば金七十八錢となる。されは同地方の生産者は男女平均一人一日當三十九錢の勞金收入を得ることとなるべし。

八、將來の見込

由來本村は餘裕多からざる地方にして、加ふるに農家の収益を助け、地方資金の流通を圓滑にすべき副業至て少し。然るに三冬の候、農閑の時期を利用して、高價の勞銀を得るべき布引大根製造の副業は、頗る其の當を得たるものとす。唯遺憾とする点は、販路の思はしからざるに在り。凡そ生産物を造るは敢て難しとする所にあらされども、之を化して金となし而も相當の利潤を獲ることに至りては、實に容易の業にあらざるなり。

本村の當業者たる者、奮勵努力して大に生産物の處理方法を講せずんはあるへからず。更に忠告を要する所のものあり。即ち競争地の出て來らんことは是なり。抑々本縣下に於ける農家副業の勞力賃の實際を通覽するに、男女一人一日當の平均勞銀は、其の高きものに於て約十五錢其の低きものに至りては七錢と註せらる。如何に其の勞銀の少額なるかを知るべし。然るに本土に於ける布引大根製造に對する勞は前項に述へしか如く遙に高率を示せり。この結果は他に供給者の増加を見るに至るべし。是

に於てか競争次て起り、劣者敗れて優者勝つの因果に漏れず。永く今日の勞銀を夢むる能はず。果ては生産の起原地たる空名をのみ抱きて、その實益を得られざるの時期に際會することあるやも計るべからず。されは過古十數年間に於ける經過の如く、主として自家用を目的とし時に或は品評會等に出陳して授賞に預かるが如くに満足せず。頻りに販路の擴張を計り、大に移出の運を講せずんはあるべからず。吾か縣農會に於ても亦茲に見る所あり、一方縣下に向て農家の副業として之を奨勵すると共に、一面に於て之か販賣の斡旋を計劃し將に興らんとする此の生産物に對して、徐に處理の準備に急げらるなり。

大正五年十二月十六日印刷
大正五年十二月十九日發行

(非賣品)

發行所 茨城縣農會

茨城縣廳構内

印刷人 柴謙吉

茨城縣水戸市上市南三ノ丸二番地

印刷所 柴合名會社

茨城縣水戸市上市南三ノ丸二番地

326
250

終